

山形県ツキノワグマ管理計画（保護管理計画）の計画期間における状況変化について

山形県ツキノワグマ管理計画（保護管理計画）に基づく個体数管理の経過

計画 策定期	年度（4月～3月）	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7※1
個体数管理	捕獲水準（H29以降） （H28以前は捕獲数1頭）	205	218	229	239	231	262	263	281	380	380	370	340	310	340	230	200	
	生息数推定	2,016	2,000	2,036	2,223	2,566	2,378	2,452	2,590	2,521	2,425	2,360	2,400	2,300	2,053	2,238		
捕獲数	捕獲数計	133	233	143	286	139	234	166	282	302	258	426	683	276	324	800	250	1,586
	うち非捕殺						0	0	0	1	2	0	2	0	1	3	0	6
	春季捕獲	69	69	76	69	85	82	85	85	109	88	77	80	71	64	49	41	53
	有害捕獲	36	162	33	213	36	146	24	181	173	130	334	578	180	247	732	199	1,586
	うち市町村許可	12	77	18	104	18	79	14	140	152	119	328	574	178	246	685	197	1,533
	うち錯誤捕獲※2						—	—	—	—	—	—	—	—	83	135	78	266
錯誤捕獲	狩猟	28	12	34	4	18	6	57	16	20	40	15	25	25	13	19	10	調査中
	錯誤捕獲数						0	0	1	0	0	3	6	2	87	136	78	266
	うち委託事業における放獣数						0	0	1	0	0	3	6	2	4	0	0	0
	うち委託事業を除く放獣数						—	—	—	—	—	—	—	—	0	1	0	0

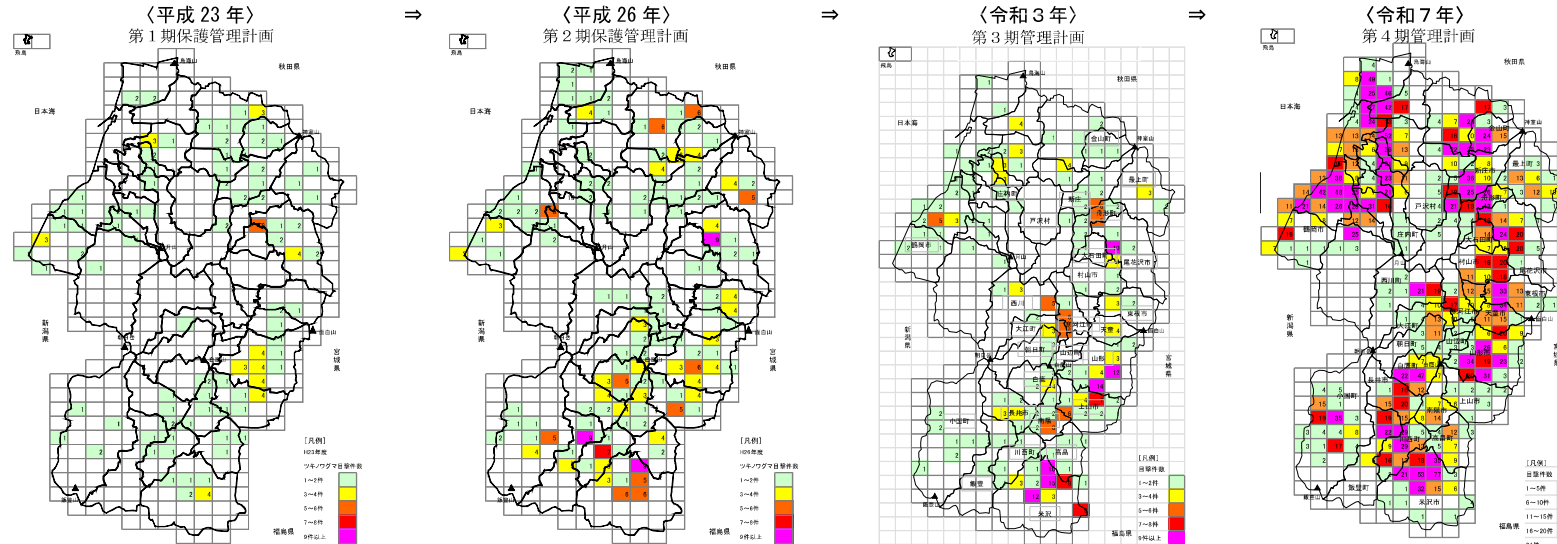
※1：R7は通算値 ※2：錯誤捕獲の情報収集はR4から開始

年（1月～12月）	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目撃件数	64	288	142	446	208	315	225	575	471	323	450	795	291	376	765	348	3,079
うち市街地目撃件数※											124	253	63	111	183	90	352
人身被害発生件数	2	11	4	5	0	2	1	2	4	1	4	5	0	2	5	3	13
うち排除・防除地域での発生		7	2	1					2			4		2	3	0	9

※1：市街地目撃件数は、R1.1から情報収集開始

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
被害面積（ha）	40.8	91.3	39.0	83.1	51.0	65.1	43.6	64.5	68.1	58.2	63.7	76.8	48.6	37.1	63.1	38.0	—
被害量（t）	79.2	328.1	106.7	858.7	97.2	258.1	97.3	211.8	153.4	132.8	166.2	253.3	115.7	100.2	416	136	—
被害金額（千円）	15,466	47,713	20,307	53,289	25,274	36,872	24,373	45,991	36,378	34,347	39,707	45,195	33,401	29,283	43,807	23,110	—
被害防止計画策定市町村数 （ツキノワグマを対象）	10	13	13	13	19	21	23	23	31	34	34	34	34	34	34	34	34

〔ツキノワグマ目撃件数分布の推移〕



第 1 期保護管理計画策定以降、増加したとみられる県内のツキノワグマの生息数は、第 4 期にかけ減少傾向と捉えていたが、生息数推定の妥当性から令和 7 年度より調査方法の見直しを開始

→捕獲数・生息数推定の推移は、計画期末目標の生息水準に向かってきていたと思われていたが、生息数推定の妥当性に加え R 7 大量出沒となり、基本目標達成に向けた生息数に関する指標の検討が必要になっている。

第 1 期以降、目撃件数は増減を繰り返しながら増加する傾向

→目撃通報に対する県民意識も向上してきたと推察されるが、ツキノワグマの出沒場所は、市街地など人の日常生活圏へ拡大してきている。

人身被害、農作物被害は、目撃件数の増減と同じ傾向にある

→経年での傾向というよりも、出沒件数に応じ被害発生のリスクが変動すると考えられる。

目撃件数の多い地域が県内全域で拡大
→出沒場所の拡大や人身被害の発生など人とクマとの軋轢が深刻化

●経年とともに向上してきたと思われる県民意識が、R 7 大量出沒により関心と不安ともにより一層高まっている。
●保護管理ユニット等広域での調査の実施や個体数管理の検討の必要性が生じている。

第 5 期山形県ツキノワグマ管理計画検討にあたってのポイント

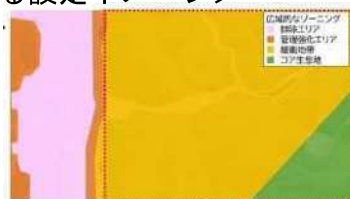
1 ゾーニング管理

① ガイドラインでの整理

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和 8 年度版（以下、「R8 クマガイドライン」という。）における区分等を整理すると、以下のとおりとなる。

		排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
目的		人身被害の発生や経済的損失の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入の防止	人間活動とクマの生息の両立	クマにとって良好な生息環境を保全
空間スケール	広域的なゾーニング	県	県	県	広域協議会
	集落レベルでのゾーニング	市町村	市町村	—	—
区分の考え		設定	設定	確保	確保
個体群管理	問題個体管理	○	○	○	○
	個体数管理	実施しない	○	○	実施しない
	目標	・【捕獲数】年間●～■頭で捕獲する ・5年後の推定個体数が目標個体数（○～□頭）の範囲内 ※地域個体群を安定的に維持するために必要な個体数はコア生息地・緩衝地帯の両方で確保する。			

＜空間スケールにおける設定イメージ＞



＜広域的なゾーニング＞

都道府県が設定（広域協議会と調整）
県全体の排除エリアと管理強化エリアを設定する。加えて、緩衝地帯とコア生息地を確保する。

＜集落レベルのゾーニング＞

市町村が設定（都道府県が協力）
広域的ゾーニングで確保した緩衝地帯とコア生息地の中にある集落や農地等を排除エリアとして設定する。排除エリアの周辺に管理強化エリアを設定する。

② 第 5 期山形県ツキノワグマ管理計画策定にあたっての検討事項

ア 東北広域でのクマ対策の検討

新潟県を含む東北地方でのツキノワグマによる被害の防止及び適切な個体群管理を図るため、東北地方ツキノワグマ対策関係機関連絡会議（以下、「連絡会議」）が令和 8 年 6 月 3 日に設立。広域協議会設立に向けた検討も予定されており、保護管理ユニットなど東北広域でクマ対策の連携を強化していく動きがある。

イ 県・市町村でのゾーニング設定

排除エリア、管理強化エリアは、線引きするゾーンとして「設定」、緩衝地帯、コア生息地は、概念や該当場所のイメージを関係者で共有するゾーンとして「確保」とされている。

ウ 春季捕獲の位置づけ

個体数管理について、コア生息地においては「実施しない」とされており、主要生息域を中心に実施する春季捕獲の継続に向けた整理が必要となる。

2 推定生息数の扱い

① 山形県の状況

令和6年度まで実施していた目視調査とカメラトラップを併用した生息状況調査に基づく推定生息数について、小雪により発見しづらい等の影響などにより推定頭数は大きく減少し、妥当性があると言い難い結果となった。

令和7年度から新たな調査手法の確立に向けた調査を開始、令和8年度も継続し実施している。新たな調査手法の基本的考え方は、主要生息域の生息数の増減トレンドを把握し、捕獲圧の強弱に反映させるものとし、生息頭数の推定はしないこととしている。

② 環境省による個体数推定等

環境省では、「クマ被害対策ロードマップ」（令和8年3月27日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）に基づき、令和8年度に東北地方での個体数推定を実施する。

クマ被害対策ロードマップでは、暫定的な捕獲目標数が設定されており、令和8年度以降、環境省の個体数推定を踏まえ、各都道府県において適切な捕獲目標を設定することとされている。

③ 推定生息数に関連する第4期山形県ツキノワグマ管理計画

ア 計画期末での目標生息水準 概ね2,000頭

イ 目標生息水準達成に向けた年度ごとの捕獲水準

ウ 地域個体群の維持、生息数の適正水準管理のための捕獲抑制

（推定生息数が2,000頭を下回る見通しとなった場合、翌年度発動）

【参考：近年の推定生息数等】

	R 3	R 4	R 5	R 6
推定生息数	2,300	2,053	2,238	1,329
捕獲水準	310	340	230	200
捕獲数	276	324	800	250

※R 6は推定生息数の妥当性から取扱いを保留

第 5 期山形県ツキノワグマ管理計画の次期計画策定方針（案）について

第 4 期山形県ツキノワグマ管理計画	●課題及び検討を要する事項 ※特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和 8 年度版でのポイント（以降：「R8 クマガイドライン」）	策定方針（案）
1 計画策定の目的及び背景（略）		
2 管理すべき鳥獣の種類 ツキノワグマ（ <i>Ursus thibetanus japonicus</i> ）		
3 計画の期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日		⇒令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日
4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 県内全域	※保護管理ユニットと個体数水準に応じた個体群管理	⇒本県内の保護管理ユニットに関する記載の検討
5 ツキノワグマに関する現状 （1）ツキノワグマの生息状況 〈H13〉1,200～1,300 頭前後 〈H17～19〉約 1,500 頭 〈H20～23〉約 2,100 頭 〈H24～28〉2,300～2,600 頭 〈H29～R3〉2,300～2,500 頭前後 （2）ツキノワグマの生息環境（略） （3）山形県ツキノワグマ管理計画（保護管理計画）の計画期間における状況変化 ア 計画に基づく個体数管理の経過 - 捕獲頭数〈～S42〉100 頭以下 〈S43～H 7〉ほぼ 200 頭以下 〈H 8～〉200 頭前後で推移 〈H18〉692 頭（過去最大） 〈H19～28〉概ね 150～280 頭 〈H29～R3〉230～680 頭 イ 人身被害・出没の傾向 - 山中での被害（山菜採り、キノコ採りなど）が多いが、H22 に集落地内や市街地での出没が相次ぎ、H26、H28 には市街地出没や人家侵入等の事案、R2 には市街地での人身被害が発生した。 - 年間の人身被害発生件数は、H 22 の 11 件を最高に 0～6 件で推移している。 ウ 農林業被害の傾向 〈S55～H 7〉数百万円～2 千万円で推移 〈H 8～〉1 千万円～6 千万円で推移 〈H18〉1 億 6 千万円と突出（人里への大量出没） 〈H19～R2〉概ね 2 千万円～5 千万円で推移 （4）第 3 期計画期末におけるツキノワグマの状況（略）	●資料 1－1 のとおり	⇒ 時点修正を行う
6 管理の目標 （1）基本目標 ツキノワグマの地域個体群の安定的な維持を図りつつ、生息数を適正な水準に管理するとともに、その行動域を適正な範囲に抑制し、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図り、人とツキノワグマとの適切な関係を構築することを目標 （2）その方策と基本的な考え方 ア ツキノワグマが活動又は出没する地域区分に応じた管理方針の策定、生息環境管理、被害防除対策及び捕獲対策を総合的に実施 イ 計画期間末の目標生息数（R8 年度末）を定め、これに基づき算出する年間捕獲水準を基準に春季捕獲（個体数調整）、有害捕獲、狩猟を推進 ウ 継続的なモニタリングにより生息状況を把握し、これを個体数管理にフィードバックさせる	●第 2 期から第 3 期で「その行動域を適正な範囲に抑制」が追加され、第 3 期、4 期は同じ基本目標 ※R8 クマガイドラインでのゾーニング管理の区分 ※広域レベルと集落レベルでのゾーニング管理（広域協議会、県、市町村でのゾーニング設定） ●環境省による個体数推定調査 ●東北広域でのクマ対策検討の動向	⇒資料 1－2 のとおり

7 具体的な管理目標と管理方式 (1) 生息環境管理 - ツキノワグマが活動又は出没する地域の区分（主要生息域、緩衝地域、防除地域、排除地域）に応じた生息環境管理 ア 主要生息域における管理方式 - 鳥獣保護区、自然公園法等の指定による保全効果、狩猟活動や開発行為の規制など法的な保護を講じていく イ 緩衝地域における管理方式 - 里山林の活用、林縁部の除草、藪等の下草刈り等により人の生活地域への侵入防止に努める ウ 防除地域における管理方式 - 不要な農作物などを人家や耕作地の周辺に放置しないように努め、地域住民と認識を共有し、刈払い、樹木の伐採、電気柵の設置など、必要な取組みへの誘導 エ 排除地域における管理方式 - ツキノワグマを誘引しない環境の創出、下草刈りの実施によりツキノワグマが身を隠す場所をなくすように努める (2) 被害管理と防除対策 ア 防除地域における管理方式 - 農作物被害の多い耕作地への電気柵の設置、ミツバチの巣箱の設置は人家周辺を避けて電気柵設置 イ 排除地域における管理方式 - 家庭菜園等の野菜、家庭から排出される生ゴミ等誘引物の除去、必要に応じた侵入防止柵の設置 (3) 個体数管理 ア 個体数管理の考え方 - 年度毎の捕獲数の目安を設定、許可捕獲と狩猟による捕獲数を対象にし、放獣数は除外 イ 個体数管理の期間 - 令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 ウ 本計画期末の目標となる生息数水準 - 第 1 期及び第 2 期の計画の計画期首の推定生息数と同水準になることを目標とし令和 8 年度末（計画期末）の推定生息数が概ね 2,000 頭になることを目標に各年度の捕獲数を調整 エ 年度毎の捕獲水準 - 計画期末（R8 年度末）の推定生息数が概ね 2,000 頭になることを目標に各年度の捕獲水準を設定。捕獲実績数により補正し、管理の目安のため総合支庁単位の捕獲水準を年度毎に示す。 オ 捕獲抑制措置 - 計画期末に約 2,000 頭を下回る見通しとなった場合、特定鳥獣管理検討委員会の意見を聴き、翌年度、捕獲抑制措置を発動。捕獲抑制措置の発動が決定した年度に、当該年度の捕獲水準を超えたことを目安に、追払い等捕獲以外の防除対策、狩猟の自粛を要請、春季捕獲許可割当て数削減の検討 カ 捕獲数の報告について - 総合支庁は、月毎に取りまとめる捕獲数を速やかに市町村や農業団体、猟友会等に情報提供する。狩猟者に捕獲後のすみやかな捕獲個体調査票提出を求め、捕獲数を把握 キ 捕獲方法についての考え方と捕獲許可の取扱い ○春季捕獲（4 月から 5 月中旬頃まで） - 市町村長が申請者となって県が許可 - 奥山で銃により成獣（主にオス）を選択的捕獲 →穴グマ捕獲、親子グマの捕獲はしない - 捕獲隊を編成して実施すること。生息状況調査を併せて実施すること。 ○有害捕獲 - 箱わなにより出没個体を捕獲（1 申請に対し箱わな 1 基を原則） - 設置期間は 10～15 日程度（許可期間内）の出来るだけ短期間 →誘引防止、負担軽減のため ○地域区分毎の許可方針 - 現に人畜等に危害を加えるおそれがある場合は市町村許可 ○狩猟（毎年 11 月 15 日から翌年 2 月 15 日まで） →穴グマ捕獲、親子グマの捕獲はしない ク 捕獲個体の取扱い及び捕殺個体の処分方法 - 捕獲個体調査票を提出すること - 本県で捕獲されたツキノワグマの肉について、平成 24 年 10 月に政府の原子力災害対策本部長から出荷制限の指示があり、一般への流通が制限されている	※R8 クマガイドラインでのゾーニング管理の区分 ※個体群管理の考え方（問題個体の管理と個体数の管理） ● 生息状況調査の妥当性の点から R7 からの新しい生息状況調査の手法確立するための調査を開始。捕獲抑制を要する目安を持ち得ていない。 ● R7 から春季捕獲について県指定管理鳥獣等捕獲事業として実施している。 ※R8 クマガイドラインのゾーニング管理、個体群管理では、コア生息地において個体数管理を実施しないこととされている。 ● 有害捕獲許可件数の増により許可事務に係る市町村及び申請者の負担の増大 ※R8 クマガイドラインでのゾーニング管理区分	⇒管理区分に応じた管理方式を検討し記載 ⇒保護管理ユニット単位、本県における個体数管理の考え方を整理し記載 ⇒捕獲水準や計画期末での目標生息数水準など、個体数に関する目標設定の検討 ⇒捕獲抑制措置発動の目安を検討し記載 ⇒ 県指定鳥獣管理等捕獲事業として記載 ⇒春季捕獲の意義（捕獲圧、被害の未然防止、マタギ文化の継承、人材育成等）を踏まえ、ゾーニング管理や個体群管理の考え方と兼ね合いを整理・検討したうえで記載する。 ⇒許可期間を 1 年以内の範囲で延長する方向で基準を検討し記載する。 許可期間は、第 14 次鳥獣保護管理計画に記載 ⇒ゾーニング管理区分に応じた許可方針を検討し記載する。
--	--	---

ただし、平成28年3月の指示変更により、県が定める出荷・検査方針に従い出荷対象のツキノワグマ全頭を検査して食品添加物の規格基準（100 Bq/kg）を超えないことを条件に出荷が可能となった ケ 錯誤捕獲の防止の推進 ・ ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、放獣に努める （4）モニタリング ・ 目撃情報（警察本部） ・捕獲個体情報（捕獲実施者） ・生息状況調査（目視：県が猟友会に委託、カメラトラップ：環境科学研究センター、定点観測カメラ：県が山形大学に委託） ・豊凶調査（環境科学研究センター） ・ 農林業被害（市町村、農林水産部） ・人身被害情報（市町村等） （5）人身への被害防止に向けた対策の取組み ア 県民や観光客への注意喚起 イ 必要な情報の提供 ウ 出没地域等における警戒対応 エ 総合的な対策実施のための連携	※ 国の基本指針見直しにおいて、農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切でなく、事前の捕獲申請のうえ捕獲する旨の記載が予定されている。 ● 本県における生息調査手法確立に向けた調査 ● 環境省による個体数推定調査 ● 東北広域でのクマ対策検討の動向 ● 緊急銃猟制度の創設	⇒ 錯誤捕獲された場合、国の基本指針見直しに沿って、あらかじめ捕獲申請を行う等の適切な対応の記載を検討する。 ⇒ 本県での主要生息域における生息頭数のトレンド把握による捕獲圧の強弱への反映や環境省・東北広域でのクマ対策の動向を踏まえた記載を検討する。 ⇒ 日常生活圏への出没時の対応として、体制整備も含めた緊急銃猟での駆除等について記載を検討する。
8 第二種特定鳥獣管理計画の実施及び見直しに必要な事項 （1）各主体が果たす役割 ・ 地域住民の理解協力のもと、市町村、県、国等の各機関、民間団体等は連携して個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の各種施策を実施 ・ 県は、関係機関等で組織する「第二種特定鳥獣管理連絡協議会」における調整等を通じて関係機関にフィードバックし、被害対策等へ反映する （2）隣接県等との調整 ・ 隣接県が定める第二種特定鳥獣管理計画との調整、実施状況の情報交換 （3）普及啓発、広報活動 ・ 県及び市町村は防除技術、生態等の情報収集を行うとともに、パンフレットの配布等により、住民や観光客に対し、ツキノワグマと遭遇しないための基本的な対応方法や被害防除法の普及啓発を実施 （4）人材育成 ・ 自然保護及び動物愛護について総合的な知識と技術を持つ人材を育成するとともに新規狩猟者を育成支援、組織分野毎に期待される役割に応じた人材を育成する。 （5）県民合意の形成 ・ 生活感覚や意識の相違等によって意見が大きく隔たる現状を解消し、協調を促進	● 東北広域でのクマ対策の動向	⇒ 広域でのクマ対策に関する内容を記載
資料編		

ヒグマ及びツキノワグマの計画的な保護管理のために

特定鳥獣保護・管理計画作成のための ガイドライン(クマ編)令和8年度版 概要版

特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン改定の背景と目的

本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、都道府県において特定鳥獣保護・管理計画(以下、「特定計画」とする。)を作成又は改定する際の参考として、最新のヒグマ及びツキノワグマ(以下、「クマ」という。)の生息状況や被害状況、保護・管理※に関する知見に基づく技術的な助言を行うことを目的として、2022年3月の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)改定版」を改定したものです。

※管理：鳥獣保護管理法においては、「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」をいいます。

改定の背景と、前ガイドラインからの特徴的な変更点

1999年に特定鳥獣保護管理計画の制度が始まって以降、保護・管理の取り組みが進み、四国を除く、多くの地域でクマの個体群の回復がみられています。一方で、分布域の拡大や個体数の回復・増加に伴い、全国的にクマの出没件数・捕獲数の増加や、クマによる人身被害の発生がみられており、2023年度は岩手県や秋田県を中心に、市街地等へのクマの出没が相次ぎ、人身被害件数が過去最多を記録しました。

これらの状況を受け、2024年年2月に「クマによる被害の防止に向けた対策方針(以下、「対策方針」とする。))」、2024年4月には関係省庁による「クマ被害対策施策パッケージ」が示されたほか、四国を除くクマが鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「鳥獣保護管理法」とする。)に基づく指定管理鳥獣に指定されました。また、2025年4月には鳥獣保護管理法の一部を改正する法律による緊急銃猟制度が創設されるなど様々な対策が進められてきました。

しかし、2025年度は、東北地方を中心に再びクマが大量出没し、2023年度を超える大きな被害が発生しました。この事態を受け、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議では「クマ被害対策パッケージ」を決定し、市街地等からクマを排除するとともに、クマの個体数の削減と管理の徹底を図ることと、人とクマのすみ分けの実現を進めることしました。

本ガイドラインでは、上記の情勢を踏まえて、「クマの個体群を管理する方法」「市街地等へのクマの出没に備えた考え方」を新たに整理するとともに、特定計画を作成・運用する上での基本的な考え方を示しています。

本ガイドラインのポイント

1. 保護管理ユニットと個体数水準

行政界を越えて行動するクマを適切に保護・管理するには、保護管理ユニット単位で個体群の保護・管理を進めることが重要です。ガイドラインでは、ヒグマを5、ツキノワグマを18の保護管理ユニットに分け、個体数に応じて定めた個体数水準に基づいて個体群管理を実施することを推奨しています。

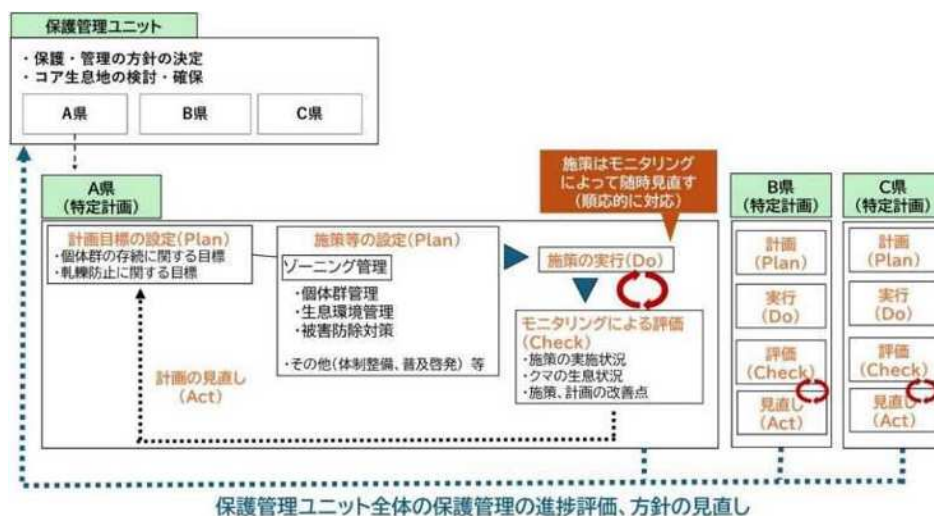


個体数水準	個体群管理の方針
個体数水準1	【目的:保護】捕獲上限割合は3%以下。狩猟禁止・可能な限り非捕殺的対応を行う。
個体数水準2	【目的:保護】捕獲上限割合は5%以下。 【目的:管理】捕獲上限割合は自然増加率以下。
個体数水準3	【目的:管理】個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。
個体数水準4	【目的:管理】個体数水準4を維持できる範囲、若しくは軋轢の低減に向けて必要な場合は個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。

※自然増加率:クマの自然増加率は環境等の要因から地域によって異なるため、都道府県ごとに推定した自然増加率を用いて設定することが望ましい。ただし、自然増加率を推定していない場合は、平成22年度自然環境保全基礎調査(環境省生物多様性センター,2011)で示された自然増加率(ツキノワグマ:中央値 14.5%)を参考に設定してもよい。

2. クマの保護・管理の階層

クマの保護・管理は保護管理ユニット単位での広域的な保護・管理と、特定計画による都道府県単位で保護・管理の2つの空間スケールで進めます。広域的な保護・管理では、都道府県が環境省と協力して設立した「広域協議会」により、保護・管理の方針の決定、コア生息地の検討と確保、目標個体数の設定を行います。都道府県の特定計画では、保護・管理ユニットの方針に基づき、特定計画を策定・実行しながら、順応的な管理を進めます。



3. ゾーニング管理

人とクマのすみ分けを図ることを目的に地域を区分し、各区分の目的の下で施策等を実施していることをゾーニング管理といいます。ガイドラインでは、「排除エリア」「管理強化エリア」「緩衝地帯」「コア生息地」の4区分に分けるゾーニング管理を行い、各ゾーンの目的の下で個体群管理、生息環境管理、被害防除対策などを進めることを示しています。

ゾーニング管理においては、人の活動域である「排除エリア」及び、侵入防止の対策を強化する「管理強化エリア」は、都道府県、市町村及び地域住民等の関係者で設定（線引きを行う）し、クマとのすみ分けを図るための対策を徹底することが重要である。

区分	目的	定義
排除 エリア	人身被害等の発生や 経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等を含む。 排除エリアは、前ガイドラインでは「排除地域」及び「防除地域」を合わせたゾーンであり、補足資料では「人の生活圏」が該当。
管理強化 エリア	クマの定着や排除エ リアへのクマの侵入 の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するために、積極的に対策（捕獲等・生息環境管理・被害防除対策）を実施するゾーン。 管理強化エリアは、補足資料では「管理強化ゾーン」が該当。
緩衝地帯	人間活動とクマの生 息の両立	コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン（※緩衝地帯の中にも排除エ リアと管理強化エリアが設定可能）。
コア 生息地	クマにとって良好な 生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、クマにとって良好な生息環境を保全するゾーン（※コア生息地の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可 能）。

ゾーン／施策		排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
個体群管理	問題個体管理	●	●	●	●
	個体数管理※	実施しない	●	●	実施しない
【捕獲数】年間●～■頭で捕獲する（5年後の推定個体数が目標個体数（○～□頭）の範囲内）					
生息環境管理		・ 出没ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備 ・ 耕作放棄地の解消	・ 排除地域への出没ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備 ・ 耕作放棄地の解消 ・ 里地里山林の管理	・ 里地里山林の管理	・ クマの生息環境の維持・改善（広葉樹林化・針広混交林化等） ・ 森林の連続性の確保（鳥獣保護区特別保護区等の配置の見直し・検討）
被害防除対策		・ 電気柵・防護柵等の設置 ・ 誘引物（放任果樹・未収穫作物等）の管理 ・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理	・ 誘引物（放任果樹等）の管理 ・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・ 追い払いの実施	・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・ 追い払いの実施	・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・ 追い払いの実施
普及啓発		・ 地域住民への注意喚起や対策の指導 ・ 被害対策に関する指導 ・ 捕獲に関する安全指導	・ 被害対策に関する指導 ・ 捕獲に関する安全指導 ・ 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供		・ 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供
体制整備		・ 特定計画の作成・運用に係る人材の確保・育成 ・ 捕獲技術者の育成・確保 ・ 人身被害防止に向けた体制整備（関係機関との連携等含む） ・ 緊急時の対応体制の整備（緊急統制等含む）			

※個体数管理のための捕獲（数の調整目的での捕獲等）は管理を目的とした保護管理ユニットで実施される。

4. 個体群管理

問題個体の管理と個体数管理

クマの個体群管理は、「問題個体の管理」「個体数管理」の2つの考え方で進めます。

問題個体とは、排除エリアに侵入した個体(侵入の蓋然性の大きい個体含む)や、人等への被害を発生させた個体(発生させる可能性の高い個体含む)です。

問題個体管理は、保護または管理のいずれが目的である場合も、全てのゾーンで実施できます。個体数管理は、管理を目的とする保護管理ユニットにおいて、管理強化エリアと緩衝地帯で実施することをガイドラインでは示しています。

人とクマの軋轢を軽減するために設定する目標個体数は幅を持って設定することが可能です。ただし、捕獲行為自体が目的化しないために、軋轢の軽減につながる目標を設定した上で、捕獲が必要な場所や時期を明確にして捕獲することが重要です。

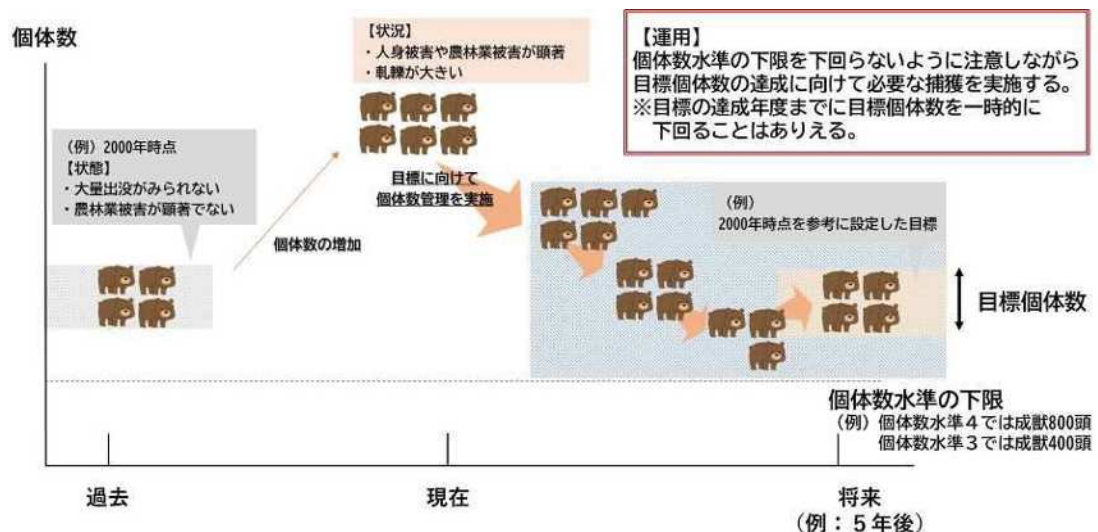
■ 保護を目的とする保護管理ユニットにおける個体群管理

捕獲の目的	排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
問題個体の管理	●	●	●	●
個体数管理	－	実施しない	実施しない	実施しない

■ 管理を目的とする保護管理ユニットにおける個体群管理

捕獲の目的	排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
問題個体の管理	●	●	●	●
個体数管理	－	●	●	実施しない

●は実施可能を示す。



目標個体数の設定と捕獲の運用方法のイメージ(例)

指定管理鳥獣捕獲等事業

ヒグマ及びツキノワグマ(四国を除く)は指定管理鳥獣として指定されており、指定管理鳥獣対策事業交付金が活用できます。クマでは、鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成事業の他、クマ類総合対策事業として、特定計画の作成、生息状況調査等、出没防止対策、クマの捕獲事業などが交付対象となります。

5 出没対応

対策方針では、人への警戒心の薄れ、中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加より市街地等の周辺部がクマに適した生息環境に変化しつつあること、森林から市街地に連続的にのびる緑地等が市街地等へのクマの侵入経路として利用されることが示されています。ガイドラインでは、これらに対する対策への取り組みや、豊凶調査等による出没予測などにより、クマの出没の防止と、出没に備えた対応を行うことを示しています。

また、クマが出没した場合に備えて、「クマ類の出没対応マニュアル(環境省,2021)」や緊急銃猟ガイドライン(環境省,2025)を参考に体制を整えておくことも重要です。市街地等では、緊急銃猟制度等による銃猟(麻酔銃含む)を行う場合も想定されるため、関係法令について十分把握しておくことが重要です。

	法令に基づく規制や手続き					運用上の留意点		
	鳥獣保護管理法					その他の法令 (毒物及び劇物 取締法、医薬品 医療機器等法、 麻酔及び向精 神薬取締法)	安全かつ 確実に実 施できる 場合(※) とはいえ ない場合	安全かつ確実 に実施できる 場合(※)
	第9条に基 づく許可(鳥 獣の捕獲等 の許可)の 要否	第37条第 1項の許可 (危険猟法 の許可)の 要否	第38条(緊急銃猟)の対応 第1項 (夜間銃猟 の禁止)	第2項 (住居集合地 域等における 銃猟の禁止)	第3項 (建物等に向 かってする 銃猟の禁止)			
麻酔銃猟 (緊急銃猟と して実施)	不要	使用する薬 剤や量によ っては必要	禁止の 適用除外	禁止の 適用除外	禁止の 適用除外	使用する薬剤 や量によって は必要	制度上は 可能だが 推奨され ない	制度上も可能 であり、運用 上も実施し得 る
麻酔銃猟 (鳥獣保護管 理法第9条 の許可を受 けて実施)	必要	使用する薬 剤や量によ っては必要	実施不可	禁止の 適用除外 (法9条に加 え、法第38条 の2の許可を 得た場合のみ)	実施不可	使用する薬剤 や量によって は必要	制度上は 可能だが 推奨され ない	制度上も可能 であり、運用 上も実施し得 る
吹き矢を使用 した麻酔 (鳥獣保護管 理法第9条 の許可を受 けて実施)	必要	必要	禁止の 対象外	禁止の 対象外	禁止の 対象外	使用する薬剤 や量によって は必要	制度上は 可能だが 推奨され ない	制度上も可能 であり、運用 上も実施し得 る

※麻酔による捕獲等を実施したことで、実施しなかった場合に比べ、むしろ対象個体が興奮し、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼす可能性や、従事者が反撃を受ける被害が発生する可能性を踏まえてもなお安全かつ確実に麻酔を用いた捕獲等を実施することが判断される場合。

ガイドラインの内容

I. はじめに

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)令和8年度版の改定の背景や、近年のクマを取り巻く情勢、改定の目的を解説しています。

II. クマの保護・管理の現状

全国のクマ特定計画の作成状況、クマの生息状況(環境省レッドリストの掲載、分布状況、推定個体数)に加え、近年のクマの出没状況、被害状況及び捕獲動向を解説しています。

III. クマの保護・管理の基本事項

クマの保護・管理の基本事項である(1)広域管理(保護管理ユニット)と個体数水準、(2)ゾーニング管理、(3)基本的な施策(個体群管理(問題個体の管理、個体数管理)、生息環境管理、被害防除対策)、(4)出没対応、(5)普及啓発、(6)モニタリングについて解説しています。

IV. 特定計画の運用

特定計画を運用するための考え方として、クマの保護・管理の階層(広域管理と特定計画)、広域的な保護・管理の運用、特定計画の運用のポイント(ゾーニング管理、個体群管理、被害防除対策及び生息環境管理、施策を評価するモニタリングの指標)について解説しています。

V. 特定計画の記載項目

特定計画で記載する項目を解説しています。

VI. 事例集

クマの保護・管理の取り組みとして、クマの保護・管理の決定プロセス(北海道)、指定管理鳥獣対策事業における取り組み(富山県)、ゾーニング管理の導入(長野県)を紹介しています。

VII. 参考文献・資料

本ガイドラインの参考文献や保護・管理を進める上で参考となる URL 等を紹介しています。

令和7年度クマ類及びニホンジカの保護管理に関する調査検討業務
特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)令和8年度版概要版 2026(令和8)年4月
業務発注者 環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 電話:03-3581-3351
業務受託者 一般財団法人 自然環境研究センター
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号 電話:03-6659-6310

特定鳥獣保護・管理計画作成のための
ガイドライン（クマ編）
令和8年度版

2026（令和8）年4月

環境省

目次

I.	はじめに	1
1.	特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の背景及び目的	1
(1)	特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の背景	1
(2)	特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の目的	4
II.	クマの保護・管理の現状	6
1.	クマの第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成状況	6
2.	クマの現状	7
(1)	生息状況	7
(2)	出没状況	10
(3)	被害状況	12
(4)	捕獲動向	15
III.	クマの保護・管理の基本事項	19
1.	クマの保護・管理の目的	19
2.	クマの保護・管理の基本的な考え方	19
(1)	広域管理（保護管理ユニット）と個体数水準	19
(2)	ゾーニング管理	25
(3)	基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）	28
(4)	出没対応	31
(5)	普及啓発	39
(6)	順応的管理のためのモニタリング	39
IV.	特定計画の運用	40
1.	クマの保護・管理の階層	40
(1)	広域の保護・管理方針の決定	40
(2)	特定計画の策定	40
2.	広域的な保護・管理の運用	44
(1)	広域協議会の運用例	44
(2)	広域的な保護・管理を進めるための国の支援	44
(3)	広域的な保護・管理の利点	45
3.	特定計画の運用のポイント	45
(1)	ゾーニング管理	45
(2)	個体群管理	47
(3)	被害防除対策及び生息環境管理	50
(4)	施策を評価するモニタリングの指標	50
V.	特定計画の記載項目	52
1.	計画の名称と考え方	52
2.	保護・管理すべき鳥獣の種類	52
3.	計画の期間	52

4.	保護・管理が行われる区域（対象地域）	52
5.	現状の分析	53
6.	現状の評価と課題の抽出	53
7.	第一種特定鳥獣の保護／第二種特定鳥獣の管理の目標	53
8.	ゾーニング管理に関する事項	54
9.	個体群管理に関する事項	54
(1)	個体群管理の考え方	54
(2)	第二種管理計画における特例	54
(3)	指定管理鳥獣対策事業交付金	55
(4)	指定管理鳥獣捕獲等事業	55
10.	生息地の保護・整備、被害防除対策、出没対応に関する事項	56
(1)	生息地の保護・整備	56
(2)	被害防除対策	56
(3)	出没対応に関する事項	56
11.	その他保護・管理のために必要な事項	57
(1)	環境部局・関係機関との連携	57
(2)	人材の育成と配置	57
(3)	普及啓発	58
(4)	モニタリング	58
(5)	錯誤捕獲対応の実施体制	58
(6)	先進技術の活用	59
VI.	事例集	60
1.	クマ保護・管理方針の決定プロセス	60
2.	指定管理鳥獣対策事業における取り組み	64
3.	ゾーニング管理の導入	67
VII.	参考文献・資料	71

I. はじめに

1. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の背景及び目的

(1) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の背景

1990年代以降、1999（平成11）年に特定鳥獣保護管理計画の制度が始まるなど、保護・管理¹の取組が進み、多くの地域でヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ」という。）の個体群の回復がみられた。ただし、九州地方のツキノワグマは1941年の宮崎県笠松山での狩猟捕獲を最後に2012（平成24）年度に絶滅と判断されたほか、四国山地のツキノワグマは、絶滅の危険性が高い状況が依然続いている。

他方で、分布域の拡大や個体数の回復・増加に伴い、全国的にクマの出没件数及び捕獲数の増加、人身被害の発生がみられており、特に2023（令和5）年度においては秋田県や岩手県を中心に市街地等²への出没が相次ぎ、人身被害件数が過去最多を記録した。これらの状況を受け、2024（令和6）年2月のクマ保護及び管理に関する検討会では、「クマによる被害の防止に向けた対策方針」（以下「対策方針」という。図I-1）が示された。本対策方針の中では、市街地等や農地へのクマの出没防止や出没時の対応体制の強化とともに、クマの指定管理鳥獣への指定が提案された。これを受け2024（令和6）年4月に環境省・農林水産省・林野庁・国土交通省・警察庁が「クマ被害対策施策パッケージ」において今後のクマの保護管理の方向性を示すとともに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）施行規則の一部を改正する省令により、クマ（ツキノワグマについては、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群以外の個体群）が指定管理鳥獣に指定された。また、2025（令和7）年時点で、ヒグマでは市街地中心部まで出没する個体や市街地等の周辺部に定着する個体が確認されるなど、これまでと異なり市街地等を避けずに行動する個体が各地で多数確認された。ツキノワグマでは集落周辺への分布域の拡大、集落周辺を利用する頻度の高い個体や集落へ侵入する個体の増加が確認されており、クマの個体数の増加や分布域の拡大に伴う新たな問題が生じている。鳥獣保護管理法では、従来、住居集合地域等³において銃器を使用した鳥獣の捕獲等（銃猟）を禁じており、市街地等においてクマが出没した場合は、基本的に鳥獣保護管理法に基づく銃猟による捕獲以外の方法で対処してきたが、クマ等の危険鳥獣が人の日常生活圏⁴に出没した際に、的確かつ迅速に対応できるようにするため、2025（令和7）年4月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、緊急銃

¹ 鳥獣保護管理法では、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、鳥獣の生息数を適正な水準に増加又は維持、若しくは生息地を適正な範囲に拡大又は維持することを「保護」とし、鳥獣の生息数を適正な水準に減少、若しくは生息地を適正な範囲に縮小させることを「管理」としている。

² 市街地や集落など人の居住地の一般用語として用いる。（鳥獣保護管理法における住居集合地域等や人の日常生活圏とは異なる概念となる。）

³ 鳥獣保護管理法第38条第2項で示す住居集合地域等であり、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所を指す。

⁴ 鳥獣保護管理法第34条の2第1項で示す住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物などの緊急銃猟が実施可能な場所を指す。

猟制度が新たに創設された（2025（令和7）年9月施行）。

このように、2023（令和5）年度以降では、それまでと比較してクマを取り巻く状況に大きな変化が生じており、クマの対策として、放任果樹や未収穫作物等の誘引物の適切な管理を実施するとともに、個体数管理を含めた総合的な保護管理を推進することが対策方針において示された。

しかし、2025（令和7）年度には、東北地方を中心に再びクマが大量出没し、12月末時点で、許可捕獲数は過去最多の13,499頭となったほか、人身被害人数は236人（速報値）、死亡者人数は13人と2023（令和5）年度を超える大きな被害が発生した。これらの事態を受け、同年11月に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」を開催し、「クマ被害対策パッケージ」（図Ⅰ-2）を決定した。同パッケージは、環境省・総務省・文部科学省・農林水産省・林野庁・国土交通省・観光庁・防衛省・警察庁が関わり作成されたもので、市街地等からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、クマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマとのすみ分けを実現するとしている。

一方で、従来の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」（以下「ガイドライン」という。）では、個体群の状況に応じた個体群管理の方針に関する基準や被害状況を踏まえた目標設定の考え方については、ほとんど記載されていなかった。また、クマとのすみ分けを強化するためには、個体群管理と出没防止等の対策をより一層推進していくことが重要となる。

そこで、本ガイドラインでは、上記の状況に対応した記載を充実させることで、都道府県による効果的な鳥獣保護管理事業の推進を図ることとした。

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」のポイント

- 令和6年2月8日の専門家検討会において、科学的知見に基づき、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」を取りまとめ。
 - 対策の基本的な考え方は、**クマ類の地域個体群を維持**しつつ、**人の生活圏への出没防止**により、**人とクマ類のすみ分け**を図る。
 - その実現に向け、「**ゾーニング管理**※1」、「**広域的な管理**※2」、「**順応的な管理**※3」の3つの管理を推進。
- ※1：人の生活圏とクマ類の生息域の区分 ※2：保護管理ユニットに基づき都道府県をまたぐ広域管理 ※3：事業のモニタリングにより、より適切な管理方法を適用

指定管理鳥獣の指定

- **クマ類を指定管理鳥獣※に指定**（絶滅のおそれのある四国の個体群を除く）。**都道府県等への技術的・財政的支援**が必要。
- **捕獲に偏らない対策**が必要（調査・モニタリング、出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成 など）。

※ 都道府県等が捕獲等により集中的かつ広域的に管理する鳥獣

人の生活圏への出没防止

- 放任果樹等の**誘引物の管理**、**電気柵**の設置、**追い払い**、**山林、耕作放棄地、移動ルート**の緑地の**刈り払い**、**緩衝帯**の整備が必要。

出没時の対応

- **市街地等での銃による捕獲**について、**鳥獣保護管理法の改正**も含めて、**対応方針の検討・整理**が必要。

人材育成・配置 他

- 都道府県・市町村への**専門的な人材**の育成・配置、**捕獲技術者**の育成・確保が必要。
- **ICT等を活用**した出没情報の提供、モニタリング手法の開発が必要。
- **過度な苦情への対応**、**四国個体群の保全強化**等が必要。

クマ類保護及び管理に関する検討会

- （第1回）令和5年12月26日（火）**
- ・クマ類の生息状況、被害状況等について
 - ・ヒアリング（北海道、岩手県、秋田県、群馬県、富山県、兵庫県）
- （第2回）令和6年1月9日（火）**
- ・ヒアリング（大日本猟友会、北海道農業協同組合中央会、日本自然保護協会、知床財団、NPO法人ビッキョ）
 - ・論点の整理
- （第3回）令和6年2月8日（木）**
- ・「クマ類による被害防止に向けた対策方針」の決定
- （検討委員）** ※五十音順
- ・大井 徹 石川県立大学生物資源環境学部 特任教授
 - ・小池 伸介 東京農工大学大学院 教授
 - ・近藤 麻実 秋田県生活環境部自然保護課 主任
 - ・佐藤 喜和 酪農学園大学 農食環境学群 教授
 - ・澤田 誠吾 鳥根県西部農林水産振興センター 主幹
 - ・山崎 晃司 東京農業大学地域環境科学部 教授 ※座長
 - ・横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

指定管理鳥獣に関する取組

- **指定管理鳥獣の指定**（鳥獣保護管理法省令の改正）
※4月16日に公布・施行
- **指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の拡充**（クマ類の追加）

図 I-1 クマによる被害の防止に向けた対策方針のポイント

クマ被害対策パッケージ（概要）

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る。
- 人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する。

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急に対応すること（※は着手済）		短期的に取り組むこと	中期的に取り組むこと
★緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省）	★警察によるライフル銃を使用したクマの駆除（警察庁）	○春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省）	○自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省）
★緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省）	★都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁、文部科学省）	○ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援（環境省）	○クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省）
★効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省）	○自衛隊OB、警察OB等への協力要請（環境省、防衛省、警察庁）	○クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁）	○適切な個体数管理のための統一的手法による個体数推定（環境省）
★自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出（環境省、総務省）	★学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等（文部科学省、環境省）	○市街地等での適切な麻酔銃の使用手法、効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省）	○堅果類の豊凶調査に基づくクマ出没傾向に関する情報発信（環境省、林野庁）
★インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁）	★農林業従事者の安全確保の徹底（農林水産省、林野庁）	○緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出没情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁）	○保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）
○ 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施 （主な対象経費）ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用 ・ガバメントハンター人件費 ・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）搬入費 ・緩衝帯整備費 ・誘引物の撤去費 ・ICTを活用した出没対策費 ・人材育成のための研修費 等 ※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施		○ 河川における出没対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省）	
○ 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる			

図 I-2 クマ被害対策パッケージ（概要）

（２） 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定目的

ガイドラインは、都道府県において特定鳥獣保護・管理計画（以下「特定計画」という。）を作成または改定する際の参考として、最新のクマの生息状況や被害状況、保護・管理に関する知見に基づく技術的な助言を行うことを目的とするものである。今回の改定では、近年のクマの分布域の拡大や個体数の増加等に伴う、市街地等での人身被害等の人とクマの軋轢の増加を踏まえ、クマの個体群を管理する方法や市街地等へのクマの出没に備えた対応の考え方を新たに整理することを目的とし、特定計画を作成・運用する上で理解が必要なクマの保護・管理の基本的な考え方を示すとともに、個体群管理及び鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項、クマとのすみ分けを図るゾーニング管理の導入・運用、出没対応体制の構築に関する事項を中心に記載の充実を図った。

なお、クマの保護・管理は、地域個体群を安定的に存続させることを前提として、人とクマの軋轢の解消を目指すものである。クマの生息状況やクマを取り巻く情勢に変化が生じた場合は、本ガイドラインを見直し保護・管理の方法も順応的に変えていく必要がある。本ガイドラインは、第 14 次鳥獣保護管理事業計画（計画期間は令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日）の概ね 5 年程度の期間を視野に入れた内容であり、最新の知見等に基づいて本ガイドラインも随時見直しが図られていくものである。

〈用語の整理〉

本ガイドラインで用いる用語については下記のとおり整理する。

- ①クマ：ヒグマ、ツキノワグマを指す。
- ②保護：鳥獣保護管理法第2条第2項に示す、「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること」をいう。
- ③管理：鳥獣保護管理法第2条第3項に示す、「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」をいう。
- ④捕獲等：鳥獣保護管理法第2条第8項に示す、捕獲又は殺傷をいう。
- ⑤市街地等：市街地や集落など人の居住地の一般用語として用いる。（鳥獣保護管理法における住居集合地域等や人の日常生活圏とは異なる概念となる。）なお、具体的に市街地のみを指す場合には、本ガイドラインにおいて単に「市街地」と記載する。（例：P27の「図Ⅲ－2 ゾーン設定のイメージ図」の解説等）
- ⑥住居集合地域等：鳥獣保護管理法第38条第2項で示す住居集合地域等であり、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所を指す。
- ⑦人の日常生活圏：鳥獣保護管理法第34条の2第1項で示す住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物などの緊急銃猟が実施可能な場所を指す。
- ⑧個体数：ある特定の地域や空間に存在するクマの総数をいう。
- ⑨個体群、地域個体群：個体群はある一定の空間に生息する同種の集まりで、地域個体群はそのうち、遺伝的特性、生物的特性及び地理的要因等により分けられた生物種の集団のことをいう。
- ⑩個体群管理：野生動物の個体数、分布、密度等を目的に合わせて調整することをいう。
- ⑪個体数管理：軋轢を低減させることと地域個体群の安定的な存続が可能となる個体数に調整することをいう。
- ⑫個体数推定：全数調査が難しい場合に統計的な手法を用いて、ある範囲に生息する動物の数を「近似値」として算出すること。
- ⑬個体数水準：クマの個体数をもとに、保護管理ユニットの状態を示す指標のこと
※本ガイドラインにおいて、個体数に関して論じる場合には、「個体数」を含む上記⑧、⑪、⑫、⑬の用語を用い、個体数だけでなく、分布、密度等の要素も合わせることで遺伝的特性等も考慮する場合に「個体群」を含む上記⑨、⑩の用語を用いる。
- ⑭許可捕獲：鳥獣保護管理法第9条に基づき、必要な許可を受けて行う捕獲等をいう。
- ⑮狩猟：鳥獣保護管理法第11条第1項第1号に示す捕獲等をいう。※本ガイドラインで用いる「狩猟」は、鳥獣保護管理法第2条第9項が示す「狩猟」とは異なる
- ⑯前ガイドライン：「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版」（2022（令和4）年3月作成。）を指す。

II. クマの保護・管理の現状

1. クマの第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成状況

国内には北海道にヒグマ、本州・四国の36都府県にツキノワグマが生息している。そのうち、1県（滋賀県）で第一種特定鳥獣保護計画（以下「第一種保護計画」という。）が、26道府県で第二種特定鳥獣管理計画（以下「第二種管理計画」という。）が作成されているほか、2県（山梨県、静岡県）が新たに第二種管理計画を作成中である（表Ⅱ-1）。なお、九州は50年以上確実な生息の記録が無かったため2012（平成24）年に絶滅と判断された。

2022（令和4）年に改定した前ガイドライン以降では、福井県、京都府、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県が第一種保護計画から第二種管理計画に変更したほか、青森県、茨城県、三重県、奈良県及び和歌山県が新たに第二種管理計画を作成した。

表Ⅱ-1 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成状況

（2026（令和8）年3月24日時点）※九州及び沖縄は除く。

都道府県	第一種	第二種	前ガイドラインからの変更	都道府県	第一種	第二種	前ガイドラインからの変更
北海道		○		岐阜県		○	
青森県		○	新規で作成	静岡県		○	作成中
岩手県		○		愛知県			
宮城県		○		三重県		○	新規で作成
秋田県		○		滋賀県	○		
山形県		○		京都府		○	第一種から第二種に変更
福島県		○		大阪府	恒常的生息域ではない		
茨城県		○	新規で作成。ただし、クマの恒常的生息域ではない。	兵庫県		○	
栃木県		○		奈良県		○	新規で作成
群馬県		○		和歌山県		○	新規で作成
埼玉県				鳥取県		○	第一種から第二種に変更
千葉県	生息せず			島根県		○	第一種から第二種に変更
東京都				岡山県		○	第一種から第二種に変更
神奈川県				広島県		○	第一種から第二種に変更
新潟県		○		山口県		○	第一種から第二種に変更
富山県		○		徳島県			
石川県		○		香川県	生息せず		
福井県		○	第一種から第二種に変更	愛媛県	恒常的生息域ではない		
山梨県		○	作成中	高知県			
長野県		○		合計	1	28 [※]	

※作成中の計画も含む。

2. クマの現状

(1) 生息状況

1) 環境省レッドリストの掲載

国内のクマのうち、石狩西部及び天塩・増毛地方のエゾヒグマ、下北半島、紀伊半島、東中国地域、西中国地域、四国山地のツキノワグマが環境省のレッドリスト（2020）に「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」として掲載されている。なお、九州地方のツキノワグマはすでに絶滅したと考えられることから、2012（平成 24）年に環境省のレッドリストから削除された。

四国山地のツキノワグマは、高知県では 1986（昭和 61）年以降、他の県では 1994（平成 6）年以降に狩猟による捕獲の禁止措置が取られているが、それ以降も個体数の回復は認められていない。四国山地においては、ツキノワグマ四国個体群の絶滅を回避し、保全していくことを目的として、2016（平成 28）年度に関係機関により「ツキノワグマ四国個体群の保全に係る広域協議会」を設置し、2019（令和元）年度に「ツキノワグマ四国地域個体群広域保護指針」が策定された。2024（令和 6）年度の「はしっこプロジェクト」では、センサーカメラ調査によって最低 26 頭が識別され、親子 4 組が確認されている（四国森林管理局ら、四国山地におけるツキノワグマ生息調査の結果について～「はしっこプロジェクト 2024」～、<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/press/keikaku/250612.html>）。しかし、個体数や分布域は依然として限定的と考えられ、絶滅の危険性が極めて高い状況が続いている。

2) 分布状況

クマの全国的な分布に関する調査は、1980（昭和 55）年度に第 2 回自然環境保全基礎調査、2003（平成 15）年度に第 6 回自然環境保全基礎調査、2018（平成 30）年度に中大型哺乳類分布調査が実施された（環境庁、1981、環境省自然環境局生物多様性センター、2004、環境省自然環境局生物多様性センター、2019）。これらの調査の結果、四国を除き全国的にクマの分布が拡大したことが明らかになった（図Ⅱ-1）。さらに、都道府県における第一種保護計画及び第二種管理計画によると、2018（平成 30）年度以降も継続して分布域が拡大する傾向がみられている。

対策方針によると、人口減少・少子高齢化、都市への一極集中等に伴う、中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、市街地等の周辺がクマに適した生息環境に変化しつつあることを背景に、クマの分布域が市街地等の人間の生活圏に隣接する状況がみられている。また、阿武隈山地や八溝山系などの新たにツキノワグマの生息が確認された地域での目撃情報の増加や、2021（令和 3）年度、2023（令和 5）年度及び 2024（令和 6）年度には伊豆半島においてツキノワグマが確認され、拡大傾向が継続している。

3) 推定個体数

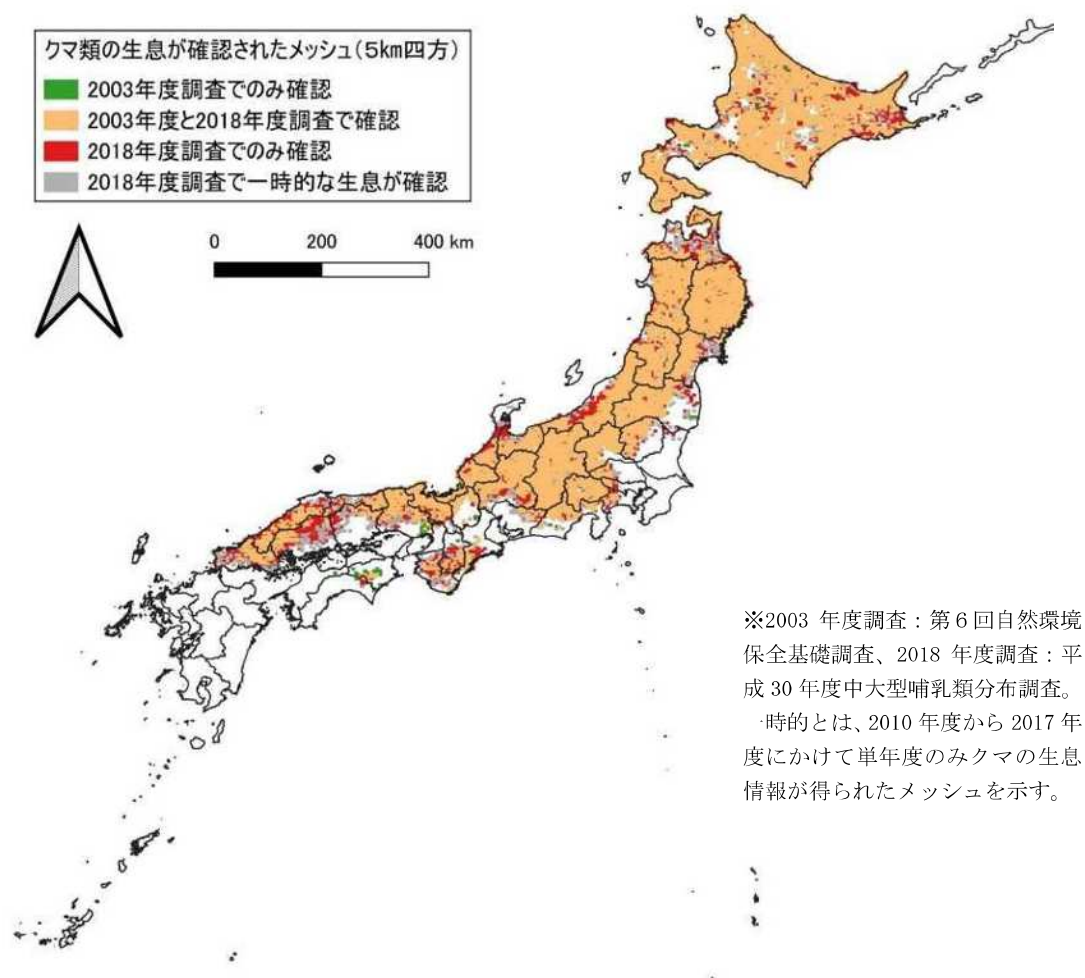
クマの特定計画等によると、19 道府県及び 6 つの地域個体群でクマの個体数推定が行われている（表Ⅱ-2）。都道府県間または同一の都道府県においても、年度により個体数の推定方法が異なる場合があるため単純に比較できる値ではないが、ツキノワグマは東北、中部、北陸に

多く生息しており、推定個体数が比較できる地域では個体数も増加の傾向がみられている。また、環境省のレッドリストで LP として選定された西日本の多くの府県においても、2000 年代以降から現在にかけて、個体数は増加傾向であると考えられる。

個体数の増加及び分布域が拡大した要因としては、

- ・ 個体群の回復を目的とした保護管理施策（1990 年代以降に取り組まれた、狩猟の自粛や規制、放獣の推進、自然増加率を目安として捕獲数を設定してきたことなど）
- ・ 人口減少・高齢化による中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、人の生活圏周辺がクマの生息に適した環境に変化しつつあり、集落周辺への個体の定着が進んでいること

などがあげられる。なお、多くの道府県では特定計画の改定にあわせて、個体数推定のための生息調査が実施されている。都道府県内においてヘアトラップ法やカメラトラップ法など同一手法で実施された生息調査の結果によると、クマの生息地である奥山等で調査が実施されているが、それらの調査地において生息密度が減少する傾向は示されていない。



図Ⅱ-1 クマの分布状況

「平成 30 年度(2018 年度)中大型哺乳類分布調査」調査報告書（環境省自然環境局生物多様性センター，2019）より作成。

表Ⅱ-2 都道府県のクマ推定個体数の推移

令和8年3月時点

都道府県	推定生息数及び調査(又は特定計画での公表)年度 ^{※1}		
	最新のデータ ^{※2}	2010年代のデータ ^{※2}	2010年以前のデータ ^{※2}
北海道	11,600 2023	10,800 2014	5,400 1991
青森県	1,614 2022	1,181 2019	-
岩手県	3,700 2020	3,400 2017	1,100 2006
宮城県	3,147 2020	1,669 2014	633 2008
秋田県	3,900 2025	1,429 2017	1,052 2010
山形県	2,300 2021	2,600 2016	1,500 2007
福島県	5,576 2020	2,970 2015	-
茨城県 ^{※3}	-	-	-
栃木県	961 2024	461 2014	338 2004
群馬県	2,022 2020	1,082 2012	-
埼玉県 ^{※3}	-	-	-
東京都 ^{※3}	-	-	-
神奈川県 ^{※3}	-	-	-
新潟県	1,118 2023	1,574 2017	1,080 2010
富山県	1,449 2024	1,290 2017	740 2008
石川県	1,201 2021	1,052 2017	560 1995
福井県	1,217 2024	950 2016	850 2009
山梨県	1,038 2025	723 2012	400 2000
長野県	7,270 2020	3,940 2015	2,770 2007
岐阜県	3,717 2022	2,904 2016	1,519 2006
静岡県	543 2024	-	-
愛知県 ^{※3}	-	-	-
滋賀県	316 2023	296 2012	-
京都府	1,639 2020	1,278 2015	300 2005
大阪府 ^{※3}	-	-	-
北近畿(東部) (福井県・滋賀県・京都府)	1,166 2024	-	-
北近畿(西部) (京都府・兵庫県)	762 2021	-	-
東中国地域個体群 (兵庫県・鳥取県・岡山県)	763 2024	-	-
西中国地域個体群 (島根県・広島県・山口県)	1,307 2020	850 2015	480 1999
紀伊半島地域個体群 (奈良県・和歌山県・三重県)	467 2024	-	180 1998
四国地域個体群 (徳島県・高知県)	26 2024	-	-

※1 上段:推定個体数(中央値、平均値、上限値と下限値の中間値などその他の値)、下段:調査年度又は特定計画での公表年度。

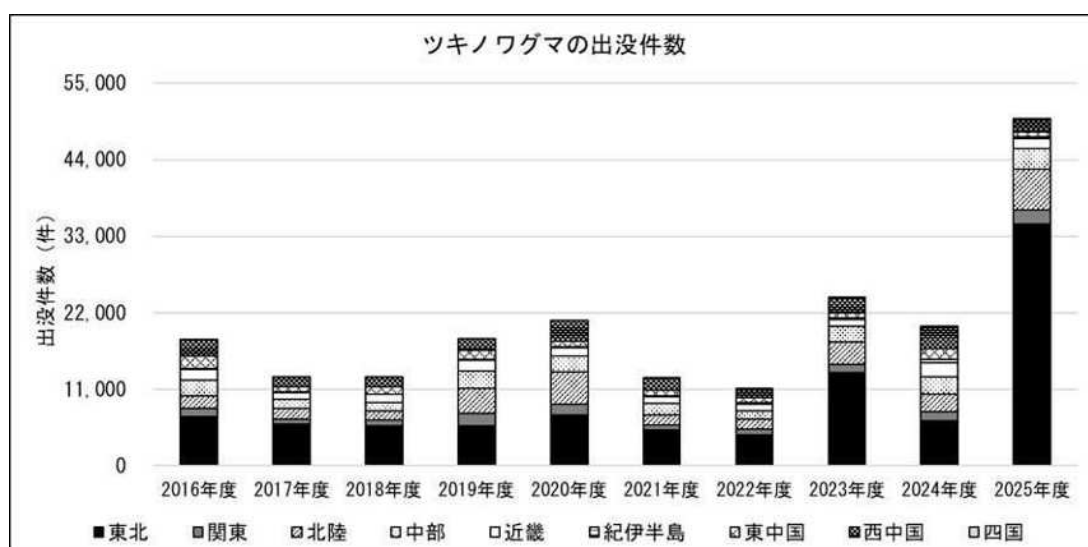
※2 同じ都道府県であっても個体数の推定方法が年度によって異なるため個体数の単純比較は出来ない点に注意する。

※3 特定計画が未策定などでツキノワグマの推定個体数を非公表または個体数に関するデータがない都府県。

(2) 出沒状況

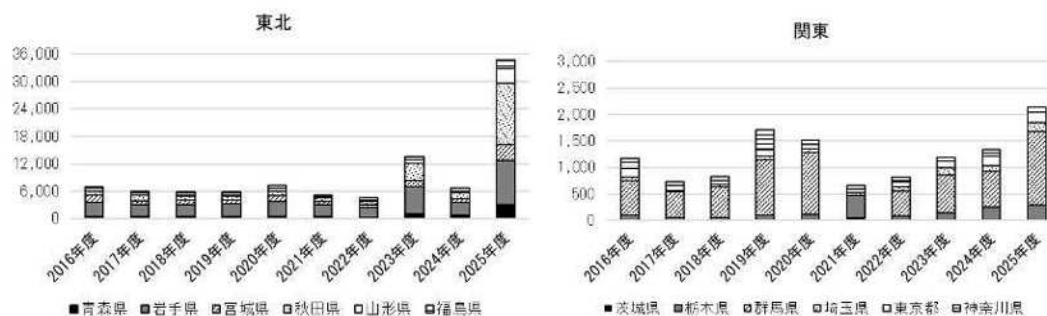
2016（平成28）年度から2026（令和8）年1月までのツキノワグマの出没件数は、東北、北陸、西中国、中部、近畿、関東、東中国、紀伊半島、四国の順に多い（図Ⅱ-2）。ただし、出没件数は都府県によって集計方法が異なること、クマに対する社会的な関心の高さに応じて報告される件数に違いが出ること、各地方で集計に用いる都道府県の数が異なることから、参考値として扱う必要がある。なお、ヒグマは2016（平成28）年度以降の出没件数が未公表であることからここでは省いた。

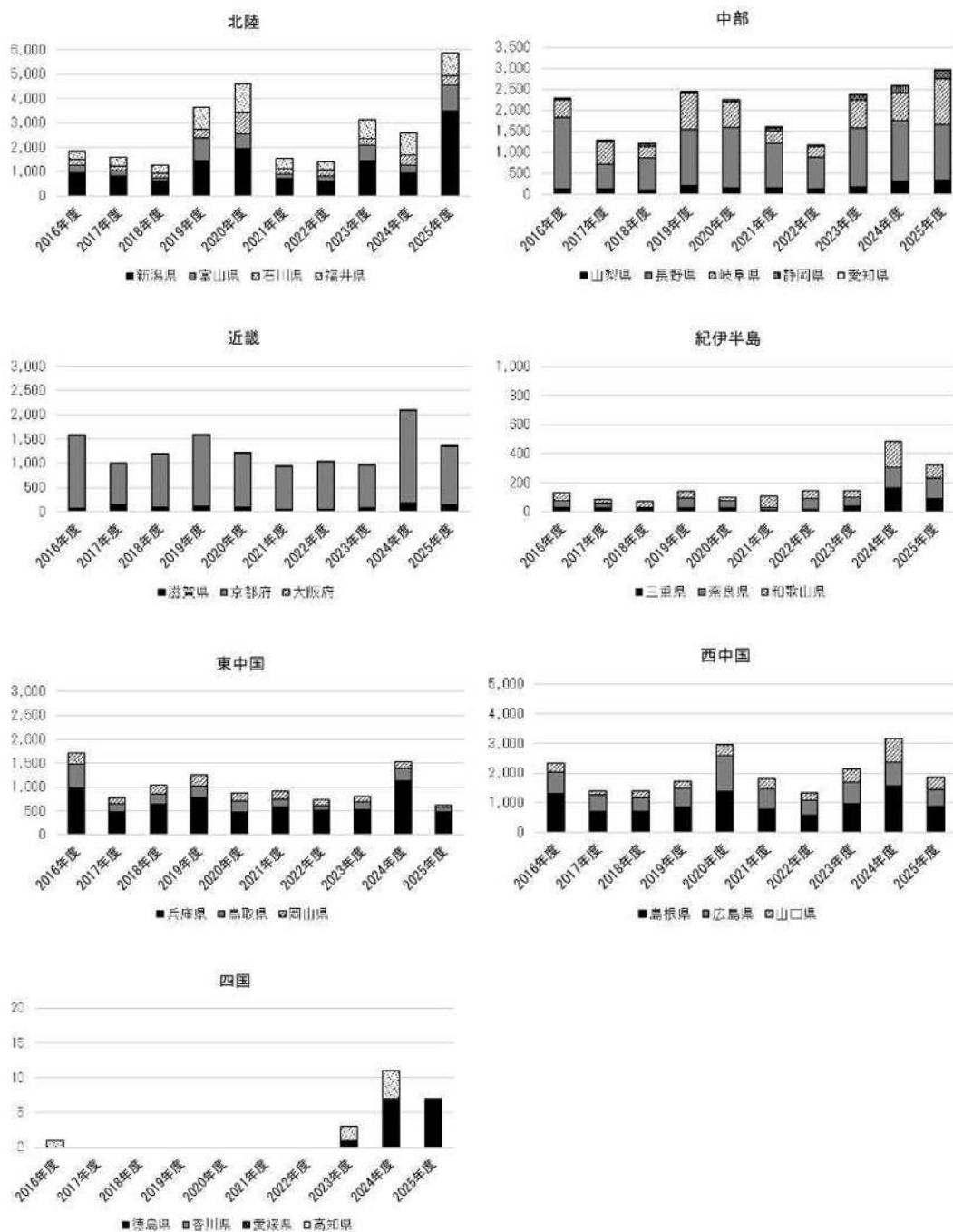
ツキノワグマの出没件数は、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度、2023（令和5）年度、2025（令和7）年度に多い傾向あり、さらに中部以西では2024（令和6）年度も高い値を示している（図Ⅱ-3）。2019（令和元）年度及び2020（令和2）年度は北陸を中心に、2023（令和5）年度及び2025（令和7）年度は東北を中心にブナ科堅果類等が凶作であったことから、秋季を中心に多くの出没がみられた。特に2025（令和7）年度は、東北、関東、北陸、中部で過去最多を記録し、東北では2023（令和3）年度の2倍を上回る出没件数となった。



図Ⅱ-2 全国のツキノワグマの出没件数の推移

（2026（令和8）年1月までの速報値）





図Ⅱ-3 ツキノワグマの出没件数の推移（地方別）

※グラフの縦軸は出没件数（件）。環境省資料より作成（2026（令和8）年1月までの速報値）。

(3) 被害状況

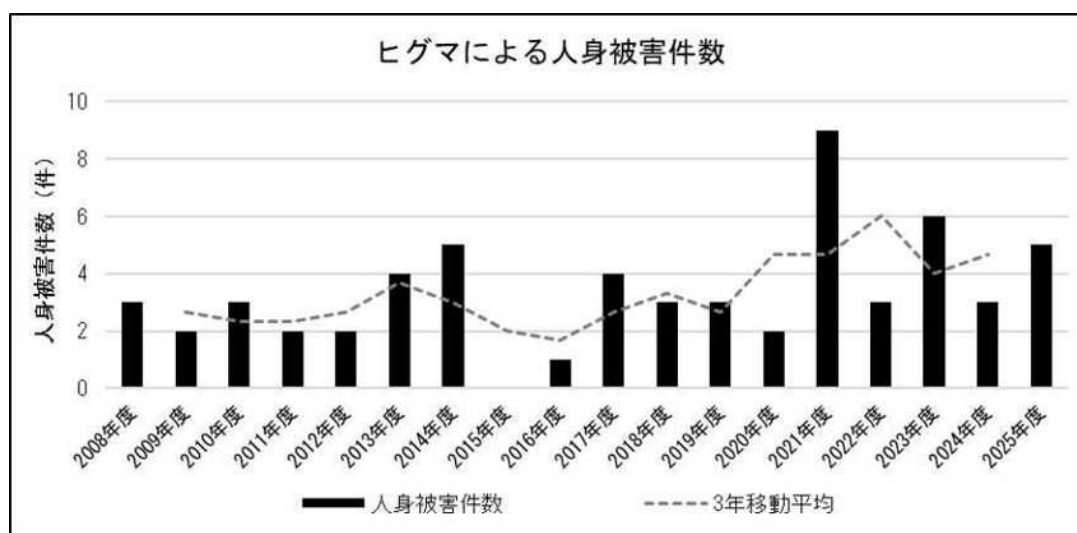
クマによる農作物被害面積及び金額は、ニホンジカ及びイノシシ等の他の野生鳥獣と比べて低い値である。一方で、人身被害が発生するリスクは他の野生鳥獣と比べて高く、人身被害が発生した場合は、死亡事故等の重大な事故につながる可能性がある。

1) 人身被害

2008（平成20）年度から2020（令和2）年度にかけて、ヒグマによる人身被害件数は年間5件以内で推移していたが、2021（令和3）年度には札幌市市街地にヒグマが出没するなどにより、過去最多である9件の人身被害が発生している（図Ⅱ-4）。また、ヒグマによる人身被害件数の3年移動平均（例：2009年度であれば、2008年度・2009年度・2010年度の3年間の人身被害件数の平均値）は、横ばいまたは増加の傾向とみられた。

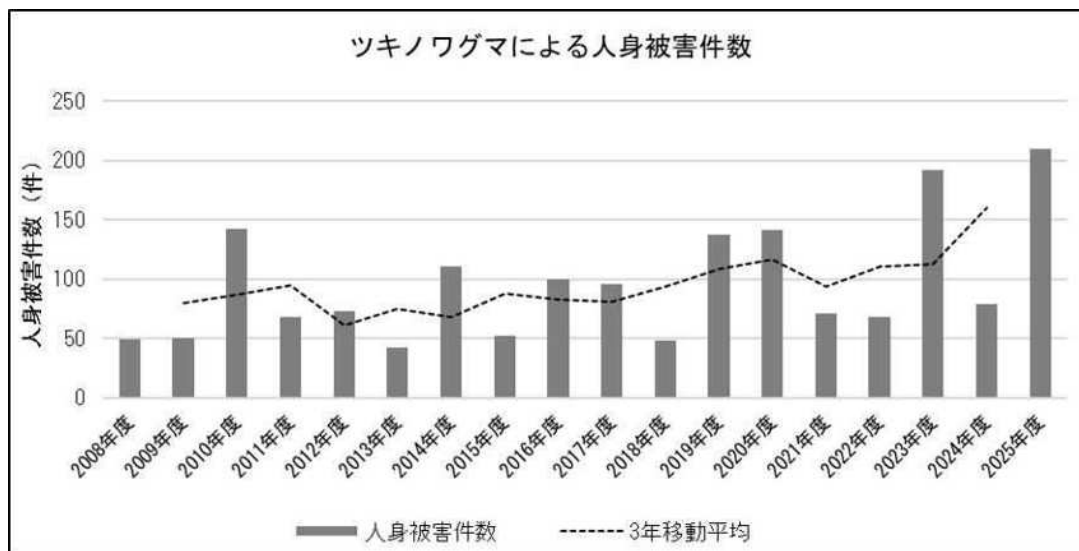
ツキノワグマによる人身被害件数は、2010（平成22）年度、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度、2023（令和5）年度、2025（令和7）年度に多く発生しており、2023（令和5）年度は東北を中心に過去最多の人身被害を記録し、さらに2025（令和7）年度はそれを上回る人身被害が発生した（図Ⅱ-5）。また、ツキノワグマによる人身被害件数の3年移動平均は緩やかに増加する傾向がみられている。

2016（平成28）年度から2026（令和8）年2月の10年間にわたる各地方におけるツキノワグマによる人身被害件数は明確な増加傾向はみられないものの、出没件数の多い2016（平成28）年度、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度、2023（令和5）年度、2025（令和7）年度は突出して多くの人身被害が発生している（図Ⅱ-6）。さらに、東北で発生する近年の人身被害は、クマの生息地である山林内よりも市街地等での発生が増加している傾向も確認されており、人家等への侵入や人家の敷地内での人身被害が発生するなど深刻な状況である。

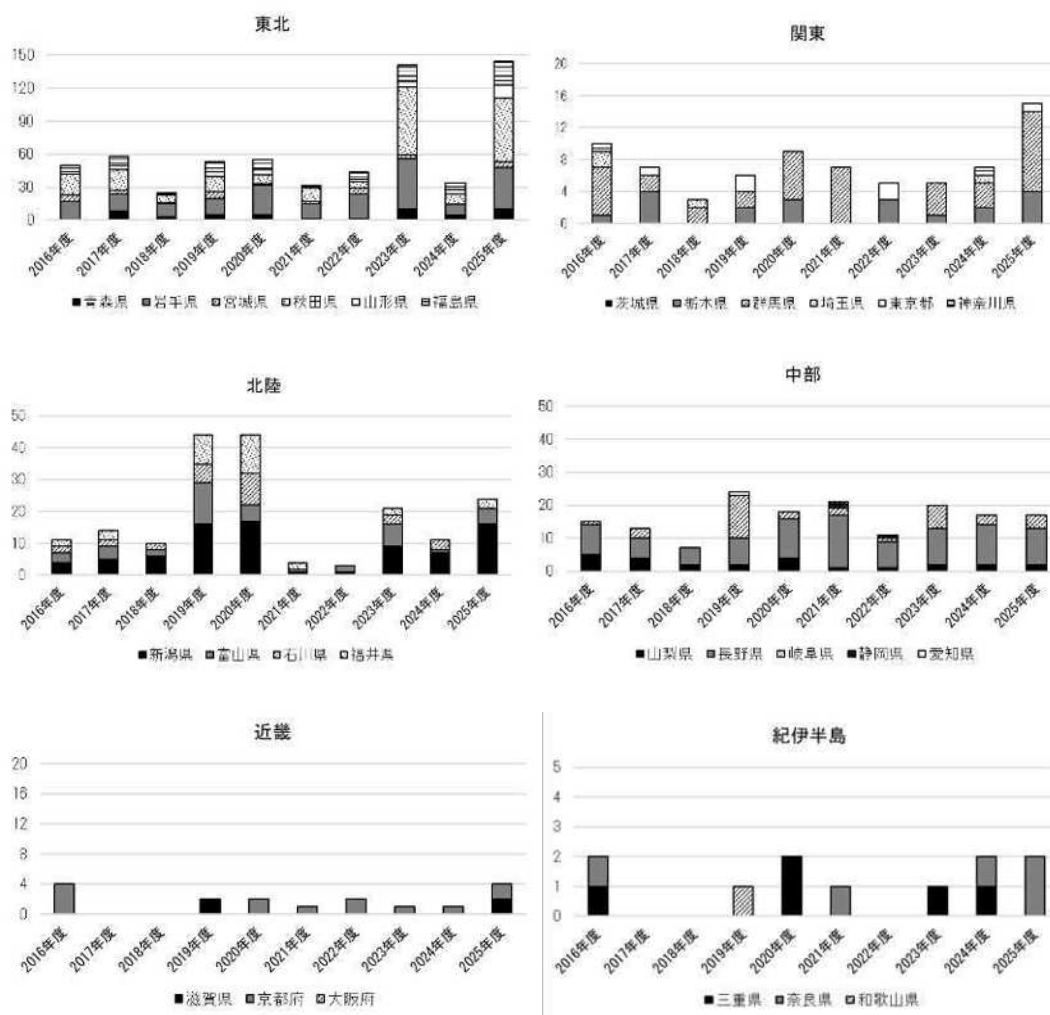


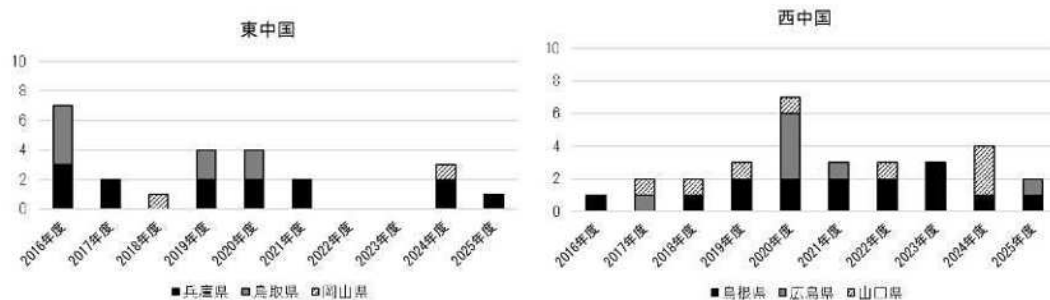
図Ⅱ-4 ヒグマによる人身被害件数の推移

(2026（令和8）年2月までの速報値)



図Ⅱ-5 ツキノワグマによる人身被害件数の推移
(2026（令和8）年2月までの速報値）





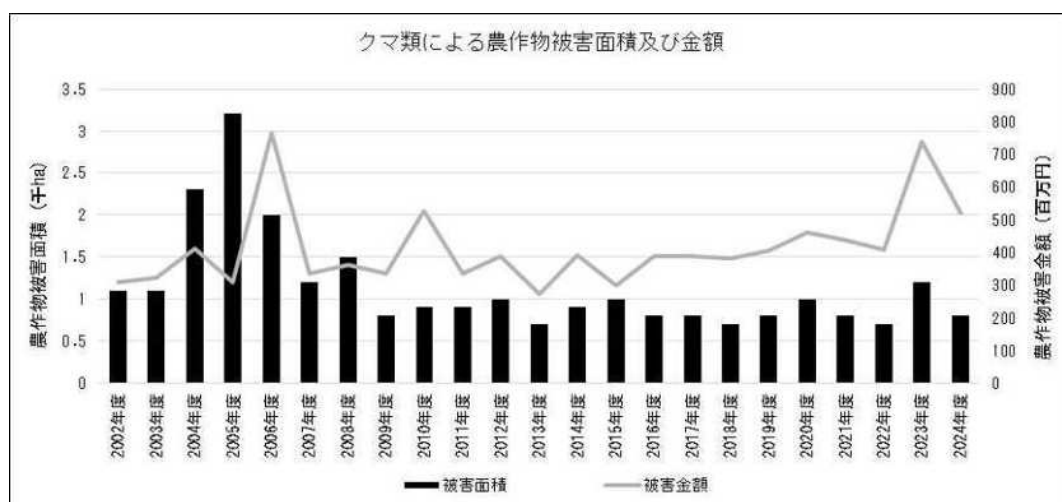
図Ⅱ-6 ツキノワグマによる人身被害件数の推移（地方別）

※グラフの縦軸は人身被害件数（件）。環境省資料より作成（2026（令和8）年2月までの速報値）

2）農林業被害

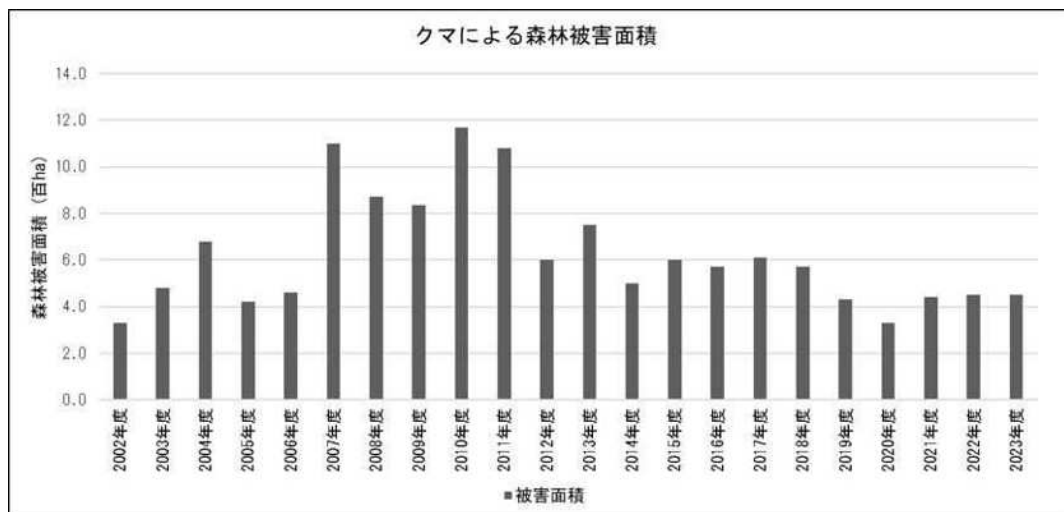
クマによる農作物被害は、野生鳥獣による被害全体の中で、被害面積が1～3％程度、被害金額が2～5％程度である。2011（平成23）年度以降は、被害面積及び金額ともに概ね横ばいで推移していたものの、2023（令和5）年度は被害金額が増加を示した（図Ⅱ-7）。

クマによる森林被害は、主にツキノワグマによる壮齢木の樹皮を歯や爪で剥ぐ「クマ剥ぎ」が報告されている。クマによる森林被害面積の割合は野生鳥獣全体による被害の10％程度である。クマによる森林被害面積は、2011（平成23）年度以降は減少し、近年は概ね横ばいの傾向を示している（図Ⅱ-8）。クマによる森林被害は、東北、関東、北陸、中部などの東日本を中心に発生しているほか、近畿及び紀伊半島などの西日本でも報告されている。



図Ⅱ-7 クマによる農作物被害面積及び金額

農林水産省 HP データより作成



図Ⅱ-8 クマによる森林被害面積

農林水産省 HP データより作成

(4) 捕獲動向

1) クマの捕獲

クマの捕獲は、狩猟による捕獲に加え、許可捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業が行われている。許可捕獲では、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲（以下「被害防止捕獲」という。）に加え、第一保護計画に基づく鳥獣の保護の目的での捕獲、鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的での捕獲、傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的での捕獲、第二種管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的での捕獲（以下「数の調整捕獲」という。）等が含まれる。また、2024（令和6）年からヒグマ及びツキノワグマ個体群（四国を除く）が指定管理鳥獣に指定され、指定管理鳥獣捕獲等事業が実施できることとなった。

なお、クマの狩猟においてわなを使用することは、大量捕獲を招くおそれがあることから、環境省ではこれを禁止している。さらに、紀伊半島地域個体群の三重県・奈良県・和歌山県、西中国地域個体群の島根県・広島県・山口県、四国山地個体群の徳島県・愛媛県・高知県及び香川県においては、ツキノワグマの狩猟による捕獲を禁止している。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）

※2025（令和7）年9月1日時点

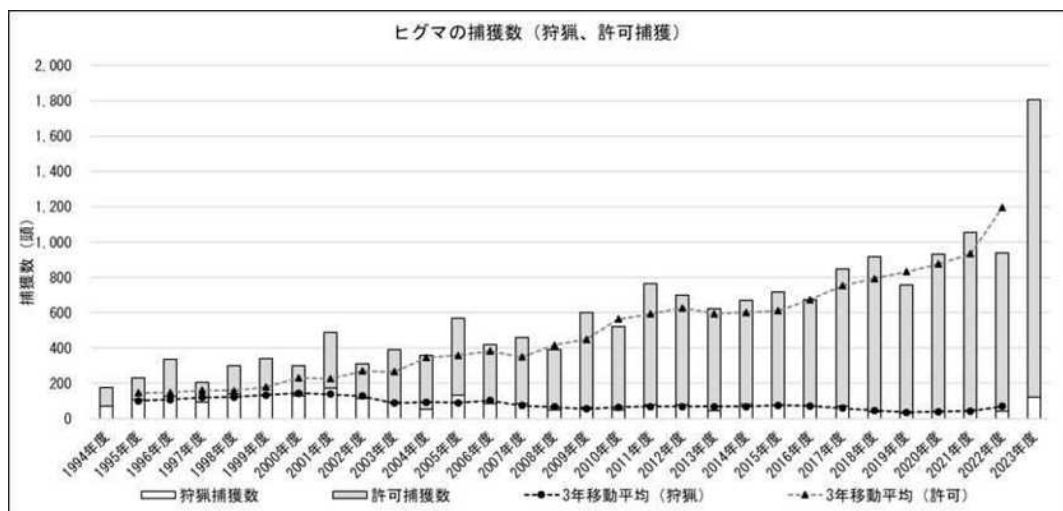
第十条 法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の下欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
Ursus thibetanus (ツキノワグマ)	三重県、奈良県、和歌山県、島根県、 広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県の区域	令和四年九月十五日から令和九年九月十四日まで

2) 捕獲数

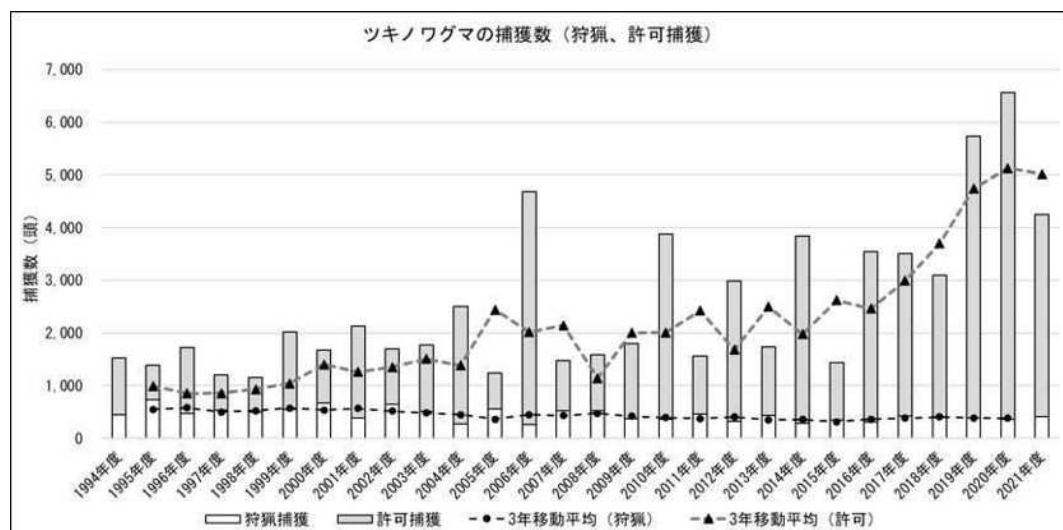
ヒグマ及びツキノワグマともに、捕獲数の多くは許可捕獲が占めている(図Ⅱ-9、図Ⅱ-10)。ヒグマでは、1994(平成6)年度から2022(令和4)年度にかけて捕獲数が増加しており、2021(令和3)年度には初めて1,000頭を超えたほか、2023(令和5)年度は過去に例のない1,804頭となった。ヒグマの許可捕獲による捕獲数は1994(平成6)年度以降は継続して増加傾向である一方で、狩猟による捕獲数は2002(平成14)年度以降は減少の傾向を示している。

ツキノワグマの捕獲数は、2006(平成18)年度に多数が捕獲されて以降は、2010(平成22)年度から隔年で増減を繰り返した後、2016(平成28)年度からは3年移動平均で増加を示している。狩猟による捕獲数は1994(平成6)年度以降、ゆるやかな減少傾向である。



図Ⅱ-9 ヒグマの捕獲数

鳥獣関係統計及び北海道ヒグマ管理計画(第2期)より作成

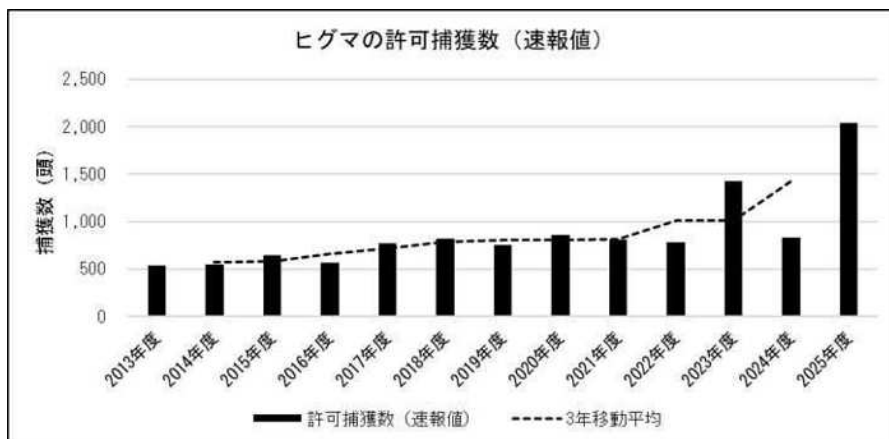


図Ⅱ-10 ツキノワグマの捕獲数

鳥獣関係統計より作成

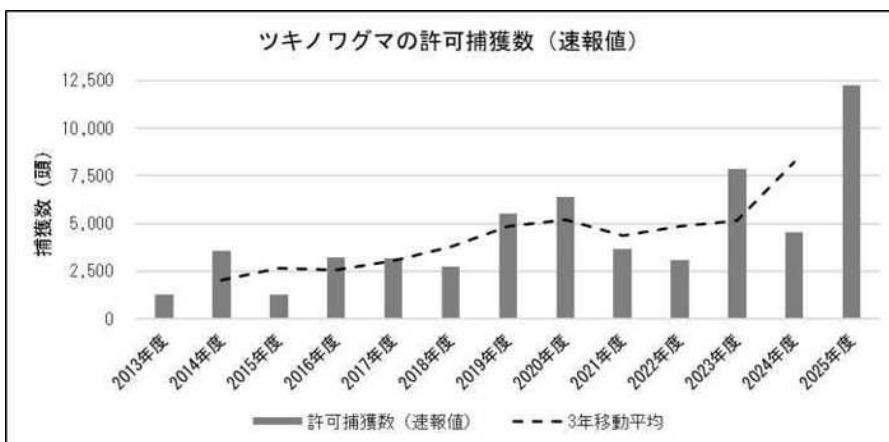
3) 許可捕獲数（速報値）

ヒグマ及びツキノワグマともに許可捕獲数は増加傾向であり、ヒグマ及びツキノワグマともに、2025（令和7）年度が最多であった（図Ⅱ-11 及び図Ⅱ-12）。ツキノワグマの許可捕獲を地方別にみると、2023（令和5）年度以前では、関東では2014（平成26）年度及び2016（平成28）年度、中部では2014（平成26）年度、それ以外の地方では2019（令和元）年度及び2020（令和2）年度に許可捕獲数の大きなピークがあり、その後2023（令和5）年度から2025（令和7）年度にかけて再び許可捕獲数が増加している（図Ⅱ-13）。許可捕獲数は、東北・関東・北陸・中部では2025（令和7）年度が最も多く、近畿・紀伊半島・東中国・西中国では2024（令和6）年度が最も多い状況であった。特に、東北では、人身被害件数がそれまでの最多を記録した2023（令和5）年度及び2025（令和7）年度は、許可捕獲数も両年度でそれまでの最多を記録している。いずれの地方においても、ツキノワグマでは、許可捕獲により大量に捕獲された翌年以降の数年間には許可捕獲数が下がるものの、数年後に再び多くの許可捕獲が実施されるという状況がみられている（図Ⅱ-13）。



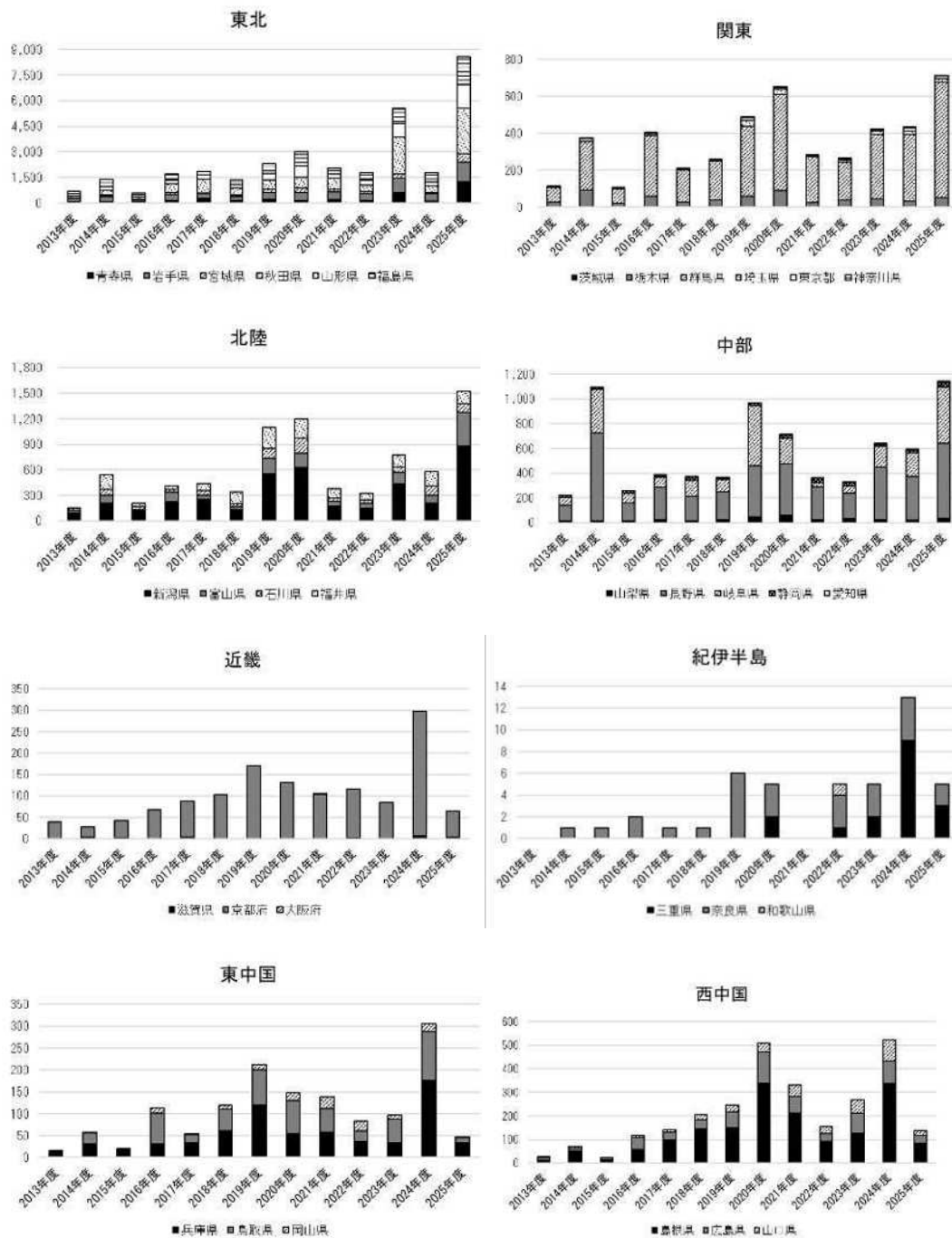
図Ⅱ-11 ヒグマの許可捕獲数

環境省資料より作成（2026（令和8）年1月まで速報値）



図Ⅱ-12 ツキノワグマの許可捕獲数

環境省資料より作成（2026（令和8）年1月までの速報値）



図Ⅱ-13 ツキノワグマの許可捕獲数（速報値）

※グラフの縦軸は捕獲数（頭）。環境省資料より作成（2026（令和8）年1月までの速報値）。

III. クマの保護・管理の基本事項

1. クマの保護・管理の目的

クマの保護・管理の目的は、地域個体群の安定的な存続と人とクマの軋轢の低減である。近年は、1990年代以降の保護・管理施策の取組により、四国を除く多くの地域においてクマの分布域と個体数の回復という目標が達成できている状況である。一方で、全国的に大量出沒の規模が拡大し、市街地等へのクマの出沒や人身被害の発生など人との軋轢の増加がみられている。特に、2023（令和5）年及び2025（令和7）年には、秋田県や岩手県などの東北地方を中心に、市街地等へのツキノワグマの出沒が相次ぎ、人身被害件数が過去最多を記録するなど甚大な被害が発生した。

本ガイドラインでは、これらの状況の改善を図るために、ゾーニング管理によりそれぞれのゾーン区分で対策を推進し、人とクマとのすみ分けを強化するとともに、地域個体群の将来にわたっての存続を前提とした上で、クマの個体数及び分布域の適正な管理を推進することで人との軋轢の軽減を目指す。

2. クマの保護・管理の基本的な考え方

本章では、クマの保護・管理を進めるための基本事項である以下に関する考え方を説明する。

- ・（1）広域管理（保護管理ユニット）と個体数水準
- ・（2）ゾーニング管理
- ・（3）基本的な施策（個体群管理（問題個体の管理、個体数管理）、生息環境管理、被害防除対策）
- ・（4）出沒対応
- ・（5）普及啓発
- ・（6）モニタリング

なお、本ガイドラインの個体群管理では、クマの個体数管理の考え方を新たに取り入れたが、問題個体⁵の管理の重要性は従来と変わらず、引き続き取り組んでいく必要がある。

（1） 広域管理（保護管理ユニット）と個体数水準

1）地域個体群と保護管理ユニット

クマは行動圏が広く、行政界を越えて行動しているため、多くの地域個体群が複数の都道府県（北海道の場合は（総合）振興局等。以下同じ。）にまたがって分布している。地域個体群は、遺伝的特性、生物的特性及び地理的要因等により分けられた生物種の集団であるが、遺伝子研究の進展や地域個体群間の遺伝的な交雑等により構造が変化する可能性のあるものである。そのため、広域的な保護・管理を行う便宜のため、既存の地域個体群の分布境界をもとに、行政界、交通網、河川、山塊等を考慮して、広域的な保護・管理を行うための行政単位を「保護管理ユニット」として定めている。

⁵問題個体の定義は P30 参照。

保護管理ユニットは、特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（クマ類編）（環境省, 2000）以降、ヒグマで5ユニット、ツキノワグマでは18ユニット（2000（平成12）年当時は九州が含まれたため19ユニット）が示されており、本ガイドラインにおいてもこれらの保護管理ユニットを用いた広域管理を推進する（図Ⅲ-1）。



図Ⅲ-1 ヒグマ及びツキノワグマの保護管理ユニット

2) 個体数水準

従来、クマはいずれの保護管理ユニットにおいても自然増加率の範囲内で捕獲上限割合を定めて、個体群の保護・管理を行うことを推奨していた。これは、クマの個体数がイノシシやニホンジカと比較して少ないこと、それらの獣類と比較すると自然増加率が低いこと、クマによる被害の発生は個体数の多寡よりも各個体の問題特性に起因すると考えられることなどが理由であった。

しかし、近年はクマの個体数の回復・増加及び分布域が拡大し、人身被害が増加していることから地域によっては捕獲によってクマの個体数を減らす積極的な管理をする必要性も生じている。そのため、本ガイドラインでは、保護管理ユニットの個体数水準毎の個体群管理の方針を改めることとした（表Ⅲ-1、表Ⅲ-2）。

本ガイドラインにおける個体数水準とは、保護管理ユニットの状態を示す指標である。クマの保護管理の目的は、人とクマとの軋轢を軽減することと地域個体群の安定的な存続であり、

その手法として問題個体の管理や個体数管理などの個体群管理（表Ⅲ-3）がある。危機的状況にある四国の保護管理ユニットは、地域個体群の安定的な存続のために個体数を増加させることが目標となる。一方で、軋轢の低減を目標として管理を強化する場合は、目標個体数⁶に向けた個体群管理を実施する。軋轢の低減に向けて個体数管理を行った結果として個体数水準が下がる場合はあるものの、個体数水準を下げることは目標とならないことに留意して管理を進める。

各個体数水準における個体数は、「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（クマ類編）（環境省, 2000）」において、当時の保護管理ユニットの個体数を基に定めたものであり、個体群の成長には成獣個体数が重要であることから、成獣を指標として捕獲上限割合を定めた。しかし、各地域の調査により推定される個体数が必ずしも成獣のみではないことや、軋轢の低減を考えるためには亜成獣も含めて管理することが必要なことから、本ガイドラインでは総個体数⁷もひとつの指標として取り入れた。

なお、各保護管理ユニットの個体数水準は 2025（令和 7）年度時点の最新の第一種保護計画及び第二種管理計画を参考に定めたものであり、今後のクマの生息状況の変化や最新の調査等に応じて保護管理ユニットの個体数水準等も変更するものであることに留意する。

⁶ 目標個体数は P28-29 を参照。

⁷ ある特定の地域や空間に存在するクマの総数をいう。本ガイドラインでは特に保護管理ユニットの個体数の水準の判断に使うものは総個体数（成獣、亜成獣、幼獣の合計）と呼び、それ以外の箇所で表現する個体の数については個体数と呼ぶ。

表Ⅲ-1 保護管理ユニット及び個体数水準

対象種	保護管理ユニット		関係行政機関	個体数水準
ヒグマ	1	渡島半島地域	後志総合振興局の一部、渡島総合振興局全域、檜山振興局全域	4
	2	積丹・恵庭地域	石狩振興局・後志総合振興局・胆振総合振興局の一部	3
	3	天塩・増毛地域	空知総合振興局・石狩振興局・上川総合振興局の一部、留萌振興局全域	3
	4	道東・宗谷地域	上川総合振興局・宗谷総合振興局の一部、オホーツク総合振興局全域、十勝総合振興局の一部、釧路総合振興局全域、根室振興局全域	4
	5	日高・夕張地域	空知総合振興局・胆振総合振興局の一部、日高振興局全域、上川総合振興局・十勝総合振興局の一部	4
ツキノワグマ	1	下北半島	青森県	2
	2	白神山地	青森県、秋田県	4
	3	北上山地	青森県、岩手県、宮城県	4
	4	北奥羽	青森県、岩手県、秋田県	4
	5	鳥海山地	秋田県、山形県	4
	6	月山・朝日飯豊	山形県、福島県、新潟県	4
	7	南奥羽	宮城県、山形県、福島県	4
	8	越後三国	福島県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	4
	9	北アルプス	新潟県、富山県、長野県、岐阜県	4
	10	白山・奥美濃	富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県	4
	11	関東山地	群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県	4
	12	富士・丹沢	神奈川県、山梨県、静岡県	2
	13	中央・南アルプス	山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	4
	14	近畿北部	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県	4
	15	東中国	兵庫県、鳥取県、岡山県	3
	16	西中国	島根県、広島県、山口県	4
	17	紀伊半島	三重県、奈良県、和歌山県	2
	18	四国	徳島県、愛媛県、高知県	1

表Ⅲ-2 個体数水準に応じた個体群管理の方針

個体数水準	個体群管理の方針 ^{※5}
個体数水準の考え方	個体数水準は保護管理ユニットの状態を示す指標である。保護を目的とする場合は個体数を増加させることが目標となるが、管理を目的とする場合は軋轢が軽減できる個体数で管理することが目標となる(その結果、個体数水準が4から3に下がることはあり得る)。
個体数水準 1	■目的:保護
【総個体数 ^{※1} 】150 頭以下 (成獣個体数:100 頭以下)	【捕獲上限割合】総個体数の 3%以下 狩猟禁止。捕獲が必要な場合は、可能な限り非捕殺的対応を行うことで、捕殺数を最小限にとどめる。
個体数水準 2	■目的:保護 【捕獲上限割合】総個体数の 5%以下
【総個体数】150-600 頭未満 (成獣個体数:100-400 頭未満)	■目的:管理 【捕獲上限割合】自然増加率 ^{※2} 以下 捕獲上限割合を5%以下とするが、人との軋轢が恒常的に発生するなど管理の強化が必要な場合は、第二種管理計画において、捕獲上限割合を自然増加率 ^{※2} 以下で設定してもよい。狩猟は、鳥獣保護管理法施行規則第 10 条において捕獲等が禁止されていない限り可能であるが、狩猟と許可捕獲等の総数は捕獲上限割合の範囲内に収めるように努める。
個体数水準 3	■目的:管理
【総個体数】600-1,200 頭程度 (成獣個体数:400-800 頭程度)	軋轢を軽減するために個体数管理を行ない、個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数 ^{※3} を設定し、管理する。
個体数水準 4 ^{※4}	■目的:管理
【総個体数】1,200 頭以上 (成獣個体数:800 頭以上)	中長期的に軋轢の発生を軽減できる個体数で管理するため、個体数水準4を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。ただし、軋轢の低減に向けて個体数水準3まで下げる必要がある場合は、個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数 ^{※3} を設定し、管理する。

※1 都道府県単体ではなく保護管理ユニット全体の総個体数を示す。複数の地域におけるツキノワグマの捕獲個体の年齢査定に関する既知の情報によると、総個体数の60～70%程度が成獣個体数であることから、本ガイドラインにおいては総個体数の目安を「成獣個体数×1.5÷総個体数」とした。

※2 クマの自然増加率は環境等の要因から地域によって異なるため、都道府県毎に推定した自然増加率を用いて設定することが望ましい。ただし、自然増加率を推定していない場合は、平成22年度自然環境保全基礎調査(環境省生物多様性センター,2011)で示された自然増加率(ツキノワグマ:中央値14.5%)を参考に設定してもよい。

※3 保護管理ユニットの目標個体数は広域協議会で設定するが、広域協議会で目標個体数を設定するのが困難な場合は、広域協議会は保護管理ユニットの個体群管理の方針(例:個体数を減少させるが最低〇頭以上で管理するなど)を定め、それを基に都道府県は特定計画において目標個体数を設定する。

※4 個体数水準4の保護管理ユニットは、保護管理ユニット毎にクマの分布面積や個体数、生息に適した森林環境や軋轢の状況等が大きく異なるためことを踏まえて、目標個体数や管理の方針を決定する。

※5 人の日常生活圏においてクマを排除する場合は、個体数水準1～4で緊急銃猟の実施が可能である。

表Ⅲ-3 個体群管理における問題個体の管理、個体数管理の概念

施策	手法	内容
個体群管理	問題個体の管理	クマの個体群から問題個体（P30 参照）を取り除くことを目的に捕獲する方法
	個体数管理	問題個体に関わらずクマの個体数を減らすことを目的に捕獲する方法

3) 保護管理ユニットに属さない地域（分布の拡大地域）

ここでは、現行の保護管理ユニットが定義された 2000（平成 12）年度以降に、保護管理ユニットに属さない場所でクマの分布が新たに確認された地域を分布の拡大地域とする。これらの分布の拡大地域については（表Ⅲ-4）、従来の保護管理ユニットとして扱うか、新たな生息地として新しく保護管理ユニットを設定するか、専門的知見を踏まえて今後ガイドラインにおいて整理していく。

なお、当該地域を保護管理の対象とするのか、クマが生息すべき場所ではないとするのか等の方針は、都道府県が関係市町村と十分に協議した上で決定する事項であり、分布の拡大地域が複数の都道府県にまたがっている場合には、都道府県で連携して整合の取れる方針を決定するよう調整を行う。

表Ⅲ-4 分布の拡大地域

分布の拡大地域		都道府県
1	津軽半島	青森県
2	阿武隈山地	宮城県、福島県、茨城県、栃木県
3	伊豆半島	静岡県
4	箱根山地	神奈川県、静岡県
5	紀伊北部	岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県

(2) ゾーニング管理

野生動物の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人と動物のすみ分けを図ることを目的に地域を区分し（ゾーニング）、各ゾーンの目的の下で施策等を実施していくことを野生動物に対するゾーニング管理という。クマの保護・管理では、人身被害及び農林水産被害などの軋轢を軽減しつつ、地域個体群を保全していくことを目的にゾーニング管理を行う。

■ゾーン区分

本ガイドラインでは、「排除エリア」「管理強化エリア」「緩衝地帯」「コア生息地」の4つの区分でゾーニング管理を示す（表Ⅲ-5）。前ガイドラインでは、市街地等の人の居住区を排除地域、人の居住区ではないが農林水産業など人間活動が盛んで被害防除対策が重視される地域を防除地域としたが、本ガイドラインでは排除地域と防除地域を合わせて「排除エリア」として整理した。また、排除エリアへのクマの侵入防止を強化するために、本ガイドラインでは「排除エリア」の周辺に設定する「管理強化エリア」の概念を新たに追加した。

ゾーニング管理においては、人の活動域である「排除エリア」及び、侵入防止の対策を強化する「管理強化エリア」は、都道府県、市町村及び地域住民等の関係者で設定（線引きを行う）し、クマとのすみ分けを図るための対策を徹底することが重要である。一方で、クマの生息地である緩衝地帯及びコア生息地は、必ずしも森林や山塊で明確に線引きする必要はない。ただし、緩衝地帯やコア生息地として確保する範囲については、関係者間で協議を行い、クマの地域個体群を安定的に維持するために必要な環境、クマの個体数を確保する場所についての共通認識を持って対策にあたることが重要である。

排除エリア

市街地等や農地など前ガイドラインにおける排除地域及び防除地域を合わせた地域である。排除エリアでは、誘引物管理、農地等への電気柵の設置等の基本的な被害防除対策を行う。加えて、市街地等の中心部までクマが侵入するのを防止するための、森林から市街地等に連続的にのびる緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）などの樹木の伐採及び下草の定期的な刈払いや、クマの隠れ場となるヤブの刈払い等による生息環境管理等の侵入防止対策を行い、侵入したクマは捕獲等により速やかな排除を行う。

管理強化エリア

対策方針や「特定鳥獣保護管理計画作成のためガイドライン補足資料（環境省, 2024）」（以下「補足資料」という。）で示した管理強化ゾーンと同義の区分である。クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するゾーンで、生息環境管理、被害防除対策とともに、捕獲等の対策を積極的に行う。管理を目的とする保護管理ユニットにおいて、個体数管理のための捕獲を実施する場合は、管理強化エリアを最優先に行う。

緩衝地帯

クマの生息地のうちコア生息地を除いた地域である。管理を目的とする保護管理ユニットにおいて、個体数の低減を目的に目標個体数に向けた捕獲を実施する場合は、緩衝地帯でも個体数管理を行うことができる。

コア生息地

地域個体群の安定的な維持を図ることを目的に確保する地域であり、クマにとって良好な生息環境が行政界を超えて存在する場合、同一の保護管理ユニットでは隣接する都道府県と行政界を超えて確保することが重要である。例えば、国指定鳥獣保護区特別保護地区や自然公園法に基づく自然公園の特別保護地区及び第一種特別地域等をコア生息地とするほか、大量出没がみられるようになった 2000 年代以前よりクマが生息していたなどの元来からのクマの生息地と考えられる地域などをコア生息地として確保することが望ましい。

なお、地域個体群を安定的に維持するために必要なクマの個体数は、コア生息地と緩衝地帯の両方で確保する。

表Ⅲ-5 クマのゾーニング管理におけるゾーンの区分、目的、定義、区分の考え

区分	目的	定義	区分の考え※
排除 エリア	人身被害等の発生や 経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。市街地等 や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河 畔林等を含む。	設定
		排除エリアは、前ガイドラインでは「排除地域」及び「防除 地域」を合わせたゾーンであり、補足資料では「人の生 活圏」が該当。	
管理強化 エリア	クマの定着や排除エ リアへのクマの侵入 の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するた めに、積極的に対策(捕獲等・生息環境管理・被害防除 対策)を実施するゾーン。	設定
		管理強化エリアは、補足資料では「管理強化ゾーン」が 該当。	
緩衝地帯	人間活動とクマの生 息の両立	コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン(※緩衝地 帯の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能)。	確保
コア 生息地	クマにとって良好な 生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、クマにとって 良好な生息環境を保全するゾーン(※コア生息地の中にも 排除エリアと管理強化エリアが設定可能)。	確保

※線引きするゾーンを「設定」、線引きの有無は必須ではなく概念や該当場所のイメージを関係者で共有するゾーンを「確保」とした。



図Ⅲ－２ ゾーン設定のイメージ図

■排除エリアの設定（例）

上図：市街地や住宅などの人の居住区、農地などの人の活動域は排除エリアとして設定。

■管理強化エリアの設定（例）

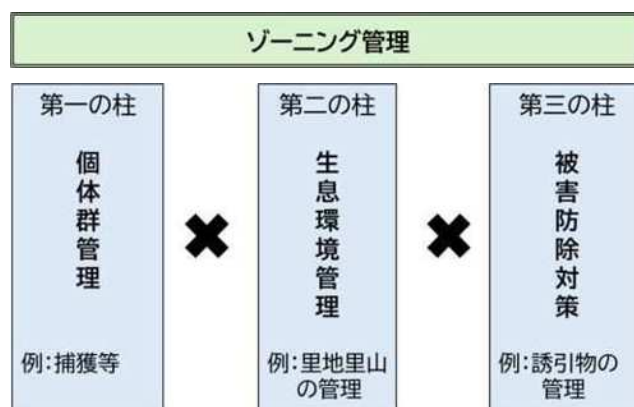
下図（左）：奥山から市街地に続く河川での目撃の増加、市街地に隣接する里山でクマ剥ぎや養蜂被害が発生していることから、河川と里山を管理強化エリアとして設定。

下図（右）：市街地から 100m の範囲にある森林、河川沿いで目撃件数が増加していることから市街地から 100m 範囲内を管理強化エリアとして設定。

※管理強化エリアは、排除エリアへのクマの侵入防止の観点から積極的に対策を実施することが必要な場所を選定したゾーンである。管理強化エリアとして設定する範囲は、一律である必要はない（例：A市東側は山林と接するため管理強化エリアを 200m の範囲を設定し、目撃の少ない西側は河川と山林の間の 50m とする）。管理強化エリアとして設定した全ての場所において毎年対策を実施する必要はなく、管理強化エリア内の対策は計画期間内で優先順位をつけて進めていく（例：1 年目はA川を中心に刈り払い、2 年目はB林での侵入防止柵の設置を進める。出没個体の捕獲は管理強化エリア全域を対象とする。など）
☞管理強化エリアの設定のイメージは P46 を参照のこと。

(3) 基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）

特定計画の目標を達成するため、(1)で示した広域管理と(2)で示したゾーニング管理の考えのもと、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策の各施策を組み合わせて実施することが重要である（図Ⅲ-3）。具体的な施策の例や設定については、【IV. 特定計画の運用（1）2）特定計画の策定】で示す。なお、個体群管理、河川敷の刈り払いや長期的な計画の下で林相転換を目指す生息環境管理、集落や農地などを中心に実施される被害防除対策は、鳥獣行政、河川行政、農林行政など複数の部局が関係することから、特定計画の策定や運用にあたっては、これらの関係機関・部局が十分に調整を図り、連携して進めていくことが重要である。



※個体群管理、生息環境管理、被害防除対策のいずれかのみを実施する場合や、一部の柱が十分に実施されない場合は、適切なゾーニング管理は実施できない。

図Ⅲ-3 基本的な施策（概念図）

1) 個体群管理

クマの個体群管理は、「問題個体の管理」と「個体数管理」の2つの目的で実施する。なお、個体数管理は個体数を減少させることと同義ではなく、一定の個体数に保つことも含まれる。

クマによる人身被害や農林業被害の発生は、個体の問題度に影響するところがあり、クマの個体数に比例して単純に増加するわけではない。しかし、近年、クマの個体数が増加した地域の中には、クマの個体数の増加と分布域の拡大によりクマの生息域と人の生活圏が重なり、人の生活圏内へのクマの出没リスクの増加や人身被害の発生がみられている。加えて、個体数が著しく増加した地域では、生息環境管理や被害防除対策のみを進めたとしても、軋轢の効果的な低減にはつながりにくい。特に、秋季に堅果類等の食物資源が凶作の場合、個体数が著しく増加した地域では大量出没の規模も大きくなると考えられる。

このような地域では、人の生活圏へのクマの侵入の抑制や人との遭遇リスクを下げるために、捕獲による人の生活圏の周辺からのクマの排除等による個体群の低密度化・個体数の適正化が重要であり、軋轢の低減につながる目標個体数を設定して、それに向けて管理を実施していくことが重要である（表Ⅲ-6）。

一方で、管理を目的とする保護管理ユニットにおいても、問題個体をすべて捕獲等しなければ

ばならないわけではなく、これまで、追払い等により被害の防止につながっている場合には、引き続き、同様の方法で対応することはあり得る。

個体群管理は、捕獲による個体群への影響（個体数の増減、性別や年齢構成などの個体群の構成の変化等）、人との軋轢の状況（出沒や被害の変化等）をモニタリングしながら、捕獲の効果を検証・評価して、順応的に実施することが重要である。なお、現時点では軋轢の低減につながる個体数は地域の状況によって異なるため目標個体数の設定が難しい地域も多いと思われる。その場合は、過去の個体数を参考にして目標個体数を設定し、目標に向かって捕獲を進めると同時に被害の状況をモニタリングし、その結果を踏まえて捕獲数を順応的に変化させながら軋轢の低減につながる目標個体数を導き出すという進め方も可能である。そのため、管理を目的とする保護管理ユニットでは、上記を踏まえて目標個体数を設定し、問題個体の管理と個体数管理を進めていく。

表Ⅲ-6 目標個体数の設定（例）

	目標	理由
例1	【計画目標】 軋轢を10年前の状態まで下げる	推定個体数が800頭を超えた10年前から、被害件数と許可捕獲数が増加傾向であるほか、大量出沒年の出沒件数の増加と発生サイクルの短縮がみられる。そのため、軋轢の低減を目的に、10年前の推定個体数である800頭を目標とする。
	【目標個体数】 800頭程度で管理する	
例2	【計画目標】 市街地等へのクマの出沒を減らす	近年クマの分布域の拡大により、市街地等での出沒が増加している。クマの分布メッシュのうち、市街地及び周辺等と重複するメッシュで積極的に個体数管理を行い市街地等へのクマの侵入を防ぐ。クマの分布域では、市街地及び周辺等を除いた約10,000メッシュを担保する。さらに、これまでの調査結果を踏まえ、1メッシュあたりの平均生息密度を0.15(0.10~0.20)頭/km ² とすることを目標として、目標個体数を1,500頭以下(約1,000~2,000頭)とする。
	【目標個体数】 1,500頭以下で管理する (概ね1,500~2,000頭の範囲)	
例3	【計画目標】 農業被害金額を現在の半分にする	保護管理ユニットAの推定個体数は約400頭であり、過去から大きな被害は発生していない。そのため問題個体の管理を中心に、400頭以上の個体数を維持する。 保護管理ユニットBでは、クマの個体数の増加及び分布拡大を原因とした農業被害が深刻なことから、農業被害金額の半減を目指す。農業被害及び出沒件数が現在のおよそ半分だった10年前の個体数が約800~1,200頭であったことから、この個体数を目標に、主に分布拡大地域を中心に管理を行う。
	【目標個体数】 ユニットA:400頭以上を維持する ユニットB:800~1,200頭	

問題個体の管理

本ガイドラインでは、下記①②のいずれかに該当する個体を問題個体と定義する。

①排除エリア（P25 参照。）に出没している個体

※排除エリアに出没している個体だけでなく、排除エリアのごく近傍の場所にいる個体、排除エリアへの出没を繰り返してきたと考えられる個体など、排除エリアへの侵入の蓋然性が高い個体である場合も含む。一方、単に山野にいるクマを「いつか排除エリアに侵入するおそれがある」と解釈し、問題個体として扱うことは適切ではない。なお、単に山野にいるクマについて、問題個体としてではなく、個体数管理の対象として捕獲等を行うことはあり得る。

②これまでに人へ危害を与えた個体、農作物等に執着するなど農林水産業への経済的損失を発生させた個体といった直接的な被害を発生させた個体、及び人につきまとうなど直接的な危害を与える可能性が高い個体であって、現時点では排除エリアにいない個体

※現時点では直接的な被害を起こしていないものの、他の対応事例の経験や分析等から、今後直接的な被害を発生させる可能性が高いと考えられる個体についても含む。

※コア生息地や緩衝地帯などにおいて、クマの防衛的な行動によって人身被害を起こした個体であって、その後の被害が懸念されない場合は問題個体として扱わないことも可能である。

問題個体については、周辺住民の安全確保の観点から迅速に事態を収束させる必要があること、行動がエスカレートして人身被害につながるおそれがあることから捕殺することが適当であると考えられる。②については、出没や被害が発生した場所及び出没ルート周辺で集中的に捕獲を強化することで問題個体を確実に排除する。また、捕獲等した個体が、過去に問題を起こした個体であるか特定することは事態の収束の判断や今後の対策の検討につながるため、人身被害が発生するなど特に被害が深刻な場合は、捕獲等した個体と照合できるよう被害が発生した場所において必要なサンプルの採取や分析を行える体制を整えておくことが重要である。

地域住民の安全確保の観点から、問題個体を発生させないこと、問題個体による被害が深刻化する前に迅速に対応することが必要であることから、自治体は日常的にクマの目撃等の情報を収集する体制を整え、排除エリアへの出没抑制対策や管理強化エリアでの定着個体の排除、これらのエリアにおける被害防除対策を地域と協力しながら推進することが重要である。

個体数管理

近年、クマの分布域の拡大や個体数が増加しており、排除エリアへのクマの出没やそれに伴う人身被害が発生している。そこで、人とクマとの軋轢が大きい場合は、第二種管理計画において、軋轢の低減につながる目標個体数を設定し、「個体数管理」のための捕獲を管理強化エリアと緩衝地帯で行う。

個体数管理のための捕獲は、目標捕獲数の達成が目的ではなく、軋轢の低減が目的であることを踏まえて実施する。捕獲行為自体が目的化しないために、軋轢の低減につながる目標を設定した上で、捕獲が必要な場所や時期を明確にして捕獲を実施することが重要である。

2) 生息環境管理

2021（令和3）年10月に告示された鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）では、野生動物の生息環境管理は、

- ・ 個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を進めるための生息環境として保全・管理すること、
 - ・ 被害を防止するため人里周辺に鳥獣が寄り付きにくいような環境を管理すること
- の2つの事項が示されている。

（クマの生息環境の保全・管理）

クマでは、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を進めるために、コア生息地及び緩衝地帯において人工林の針広混交林や広葉樹林への誘導により採餌環境等の改善を目指すことを目的とした生息環境管理を行う。

（クマが利用しづらい環境の管理）

クマによる被害を防止するために、排除エリアや管理強化エリアの里地里山林や耕作放棄地等において、ヤブの刈り払い等を行い、クマが生息及び滞在しづらい環境を整備する。また、市街地等へのクマの侵入ルートとなりうる、森林から市街地等へ続く緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）などにおいて、樹木の伐採や下草の定期的な刈り払い等を行う。

都道府県や市町村において、年次の実施計画やゾーニング管理計画等を検討・作成する際は、樹木伐採を行う河川敷等の生息環境管理をすべき場所についても整理し、計画内に明記するのが望ましい。ただし、草刈りや河川敷等の生息環境管理整備においては多様な生物が影響を受ける可能性があることから、必要に応じて地域の状況に合わせて伐採の時期、範囲等についてクマ被害防止に必要な部分だけ伐採整備するなど配慮が必要である。

3) 被害防除対策

人身被害や農作物被害の減少のためには、被害が発生してから対処するのではなく、予防のために対策することが原則となる。特に人身被害の発生を防ぐには、排除エリアへのクマの侵入の防止が重要なため、排除エリアや管理強化エリアにおいて被害防除対策を適切に実施することが必要である。排除エリアでは、クマの侵入を防ぐために電気柵や防護柵等を設置するほか、未収穫作物や放任果樹等の誘引物、人家敷地内等へ誘引しないための生ごみやコンポスト、家庭菜園等の適切な管理を行う。管理強化エリアでは、生息環境管理の対策に加え、クマが定着する要因となりうるカキやクリ等の誘引物を適切に管理するほか、広域の侵入防止柵等を設置することで排除エリアへのクマの侵入を防止する。

また、緩衝地帯やコア生息地においては、ゴミなどクマの誘引物となるものの管理や利用者への普及啓発を徹底する。

（4） 出沒対応

1) 市街地等への出沒防止に係る取り組み

2024（令和6）年2月に作成された対策方針では、クマの出沒の要因として、人への警戒心の薄れのほか、中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任

果樹の増加等による市街地等の周辺部がクマに適した生息環境に変化しつつあることが示されている。また、市街地等への侵入経路として、森林から市街地等に連続的にのびる緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）や河川等があげられるほか、市街地内でも緑地を利用して移動すること等が示された。

出没の防止に向けた取り組みでは、これらへの対処を基本として、耕作放棄地や放任果樹に対する対策を適切に行うほか、移動ルートとなる緑地における樹木の伐採等により侵入経路の遮断を行うことが重要である。また、秋期は、堅果類や液果類等の主要な食物資源量が大きく低下する年に出没件数が急増する傾向にあることから、それぞれの地域の対象となる食物資源の豊凶調査を行い、事前に出没予測を速やかに公表することで大量出没に備えることも重要である。

また、クマが人の日常生活圏に出没した場合には、緊急銃猟制度により、銃器を使用して捕獲等することが可能であるが、本来はクマを人の日常生活圏に出没させないことが重要であることから、緊急銃猟制度による対処のみに安易に頼ることは、行政の姿勢として必ずしも適切ではない。むしろ、「（３）基本的な施策」により長期的な視点に立った計画的な管理施策を平時から講ずることによって市街地等へのクマの出没を防止することを基本とした上で、それでもなおクマが人の日常生活圏に出没した場合に限り緊急銃猟によって対処することが行政の姿勢として望ましい。こうした考え方については、2025（令和７）２月に鳥獣保護管理法の一部が改正され、同法第３条第１項に基づく基本指針及び同法第４条第１項に基づく鳥獣保護管理事業計画の記載事項にそれぞれ追加された（2027（令和９年）４月施行）。「（３）基本的な施策」については、上記の鳥獣保護管理法の改正の趣旨も踏まえ、適切に取り組む。

この他、吹き矢を用いて麻酔が行われた事例がある。こうした捕獲等の方法の制度や性質を把握し、出没時の対応や平時における体制整備を適切に行う。

２）市街地等への出没時の対応

市街地等にクマが出没した場合には、2021（令和３）年３月に作成した「クマ類の出没対応マニュアル」や2025（令和７）年７月に作成した「緊急銃猟ガイドライン」（※いずれも環境省作成）も参考に、対応することとなる。なお、市街地等にクマが出没した場合は、主に市町村が中心となった対応となることから、都道府県は市町村への必要な支援を行うことが必要である。また、出没の事例は詳細に記録し、対応の改善に活かす。出没対応の詳細は上述の出没対応マニュアルを参考することとし、本項では概略を示す。

３）体制整備

事前準備

クマが市街地等に出没した場合には、住民の安全を最優先に確保するとともに、関係機関が連携して速やかに対応することが重要である。そのため、出没対応を円滑に進めるための事前準備として、「関係者リストの作成及び役割分担の整理」「連絡体制図の作成」「マニュアルの作成」「模擬訓練の実施」等を実施しておくことが重要である。

関係者リストの作成及び役割分担の整理

クマが市街地等に出没した場合に備え、クマの市街地等出没に対応する関係者のリストと各関係者が担う役割分担を整理しておくことが必要である。また、緊急銃猟を実施する際に必要な手順や体制は、通常の出没対応時と異なる場合があることから、緊急銃猟を実施する際の体制についても同様に整理しておくことが重要である⁸。

連絡体制図の作成

クマが出没した際に円滑な状況共有が図れるように、情報伝達に係る連絡経路を整備しておくことが重要である。連絡体制図は、通報から情報集約、関係機関の連絡までの経路について、担当機関と部署を整理して作成する。連絡経路は、クマの出没時の緊急性に応じて分類することや、同一機関の部署内での連絡経路は別に整理する等の分かりやすくなる工夫があるとよい。また、夜間休日にクマが出没する場合も想定し、業務時間外の緊急的な連絡体制図の作成も同様に必要である。なお、管轄する担当部署の変更や担当者の異動等も考慮し、連絡体制図の定期的な見直しや関係者との事前協議を年度初めに必ず実施しておくことが重要である。

マニュアルの作成

整理した関係者の役割分担と連絡体制図をもとに、クマの出没時のマニュアルを作成しておくことが重要である。マニュアルでは、クマの出没場所に応じた対応の方針、通報から現場対応及び事後作業までの流れや各機関の役割、出没対応時の判断や指揮系統、各対応（追払い、捕獲等）の実施方法や実施する際の注意点等について整理する。作成したマニュアルは、対応の事例や模擬訓練等を通して課題の抽出・整理を行い、定期的な見直しを図る。

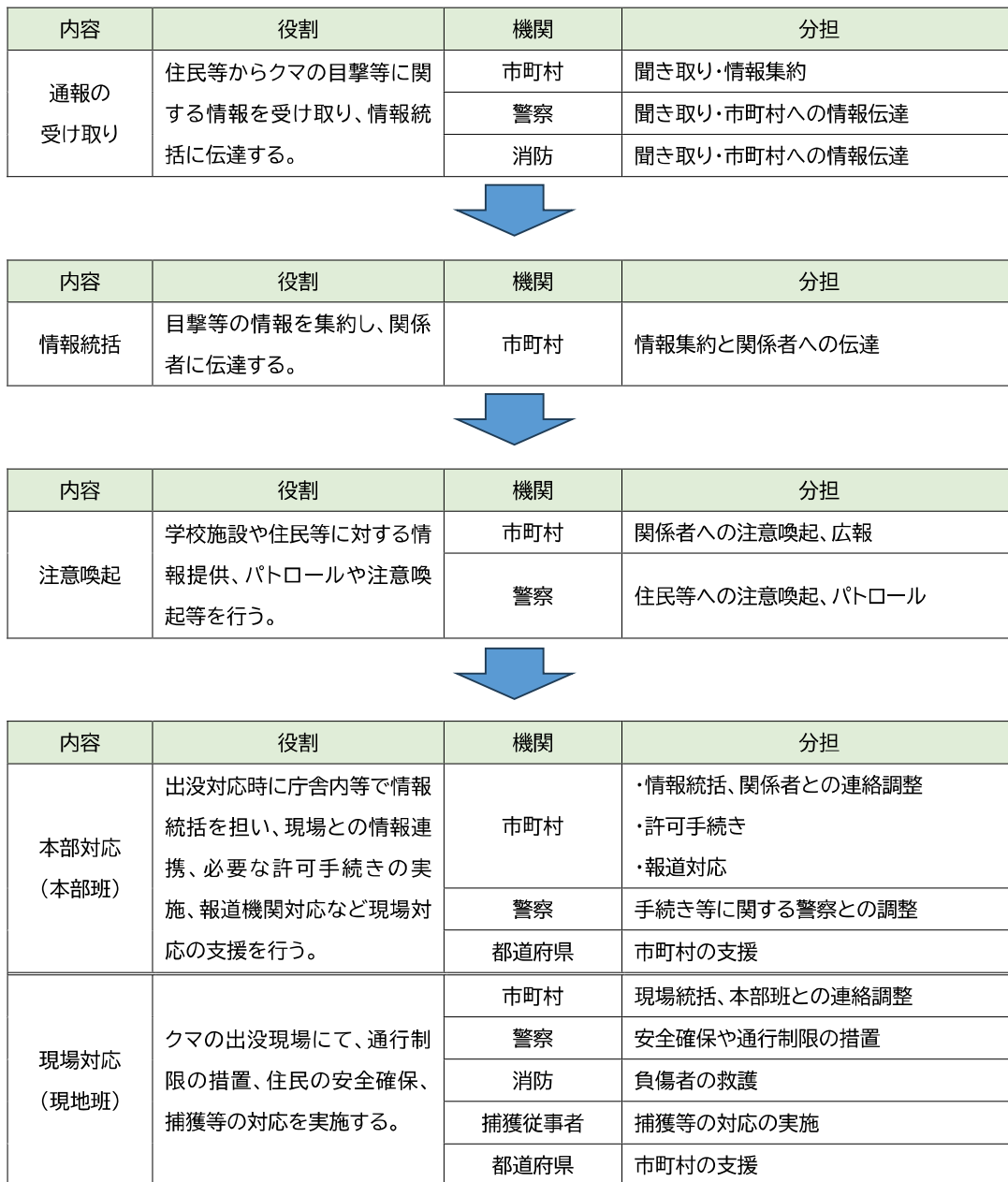
なお、捕獲等の対応の中には、緊急銃猟による対応も考慮する。その際は、緊急銃猟時には、対応する捕獲者、市町村が担う役割が通常の場合と異なる場合があることに留意が必要である。

模擬訓練の実施

作成した出没対応マニュアルに沿って模擬訓練を行い、作成したマニュアルや出没対応時の体制の見直しを図ることが重要である。模擬訓練は、市町村、都道府県の他に、警察や捕獲従事者など実際の出没対応にあたる関係者を集めて実施する⁹。

⁸ 詳細は緊急銃猟ガイドラインを参照。

⁹ 模擬訓練の方法の詳細は「クマの出没対応構築事業の成果報告集―クマの出没の防止と円滑な対応に向けて―」を参照。



図Ⅲ-4 通報から対応までの流れと分担の例（項目ごとの整理の例）

4) 銃猟による対応

クマが市街地等に出没した際には、緊急銃猟制度等により銃猟を行うことが想定されるが、関係法令についても把握する必要がある。

また、実包（ライフル弾、スラッグ弾等）を用いて対応する方法と、麻酔による方法がある。

緊急銃猟

2025（令和7）年に改正された鳥獣保護管理法では、人の日常生活圏において、クマを含む危険鳥獣が侵入し、銃猟の実施によって人の生命又は身体に危害をおよぼすおそれがないと認

められるなどの一定の条件を満たす場合に、法第 34 条の 2 に基づく緊急銃猟が可能となった。ただし、緊急銃猟を実施するにあたっては、一定の要件を満たす捕獲者が実施する必要があること、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止する措置をとることなどが法令で定められており、実施するにあたっての条件を正しく理解しておくことが必要である。緊急銃猟においては、実包のみならず、麻酔銃猟¹⁰も可能であり、適切な方法を選択する。

緊急銃猟の実施にあたっては、「緊急銃猟ガイドライン」（環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室，2025）も参考に、対応することとなる。

都道府県知事による麻酔銃猟の許可

2014 年（平成 26 年）の鳥獣保護管理法の改正により創設された制度で、鳥獣保護管理法第 38 条の 2 に基づき、都道府県知事の許可を受けて麻酔銃猟が可能である。本制度による捕獲等は、法第 38 条第 2 項に基づく銃猟の禁止の対象とはならず、住居集合地域等において麻酔銃猟¹⁰が可能である。

なお、法第 38 条第 3 項に基づく、弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かってする銃猟については禁止されているため、例えば、クマが建物に侵入している場合等には、法第 38 条の 2 に基づく麻酔銃猟はできない。また、都道府県知事の許可を受ける必要があるため、クマが出没した後に速やかに実施するためには、事前の連絡体制の整備が必要となる。これらの点について、緊急銃猟制度においては、法第 38 条第 2 項のみならず第 3 項の規定に関わらず銃猟が可能であり、また、都道府県知事の許可等も受ける必要がない。

その他（警察官職務執行法、刑法）

住民や対応者に危険が及ぶ場合は、警察官職務執行法第 4 条第 1 項又は刑法第 37 条（緊急避難）による対応が行われた例がある。

警察官職務執行法第 4 条第 1 項が適用される場合は、警察官の命令により発砲することが可能となる。同法の適用については、事前に警察と協議を図り、認識を共通させておくことが重要となる。

また、ハンターの判断により猟銃等を発射した行為が結果的に刑法第 37 条の緊急避難に該当する場合には、違法性が阻却されるなどしてきた。

¹⁰ 麻酔銃猟については、使用する薬剤や量により鳥獣保護管理法第 36 条の危険猟法に該当する場合には、法第 37 条第 1 項の許可を受ける必要がある。また、P36 の「参考 麻酔を用いた捕獲等における運用上の留意点」、P37 の「表Ⅲ-7 麻酔を用いた捕獲等の整理」も参照のこと。

5) 銃猟以外の方法で捕獲等する対応

クマが市街地等に出没した際に銃猟以外の方法で対応することはあり得る。

許可を受けて行う銃猟以外の方法による捕獲等（麻酔を用いる方法を除く）

鳥獣保護管理法第9条に基づく許可を受けて、はこわな等の銃猟以外の方法を用いてクマを捕獲等することは、制度上可能である。なお、クマを迅速に捕獲等するためには一定の条件を満たす場合には緊急銃猟により対処することが望ましいが、例えば、建物内に爆発物がある場合や建物の構造等からクマが視認できない場合その他銃猟が選択できない場合や、銃猟を実施できる人材が直ちに現場に向かえない場合については、はこわなによりクマを捕獲等することはあり得る。

また、例えば、クマであっても幼獣（※）であって、網等を用いることによって作業者の危険を伴わず、かつ速やかに捕獲等を行うことができる場合が考えられる。

※一律に幼獣といっても大きさによって危険性が異なることに留意する。クマの場合、当歳仔（その年生まれ）の秋頃までは網等でも対応可能であるが、10 キロを超える冬頃には人間が上に乗っても四つ足で立ち上がるほどの力があるため、幼獣といってもリスクが高い。

許可を受けて行う銃猟以外の方法による捕獲等（麻酔を用いる方法）

鳥獣保護管理法第9条に基づく許可を受けて、麻酔を用いてクマを捕獲等することは、制度上可能である。

なお、吹き矢を用いた麻酔は鳥獣保護管理法第36条の危険猟法に該当するため、同法第37条第1項に基づく危険猟法に係る許可や使用する薬剤や量によっては毒物及び劇物取締法等の手続等が必要となる。

〈 参考 麻酔を用いた捕獲等における運用上の留意点 〉

麻酔銃は、一般の装薬銃に比べて有効射程距離が短いものが多く、到達範囲の確認が容易である。また、麻酔銃に使う薬品の種類や量を状況に応じて安全に配慮して調節することが可能である。これらのことから、麻酔銃による捕獲等は、きめ細かな安全対策を講じることにより、一般的な銃猟よりも安全性を高めることが可能である。一方で、麻酔薬の効力が現れるまでに時間を要し、撃たれたことにより対象個体が興奮し、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼす可能性がある。また、一般的に装薬銃の発射と比べて、より対象個体に近づいたうえで、確実に対象個体の体内に麻酔薬を投薬することが求められるため、従事者が反撃を受ける被害が発生し、かつ、その被害が人命に関わる甚大なものとなる可能性がある。

これらを踏まえたうえで、安全かつ確実に麻酔銃猟を実施することが可能と判断される場合にあっては、麻酔銃猟によるクマの捕獲等は実施し得るものと考えられる。

麻酔銃猟の実施にあたっては、「住居集合地域等における麻酔銃の取扱いについて」（環境省, 2016）も参考に、対応することとなる。吹き矢を使用して行う麻酔についても上記の麻酔銃による捕獲等と同様に運用上の留意点があるものとして取り扱うことが適当である。

表Ⅲ-7 麻酔を用いた捕獲等の整理

	法令に基づく規制や手続き					運用上の留意点		
	鳥獣保護管理法					その他の法令(毒物及び劇物取締法、医薬品医療機器等法、麻酔及び向精神薬取締法)	安全かつ確実に実施できる場合(※)	安全かつ確実に実施できる場合(※)
	第9条に基づく許可(鳥獣の捕獲等の許可)の可否	第37条第1項の許可(危険猟法の許可)の可否	第38条(緊急銃猟)の対応					
			第1項(夜間銃猟の禁止)	第2項(住居集合地域等における銃猟の禁止)	第3項(建物等に向かってする銃猟の禁止)			
麻酔銃猟(緊急銃猟として実施)	不要	使用する薬剤や量によっては必要	禁止の適用除外	禁止の適用除外	禁止の適用除外	使用する薬剤や量によっては必要	制度上は可能だが推奨されない	制度上も可能であり、運用上も実施し得る
麻酔銃猟(鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて実施)	必要	使用する薬剤や量によっては必要	実施不可	禁止の適用除外(法9条に加え、法第38条の2の許可を得た場合のみ)	実施不可	使用する薬剤や量によっては必要	制度上は可能だが推奨されない	制度上も可能であり、運用上も実施し得る
吹き矢を使用した麻酔(鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて実施)	必要	必要	禁止の対象外	禁止の対象外	禁止の対象外	使用する薬剤や量によっては必要	制度上は可能だが推奨されない	制度上も可能であり、運用上も実施し得る

※麻酔による捕獲等を実施したことで、実施しなかった場合に比べ、むしろ対象個体が興奮し、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼす可能性や、従事者が反撃を受ける被害が発生する可能性を踏まえてもなお安全かつ確実に麻酔を用いた捕獲等を実施することが判断される場合。

6) 人身被害発生時の対応

人身被害の発生時は、発生状況を正確に把握するため、可能な限り現場の状況を保存し、現場検証と加害個体のサンプル採取を行う。現場検証では、表Ⅲ-8で示す内容を例に情報収集を行い、被害の発生状況や被害発生に至った背景を分析し、被害発生原因の解明と再発防止に向けた対策を検討する。また、被害発生現場では加害個体の特定につながるサンプル、被害発生現場周辺では捕獲された個体のサンプルを採取・分析し、加害個体が確実に捕獲されたなど事態の収束判断に活用する（表Ⅲ-9）。

人身被害発生の危険性があるなど、危険性の高い個体はいずれのゾーンにおいても捕獲する必要がある。ただし、コア生息地や緩衝地帯などにおいて、クマの防衛的な行動によって生じた被害であってその後の被害が懸念されない場合は、捕獲の対応を行わない選択も可能である。その場合は同様の被害が発生しないように利用者に普及啓発を行うなど、対策を強化することが重要である。

人身被害が発生した場合にどのような対応を行うか迅速に判断できるように、関係者（都道府県、市町村、警察、消防、捕獲技術者、学識経験者等）で構成する連絡協議会等を事前に立ち上げておくのが重要である。また、都道府県や市町村等の行政界で人身被害が発生する場合もあることから、連絡協議会等では隣接する行政機関も含めて構成しておくことが重要である。

☞収集した情報の分析方法や分析結果を基にした対策の検討方法は、環境省（2025）「クマ類の出没対応構築事業の成果報告集」を参照。

表Ⅲ-8 収集する情報の例

項目	内容
基本情報	日時、天候
被害者の情報	年齢、性別、身長、連絡先、怪我の状況(怪我の種類、受傷部位等) 事故時の活動内容、行動人数、対策の有無(内容、装備等)
発生場所	場所(住所、位置情報)、周辺の環境(写真等)、誘引物の有無
加害クマに関する情報	事前の情報の有無(遭遇や事故発生前に目撃情報があったか等) 個体の行動(事故発生前・発生時・発生後)、大きさ、頭数(単独／親子)

表Ⅲ-9 人身被害現場で遺留品等から採取することが望ましい試料

項目	得られる情報
クマの体毛 (毛根部含む)	• 個体の識別情報(遺伝子分析) • 性別(遺伝子分析) • 人為的食物への依存程度(安定同位体分析)
クマの血痕	• 個体の識別情報(遺伝子分析) • 性別(遺伝子分析)

7) 過去の人身被害事例の分析

クマによる人身被害の発生を未然に防止するためには、排除エリアにクマを侵入させない対策を徹底することに加え、いずれのゾーンにおいてもクマとの遭遇を回避する対策を実施する

ことが重要である。人身被害の防止対策を検討する上では、人身被害が発生した過去の事例を分析するとともに、人身被害に至らなかったがクマと遭遇した事例についても収集・分析を行い、クマとの遭遇の要因や適切な対策方法について検証することが重要である。

（５） 普及啓発

クマの保護・管理を進めるためには、関係機関や団体、地域住民等の理解と協力が必要である。そのためには、クマに関する正しい知識、被害防止のための必要な情報（電気柵等の設置方法、誘引物の除去等）の発信を行う。また、クマの生息地内での突発的な遭遇を回避するため、森林内での作業者や登山者・観光客等に遭遇しないための方法や遭遇した際の対処法についての普及啓発を行う。

（６） 順応的管理のためのモニタリング

都道府県が作成した第一種保護計画及び第二種管理計画では、計画の運用と立案した計画の適切さをモニタリングによって評価する。計画の運用では、特定計画において設定した施策（アウトプット）が実行されたか、実行された施策が施策目標の達成（例：捕獲数〇頭、誘引物の除去数、刈払いの実施件数等）につながったか、アウトカム目標の達成（人身被害件数、農作物被害額、出没情報数の減少、目標個体数の達成など）につながったかを評価する。合わせて、特定計画で定めた保護・管理の目標と施策が実現可能なものであったか、また適切な目標であったかを評価し、これらの評価を基に特定計画の見直しを図るなど、順応的に管理することが重要である。

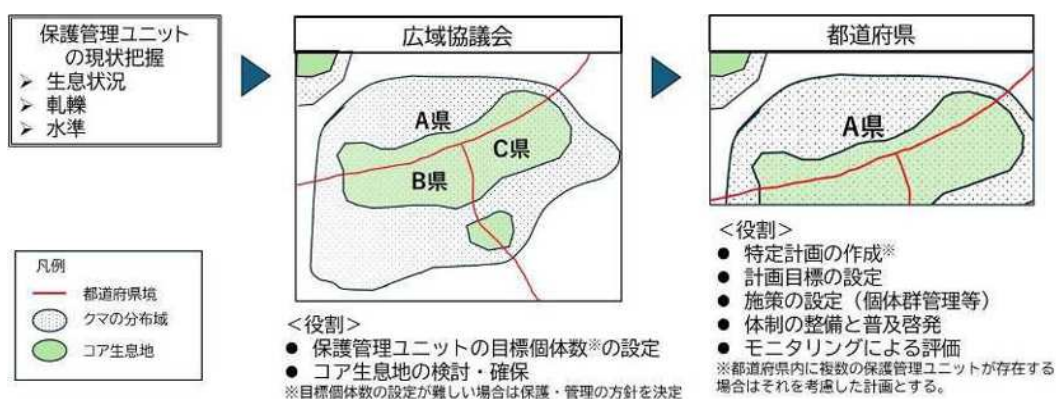
IV. 特定計画の運用

1. クマの保護・管理の階層

(1) 広域の保護・管理方針の決定

クマの保護・管理は、「保護管理ユニット」単位での広域的な保護・管理と、特定計画による都道府県単位での保護・管理の2つの空間スケールにより進めていく。

広域的な保護・管理では、保護管理ユニット内の都道府県が環境省と協力して広域協議会を設立する。広域協議会では、都道府県のモニタリングデータを共有し、保護管理ユニット全体の保護・管理の方針（個体群を縮小させるか、維持・増大させるか等）や、広域保護管理指針等を作成するとともに、行政区界を跨って存在する奥山やクマの元来の生息域等の情報から、広域的な「コア生息地」の検討・確保を行う。さらに、個体数水準3及び4の保護管理ユニットでは、保護・管理の方針をもとに目標個体数を設定する（表Ⅲ-2）。なお、広域保護管理指針等や目標個体数は、目標達成までの期間と鳥獣保護管理事業計画の期間と整合を図った上で設定するのが望ましい。



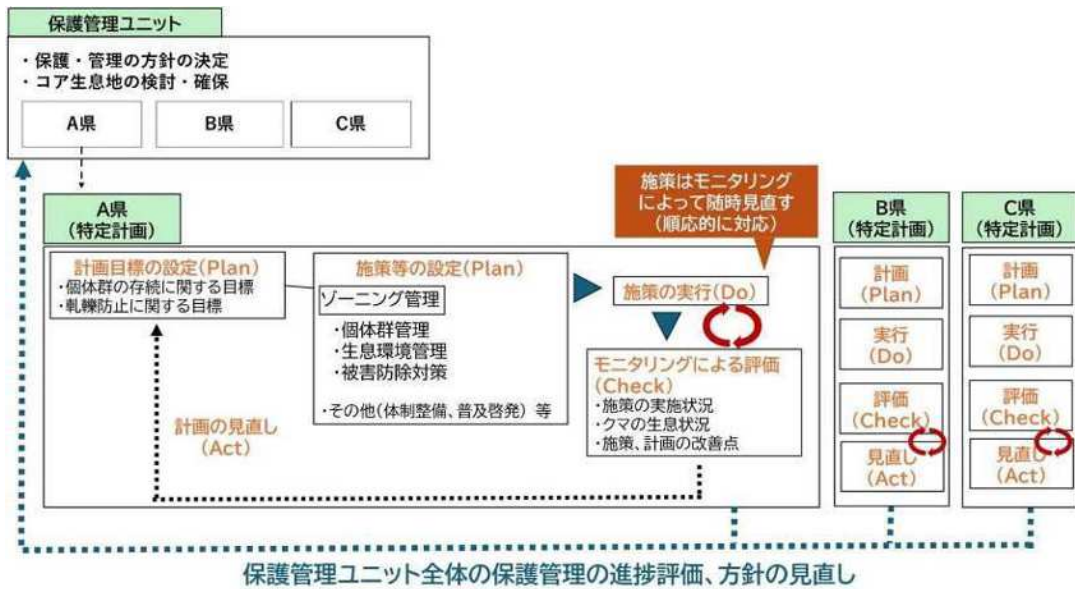
図IV-1 クマの保護・管理における広域協議会と都道府県の役割

(2) 特定計画の策定

都道府県は、保護管理ユニットの方針に基づき、特定計画を策定する。特定計画では、保護・管理の目標（以下「計画目標」という。）を設定した上で、計画目標を達成するために必要な、ゾーニング管理（詳細はP25-27を参照）及び基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）（詳細はP29-31を参照）に加え、これらの施策を適切に運用するための体制整備や普及啓発に関する事項を定める。計画目標と施策は、随時モニタリングによる状況分析を行い、次期計画の改定時には施策の実施状況及び計画目標の達成状況を評価して、計画の見直しを図る。さらに、保護管理ユニット内の都道府県の計画目標の状況、クマの生息状況、軋轢の状況について広域協議会で整理を行い、保護管理ユニットの保護・管理の方針の見直しにつなげる（図IV-2）。

なお、特定計画においては、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の各施策を運用す

る際はゾーンに基づいて実施される（図Ⅳ-3）。特に個体群管理については、捕獲行為そのものが目的化しないために、軋轢の低減のために、捕獲を強化するゾーンを考慮しながら実施することが重要である。



図Ⅳ-2 保護管理ユニットと都道府県におけるクマ保護・管理の階層構造

ゾーン／施策		排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
個体群管理	問題個体管理	●	●	●	●
	個体数管理※	実施しない	●	●	実施しない
【捕獲数】年間●～■頭で捕獲する（5年後の推定個体数が目標個体数（○～□頭）の範囲内）					
生息環境管理		・出沒ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備 ・耕作放棄地の解消	・排除地域への出沒ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備 ・耕作放棄地の解消 ・里地里山林の管理	・里地里山林の管理	・クマの生息環境の維持・改善（広葉樹林化・針広混交林化等） ・森林の連続性の確保（鳥獣保護区特別保護区等の配置の見直し・検討）
被害防除対策		・電気柵・防護柵等の設置 ・誘引物（放任果樹・未収穫作物等）の管理 ・人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理	・誘引物（放任果樹等）の管理 ・人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・追い払いの実施	・人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・追い払いの実施	・人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・追い払いの実施
普及啓発		・地域住民への注意喚起や対策の指導 ・被害対策に関する指導 ・捕獲に関する安全指導	・被害対策に関する指導 ・捕獲に関する安全指導 ・登山者・観光客等への注意喚起や情報提供		・登山者・観光客等への注意喚起や情報提供
体制整備		・特定計画の作成・運用に係る人材の確保・育成 ・捕獲技術者の育成・確保 ・人身被害防止に向けた体制整備（関係機関との連携等含む） ・緊急時の対応体制の整備（緊急統括等含む）			

※個体数管理のための捕獲（数の調整目的での捕獲等）は管理を目的としたの保護管理ユニットで実施される。

図Ⅳ-3 ゾーニング管理と施策の関係

<特定計画の策定と評価の例・・個体数水準4の例示・・>

計画目標の設定(例)

■軋轢軽減の目標を設定

【例】農作物被害額を 2010 年度と同程度に抑える。

【例】排除エリア内の出没件数を年間 100 件程度まで減少させる(5 年間の平均)

■軋轢軽減につなげるための目標個体数の設定

【例】個体数を 1,500 頭程度で維持する



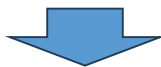
施策の設定(例)

■計画目標達成のために実施する施策(アウトプット)を設定する

項目	現状分析	方針
ゾーニング管理	ゾーンの設定がされてないため、どこで、誰が、どのような施策を、どの程度行うべきかが不明確である。	県内におけるゾーン設定の考え方を明確にする。市町村のゾーニング管理計画の作成を支援する。
個体群管理	今年度末の個体数は 2,000 頭程度、自然増加率は 1.12 と推定。	年間の捕獲率を 15%~16%で維持する。排除エリアへの侵入個体は全て捕獲する。管理強化エリアでは、許可捕獲と指定管理鳥獣捕獲等事業、緩衝地帯では許可捕獲(数の調整)を行い、目標個体数に向けた捕獲は、主に管理強化エリアと緩衝地帯で実施する。
被害防除対策	農作物被害の中心は、夏季のデントコーン、秋季は果樹(リンゴ、ブドウ等)であるが電気柵の普及や適切な管理が進んでおらず被害が多発している。	デントコーン及び果樹への電気柵の設置を支援する。すでに電気柵が設置されている農家では電気柵の管理に関する講習会を実施する。
生息環境管理	A 川の河畔林、耕作放棄地を中心に目撃が多発しておりクマの市街地への出沒ルートとなっている。同様の環境が他市町村にもあるが対策が進んでいない。	河畔林等において市町村が行う樹木伐採等の支援を行うとともに、耕作放棄地の解消を図る。

【施策の実施状況の確認(例)】

施策	実施状況(初期アウトカム)	収集する情報
ゾーニング管理	・県のゾーニング管理計画において県全体のゾーン設定の考え方や、市町村におけるゾーニング管理計画作成のためのマニュアルを作成した ・15 市町村がゾーニング管理計画を作成した。 ・上記を踏まえ、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を実施した。	ゾーンの設定状況
個体群管理	・5 年間の捕獲数は 350 頭、300 頭、200 頭、230 頭、220 頭(捕獲率:11%~17.5%) ・管理強化エリアでの捕獲は 5 割程度だった。 ・捕獲個体は成獣 7 割、うちメス 4 割だった	捕獲数 捕獲したゾーン 捕獲個体の構成
被害防除対策	・A 市ではデントコーンを対象に〇ha、B 町では果樹を対象に●ha の電気柵を設置した。 ・被害防除対策に関する講習会を 5 年間で 15 回(〇市、△市…)開催した。 ・C 町をモデル地区に〇本のクリを伐採した。	対策面積 対策実績
生息環境管理	・A 川において河畔林の樹木伐採等を合計〇ha 実施した。	事業面積



【計画目標の達成状況の評価(例)】

計画目標	結果(中間アウトカム)	評価指標
農作物被害額を 2010 年度と同程度に抑える。	県全体の農作物被害額は 2010 年度の約 1.1 倍であり、目標は達成しなかったものの被害金額の減少につながった。対策を実施した A 市では被害金額が 8 割減少、B 町では 6 割減少した。	被害金額
排除エリア内での出沒件数を年間 100 件程度まで減少させる。	県の排除エリアにおける 5 年間の平均の出沒件数は 150 件(前期計画の 8 割程度)であり、減少に転じたものの目標達成には至らなかった。	ゾーン別の出沒件数
個体数を 1,500 頭程度で維持する。	推定個体数は 800~1,800 頭(中央値 1,450 頭)であり目標を達成した。	推定個体数

＜評価＞農作物被害額は、県全体では目標達成に至らなかったが、電気柵等の対策を行った地域では被害金額の減少につながり、特に果樹への対策が被害金額の減少に効果的であった。ただし、目標個体数への誘導が達成できたものの、排除エリアでの出沒件数は目標達成に至らなかった。一方で、A 市では他市町村と比較して管理強化エリアでの捕獲が多かったこと、A 川の河川敷の樹木伐採やデントコーンへの電気柵の設置の推進等により、出沒件数が前期計画の半数程度となった。次期計画では A 市をモデルに対策を進めていく。

2. 広域的な保護・管理の運用

(1) 広域協議会の運用例

ツキノワグマでは、西日本を中心に保護管理ユニットを対象とした広域協議会が設立されている(表Ⅳ-1)。一部の広域協議会では、保護管理ユニットを対象とした個体数の推定を行い、推定個体数に応じた保護・管理の方針を定め、その方針の下で各県の特定期計画を策定する運用がされている。例えば、近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会では、各県の個体数ではなく東中国保護管理ユニットの推定個体数を基に、狩猟による捕獲の禁止・解禁を判断し、各県の特定期計画に反映する運用がされている。西中国山地ツキノワグマ対策協議会では、保護管理ユニット全体の推定個体数を基に3県共通の特定期計画を作成し、それに基づく保護・管理が進められている。

表Ⅳ-1 ツキノワグマの保護・管理に係る広域協議会

協議会	構成する都道府県	内容
白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域協議会	富山県・石川県・福井県・岐阜県・滋賀県	白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域保護管理指針(平成21年3月)の作成
北近畿東部地域ツキノワグマ保護管理広域協議会※1	福井県・滋賀県・京都府	広域保護管理指針(案)の作成(作成中) 保護管理ユニットを対象とした個体数の推定
近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会※2	京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・岡山県	近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理指針(令和3年10月)の作成 保護管理ユニットを対象とした個体数の推定
西中国山地ツキノワグマ対策協議会	島根県・広島県・山口県	保護管理ユニットを対象とした個体数の推定、堅果類の豊凶調査 3県の特定期計画の作成
紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理協議会	三重県・和歌山県・奈良県	紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理指針の作成(非公表) 保護管理ユニットを対象とした個体数の推定
四国ツキノワグマ広域協議会	徳島県・香川県・愛媛県・高知県(協議会事務局・運営は中国四国地方環境事務所が中心)	ツキノワグマ四国地域個体群広域保護管理指針(令和2年1月)の作成

※1 近畿北部保護管理ユニットのうち、東部の地域が含まれる。

※2 近畿北部保護管理ユニットのうち、西部の地域が含まれる。

(2) 広域的な保護・管理を進めるための国の支援

2024(令和6)年4月にヒグマ及びツキノワグマ個体群(四国を除く)が指定管理鳥獣に指定されたことに伴い、地方公共団体が行うクマの捕獲や出没防止対策等について、指定管理鳥獣対策事業交付金により支援を行っているところ。なお、本交付金を活用して実施する事業の

地方公共団体負担分については特別交付税が措置される。さらに、本交付金では、協議会におけるクマの広域的な・保護管理の方針の検討・策定に係る経費について、定額の上限を引き上げるなど都府県への交付割合と比較して高い水準で支援している(2025(令和7)年度末時点)。

また、本交付金の交付対象経費と同様の対策であって地方公共団体の単独事業についても、特別交付税が措置される。

(3) 広域的な保護・管理の利点

保護管理ユニットを単位とした広域的な保護・管理の利点は以下が挙げられる。特に保護管理ユニット内の都道府県は、国の交付金等を活用し、連携を図りながら広域的な保護・管理を進めていくことが望ましい。

- 都府県での推定値の重複がなくなることや調査地を幅広く設定できることで、推定個体数の精度向上が見込まれる。また、複数の都府県が連携することでモニタリングに係る費用の分担や予算の確保がしやすくなることが期待できる。
- 都府県単体の状況から判断しづらい施策(例：狩猟の解禁、個体数の調整の判断など)について判断材料を増やすことができる。
- 隣接した都府県との情報共有を図りやすい。
- 都府県境部などの行政界に跨る地域での調査や施策が行いやすい。
- 複数の都府県が連携することで、1つの都府県の担当者が異動した際も適切な施策を継続して進めることができる。
- 保護管理ユニットの個体群管理の方針に基づき、単独の都府県のクマの生息状況だけでなく、保護管理ユニット全体での生息状況に応じた捕獲の対応が可能となり、捕獲に対する社会的理解が得やすくなる。

3. 特定計画の運用のポイント

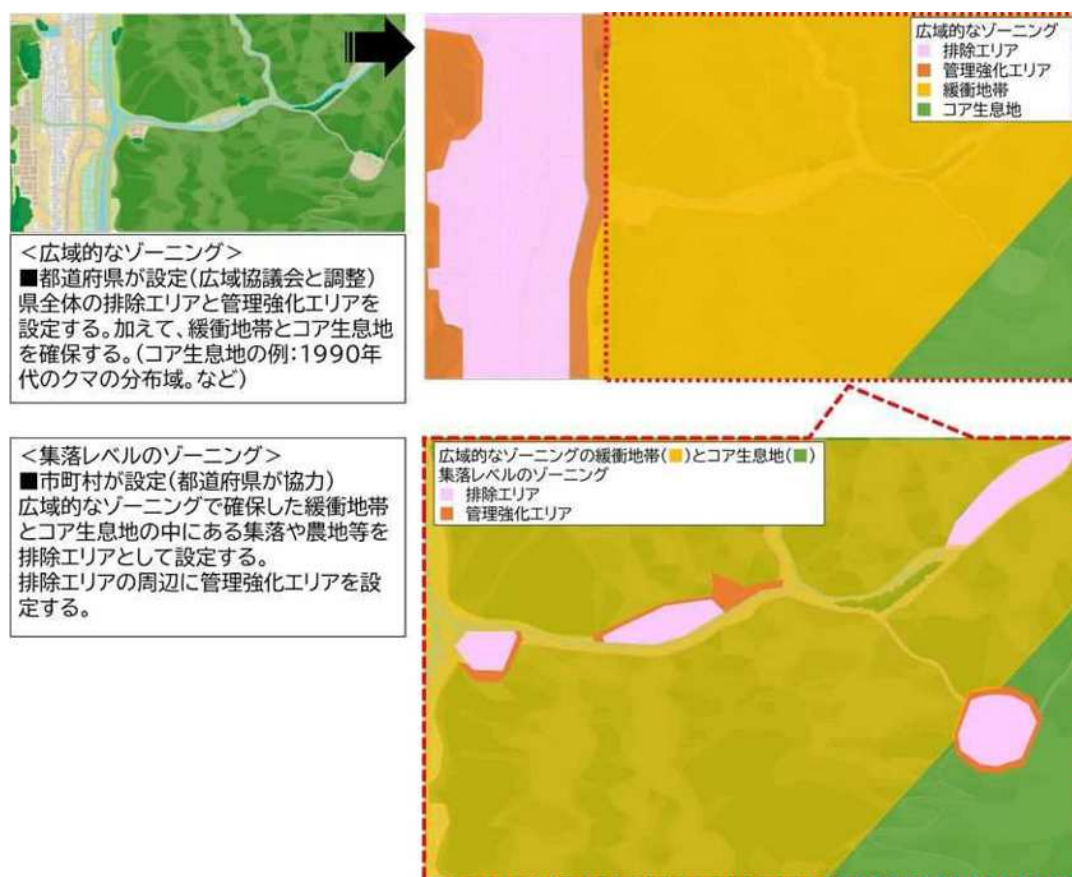
(1) ゾーニング管理

1) 広域的なゾーニングと集落レベルでのゾーニング

ゾーニング管理は、「広域的なゾーニング」と「集落レベルでのゾーニング」の2つの空間スケールに分けて考える。(図IV-4)

広域的なゾーニングは、都道府県内のクマの分布域を管理する目的で行う。保護管理ユニットで検討した「コア生息地」に加え、都道府県内の大規模な市街地や農地等が連続する地域を「排除エリア」、排除エリアの周辺部に「管理強化エリア」を設定するといった、クマの分布域の管理に向けた方針を都道府県が決定する。

集落レベルのゾーニングでは、広域的なゾーニングにおいて確保された「コア生息地」及び「緩衝地帯」の中に存在する集落や農地などを「排除エリア」、「排除エリア」の周辺を「管理強化エリア」として設定し、「管理強化エリア」では排除エリアへのクマの侵入や周辺部での定着の防止を目的とした積極的な対策を行う。集落レベルのゾーニングは、市町村が地域の関係者と連携して設定する。また、都道府県は集落レベルのゾーニングが設定されるよう支援する。



図Ⅳ－４ 広域的なゾーニングと集落レベルでのゾーニングのイメージ

2) 集落レベルでのゾーンの設定方法（市町村におけるゾーニング管理計画の作成）

2022（令和4）年度から2024（令和6）年度にかけて環境省が6道県のモデル地区を対象に実施した「クマの出没対応構築事業における成果報告集」では、本ガイドラインで示す集落レベルのゾーニングにおける排除エリア及び管理強化エリアを導入する際の手順を以下のように整理している。なお、本手順では現地調査等を踏まえて地域の状況を詳細に把握するなどを行っているが、地元の情報に精通している市町村等がゾーニング管理を導入する際には、必ずしも全ての手順を踏まないと導入できないわけではない。また、クマによる被害を防ぐために早急な対策の実施が必要な場合は、被害の状況に適した対策を実施していきながら、ゾーニング管理の導入・運用も進めていき、必要に応じて区分等の見直しを図っていくような順応的な進め方も可能である。

□ 既存情報の収集と分析

クマの目撃、被害、捕獲に関する情報と土地利用（例：国土数値情報等）を集約して図やGIS等を用いた可視化を行い、クマの目撃・被害発生等の位置と市街地から距離を分析し、現地調査や管理強化エリアを設定する際の幅の参考として整理する。

□ 現地調査による状況の把握

可視化した情報を基に現地調査（踏査による痕跡・環境調査、対策の実施状況、自動撮影カメラ等を用いた動物の利用状況の把握等）を行い情報の整理を行なう。

□ ゾーニング管理案の作成

既存情報、現地調査の結果を基に、排除エリアへの侵入リスクが高い場所や市街地等の周辺部で対策を重点的に実施する場所（特定の地点や一定の幅）を抽出し、ゾーニング管理案（主に、排除エリアと管理強化エリア）を整理する。

□ 地域との意見交換とゾーニング管理案の調整

作成したゾーニング管理案を基に、ゾーニング管理の対象となる地域と意見交換を行い出没リスクの認識を地域と共有するほか、排除エリア等の区分を地域とすり合わせ、すみ分けを図るための目標、実行する対策、行政や住民の役割分担について調整し、現実的に運用可能なゾーニング管理計画を作成する。

□ ゾーニング管理計画の運用と見直し

作成したゾーニング管理計画に基づき、ゾーニング管理を運用するとともに、設定したゾーンは定期的な見直しを図っていく。

3) 管理強化エリアの運用

排除エリアへのクマの侵入や市街地等の周辺部へのクマの定着を防ぐ目的で、排除エリアの周辺で捕獲、被害防除等の対策を強化する管理強化エリアを設定する。なお、管理強化エリアは市街地等から一定の幅（例：排除エリアから林縁に100mの範囲内）や特定の場所（例：奥山から緩衝地帯を通り抜けて市街地等まで続いている河川等）など、地域の状況に応じて柔軟に設定することが可能である。また、管理強化エリア内においても、特定計画で示す管理の目標に合わせて優先度をつけた対策を実施することが可能である（管理強化エリア内のA地区は〇年に捕獲事業で20頭捕獲する、B地区は〇年に放任果樹伐採を5本行うなど）。

（2） 個体群管理

1) 保護管理ユニットの個体数水準と個体群管理の方針

クマの個体群管理の方針は保護管理ユニットの個体数水準に応じて定めており（表Ⅳ-2及び3）、個体数水準1及び個体数水準2では、問題個体の管理を中心に行うとともに、捕獲数を捕獲上限数の範囲内で管理する。なお、個体数水準2の保護管理ユニットのうち、管理を目的と

する場合は、捕獲上限数を自然増加率の範囲内で設定できるとともに、第二種管理計画を作成することで個体数管理を実施することが可能である。

一方で、個体数水準3及び4など管理を目的とする保護管理ユニットでは、軋轢の低減を目的として目標個体数を設定し、目標個体数に向けた捕獲を実施する。その場合は、問題個体の管理に加えて、目標個体数に向けて個体数管理を進めることが必要である。

なお、個体群管理はゾーニング管理と合わせて考えることが重要であり、排除エリアへの出没防止などを目的に捕獲を実施する場合は、管理強化エリアを中心に個体数管理を実施することが効果的である。管理強化エリアで実施する捕獲のみでは、目標個体数まで減少させることができない場合は、緩衝地帯においても個体数管理を実施する。

表Ⅳ-2 保護を目的とする保護管理ユニットにおける個体群管理

捕獲の目的	排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
問題個体の管理	●	●	●	●
個体数管理	－	実施しない	実施しない	実施しない

※いずれのゾーンにおいても捕殺は最小限とし、放獣等を検討する。また、問題個体の管理による捕殺数及びその他人為的要因による死亡数は捕獲上限数以下に抑えるよう努める。

表Ⅳ-3 管理を目的とする保護管理ユニットにおける個体群管理

捕獲の目的	排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
問題個体の管理	●	●	●	●
個体数管理	－	●	●	実施しない

※狩猟による捕獲はゾーン区分に関わらず、狩猟が禁止されていない区域で行われる。

2) 捕獲上限数の設定

個体数水準1及び2の保護管理ユニットでは、狩猟による捕獲数、許可捕獲数（被害防止捕獲、数の調整捕獲など）、緊急銃猟による捕獲数、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数、交通事故等による人為的な死亡数の総計が、第一種保護計画又は第二種管理計画で定める捕獲上限数の範囲内となるように管理を行う。なお、数の調整捕獲と指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種管理計画を作成していない限りは実施できない。

保護を目標として個体数の回復や分布域の拡大を目指す場合は、個体数水準1では総個体数の3%以下、個体数水準2では5%以下として、年間の捕獲上限数を設定する。

個体数水準2の保護管理ユニットのうち管理を目的とする場合は、軋轢の低減を目的として第二種管理計画を作成し、捕獲上限割合を自然増加率以下で設定してもよい。クマの自然増加率は、環境省自然環境局生物多様性センター（2011）によると、ツキノワグマ：中央値14.5%とされている。ただし、自然増加率は、環境等の要因により地域で異なっていると考えられることから、保護管理ユニットあるいは都道府県で自然増加率を推定している場合は、その値を基準に捕獲上限数を設定する。

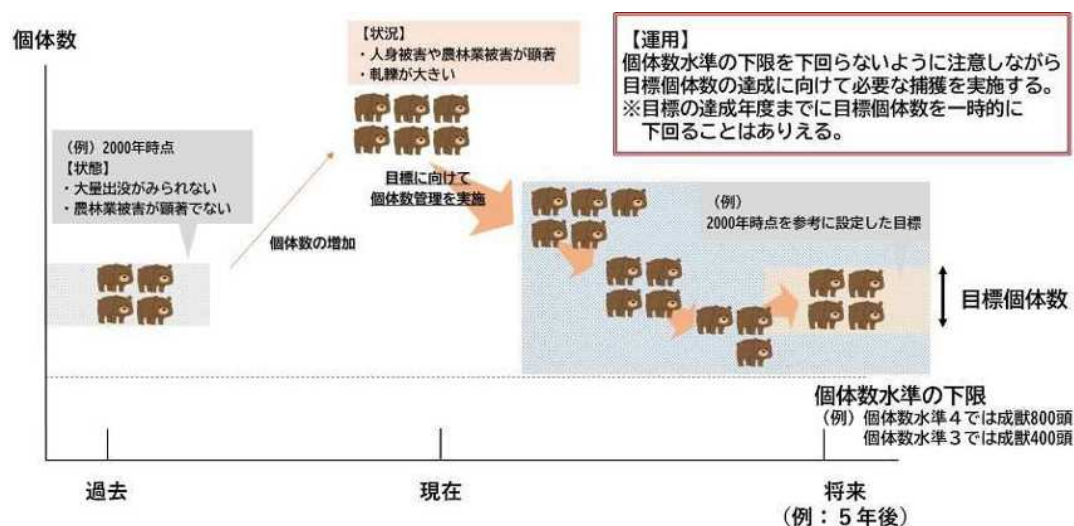
なお、捕獲上限数は単年度又は複数年度で設定する両方の方法が選択可能である。複数年度の管理では、単年度の捕獲上限数に達した場合も、管理が必要な個体がい場合は捕獲が可能

となる。また、捕獲上限割合は、特定計画の期間内で一定である必要はなく、平常年と大量出没年で捕獲上限数を変えるなど、軋轢の状況を想定しながら設定することも可能である。

3) 目標個体数の設定

管理を目的とする保護管理ユニットでは、人とクマの軋轢を軽減するために、第二種管理計画で目標個体数を定めて捕獲を実施する。目標個体数は、個体数水準3の保護管理ユニットでは個体数水準3を維持できる範囲、個体数水準4では個体数水準4を維持できる範囲を原則として、軋轢の軽減につながる個体数を設定する。保護管理ユニットの目標個体数は広域協議会が定め、それに基づいて都道府県は第二種管理計画の目標個体数を設定する。ただし、近年の分布域の拡大や個体数の増加に伴い個体数水準3から個体数水準4に変更となった保護管理ユニットなど、軋轢を軽減するために個体数水準3の個体数とする場合は、目標個体数を個体数水準3の範囲で設定してもよい。その場合は、捕獲の強化によって地域個体群の安定的な維持が妨げられないようにするため、モニタリングによって個体群の動態を定期的に把握しておくことが必要である。なお、推定個体数は幅を持って示されることから、目標個体数も幅で設定することが可能である（図Ⅳ－5）。

なお、これまでは都道府県ごとに個体数推定を行っていたことから、推定個体数がわからない保護管理ユニットがあったことや、同一の保護管理ユニット内でも調査方法等が異なっている状況がみられた。そのため、環境省では都道府県と連携して全国統一的な手法で保護管理ユニットごとに個体数推定を実施する。第二種管理計画で定める目標個体数は、保護管理ユニットの個体数推定の結果も踏まえ、広域協議会で定める保護管理ユニットの目標個体数と調整を図った上で設定する。環境省による全国統一的な手法による調査に加え、実態に即した保護管理を実施してくためには、都道府県においても環境省と連携して個体数推定や密度等の調査を行っていくことが望ましい。



図Ⅳ－5 目標個体数の設定と捕獲の運用方法のイメージ（例）

4) 捕獲の区分

問題個体の管理及び個体数管理は、許可捕獲（被害防止捕獲、数の調整捕獲など）や指定管理鳥獣捕獲等事業などを活用して実施される。

狩猟による捕獲は、狩猟が禁止されていない区域であればいずれのゾーン区分においても実施可能である。鳥獣保護管理法第14条（第二種管理計画に係る特例）に基づき、第二種管理計画の達成を図るために特に必要であるときには、休猟区の全部または一部について捕獲等を行うことができる区域を指定すること、狩猟期間の範囲内で期間を延長することができる。そのため、クマとの軋轢が恒常的に発生している都道府県では、クマと人との緊張関係を再構築するために、狩猟期間の延長等を行うことも検討する。狩猟期間を春期まで延長することや、春期に許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業を行うこと（春期管理捕獲）は、個体の痕跡を発見しやすい残雪期の捕獲が実施できることや、冬眠明けの個体に警戒心を持たせることに加え、春期の捕獲技術を狩猟者の間で継承し、人材を育成していく観点がある。狩猟期間の延長や春期管理捕獲の実施は、これらも考慮した上で検討を行う。

なお、緊急銃猟は、その性質上、問題個体の管理を目的として実施されることから、本ガイドラインにおけるゾーン区分に関わらず、緊急銃猟の条件を満たせば、いずれのゾーンにおいても可能である。

（3） 被害防除対策及び生息環境管理

市街地等への分布拡大や個体の定着を防止するためには、適切な規模まで個体数を減少させるとともに、クマの誘引物の管理や出没防止のための生息環境管理も同時に進めていく必要がある。これらは、ゾーニング管理において設定した管理強化エリア及び排除エリアを中心に実施する。

排除エリアでは、人身被害の防止に加え、放任果樹の管理、農作物被害の防止対策、クマの隠れ場となるヤブの刈払い等を行う。人身被害の防止のためには排除エリアにクマを侵入させない対策を徹底する。排除エリアでは、市街地等の中や林縁部にあるカキ及びブクリ等の誘引物となる放任果樹を確実に管理するほか、飼料作物、野菜、果樹、養蜂箱などクマの被害が発生しやすい農作物等を電気柵等により防除する。特に果樹は、林縁部に接して栽培されることも多いため、排除エリアと接する林縁部（管理強化エリアや緩衝地帯）へのクマの定着や利用の増加を防ぐためにも、クマに餌場として認識させない対策をとることが非常に重要である。

さらに、管理強化エリアでは、クマの定着や排除エリアへの侵入を防ぐ対策を進める。排除エリアと同様に、管理強化エリア内に人間活動に起因する誘引物がある場合は取り除くほか、森林から市街地等に連続的にのびる緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）などの樹木の伐採及び下草の定期的な刈払い等の生息環境管理を行う。

（4） 施策を評価するモニタリングの指標

作成した特定計画はモニタリングによって評価する。評価にあたっては、計画で定めた施策を適切に実施できたかと、実施した施策が計画目標（アウトカム目標）の達成につながったのかを別々の指標を用いて評価する。

表Ⅳ-4 施策の実施と計画目標の達成を評価する指標（例）

項目	内容	指標
実施状況の評価	ゾーニング管理	・ゾーンの設定状況(広域、集落レベル) ・ゾーンでの対策状況
	個体群管理	・捕獲状況(捕獲個体の位置、数、方法、性齢区分)
	生息環境管理	・刈り払い等の事業の実績 ・人工林の針広混交林化の実績
	被害防除対策	・誘引物等の管理実績 ・電気柵等の設置実績
	体制整備	・訓練等の体制整備事業の実績 ・出没対応マニュアルの作成・改訂の状況
	普及啓発	・研修会等の実績 ・注意喚起等の状況
計画目標の 達成状況の評価	軋轢の状況	・出没状況(ゾーン別) ・人身被害状況(ゾーン別) ・農林水産業被害の発生状況(種類、被害額、面積等) ・被害意識(アンケート調査等)
	地域個体群の維持	・推定個体数 ・個体群動態(年齢・性別比、繁殖率等の推移等) ・分布状況(分布域・面積・連続性等) ・森林の様態

V. 特定計画の記載項目

1. 計画の名称と考え方

特定計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものである。

鳥獣保護管理法では、生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるときは「第一種特定鳥獣保護計画」、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、管理を図るために特に必要があると認めるときは「第二種特定鳥獣管理計画」を定めることができるとしている。

クマの特定計画では、都道府県内のみの生息状況に着目するのではなく、当該クマが属する保護管理ユニット全体の生息状況等を勘案し、第一種保護計画又は第二種管理計画を作成する。

2. 保護・管理すべき鳥獣の種類

ヒグマ又はツキノワグマを対象とする。

3. 計画の期間

原則として3～5年間程度とする。特定計画の上位計画となる鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定する。また、保護管理ユニット単位で広域保護管理指針等を作成している場合は、特定計画と広域保護管理指針等の計画期間の整合を図って作成することが重要である。

なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を行う。

4. 保護・管理が行われる区域（対象地域）

計画の対象区域は、都道府県内でクマが分布する地域とする。対象区域のうち、クマが定着し恒常的に生息している地域（例：捕獲等の情報により繁殖可能な成獣メス等が確認されている地域）と、恒常的な生息や定着の有無は不明だが分布が確認されている地域（例：毎年ではないが数年に1度程度の頻度でオスや亜成獣個体などが単発的に確認されている地域）では、必要な施策が異なることから、クマが恒常的に生息している地域と恒常的ではないが分布がみられる地域とを分けて整理しておくことが重要である。

また、都道府県内に複数の保護管理ユニットが含まれる場合は、一つの計画の中で保護管理ユニット及び対象地域を示し各ユニット毎に計画目標や施策等を設定する（表V-1）。

表V-1 都道府県内に複数の保護管理ユニットが含まれる場合の表記の例

計画名称	保護管理ユニット	市町村	地区	計画目標	施策
A 県第二種 管理計画	〇〇ユニット	〇市、●町	〇川東部	…	…
	△△ユニット	△市、▲町	〇川西部	…	…
	■ ■ ユニット	□市	◇半島	…	…

5. 現状の分析

クマ関連の現状に関するデータを収集し、整理した内容から現状を分析する。現状に関するデータのうち、クマの出没状況（目撃情報、痕跡情報、捕獲情報等）、生息環境の状況（堅果類の豊凶状況等）、人身被害の状況（被害件数、被害人数、被害の内容等）、農林水産被害の状況（被害面積、被害量、被害の種類等）、市街地等及びその周辺部の誘引物の状況（放任果樹等）、被害防止に向けた施策の実施状況（出没抑制対策、被害防止対策、捕獲等）等については毎年必ず収集し、現状整理を行う。また、可能な限り、毎年、クマの生息の動向（密度の増減等）を示すデータを収集し、捕獲等の情報と合わせて分析を行う。特定計画の見直し及び計画の中間評価の時期には、クマの生息状況（分布域、推定個体数等）に関するデータを収集し、計画期間内のクマの生息状況を分析する。

6. 現状の評価と課題の抽出

整理した現状から、施策の実施状況と計画目標の達成状況を評価し、施策と目標に対する課題と改善点を整理する。評価にあたっては、毎年収集するデータ（目撃等情報、捕獲情報、被害情報、施策の実施状況）を基に、毎年実施する施策に改善につなげる。また、特定計画の見直しまたは計画の中間時に生息状況と実施した施策全体の評価を行い、計画目標や方針の見直しを図ることが重要である。なお、設定した施策を実施したが、目標達成につながっていない場合は、実施する施策の内容や規模等に関する改善点を整理する、又は計画目標の見直しを図る等を行い、次期計画に反映させる。

7. 第一種特定鳥獣の保護／第二種特定鳥獣の管理の目標

クマの保護・管理の目的は、将来にわたって地域個体群を安定的に存続させるとともに、人とクマとの軋轢を軽減することである。特定計画では、この目的に基づいて、保護又は管理の目標を設定する。

鳥獣保護管理法では、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、鳥獣の生息数を適正な水準に増加又は維持、若しくは生息地を適正な範囲に拡大又は維持することを「保護」とし、鳥獣の生息数を適正な水準に減少、若しくは生息地を適正な範囲に縮小させることを「管理」としている。第一種保護計画では、生息数又は生息地の拡大や維持の目標を、第二種管理計画では、地域個体群の安定的な存続が妨げられないことを前提に、生息数や生息地を適正な状況に減少させるための目標を設定する。

8. ゾーニング管理に関する事項

クマの特定計画においては、広域レベルと集落レベルのゾーニングの2つスケールでのゾーニング管理を設定する。広域レベルのゾーニングでは、クマの分布管理を踏まえ、都道府県スケールでの「コア生息地」、「緩衝地帯」を確保するとともにクマの分布域の管理に向けた方針を設定する。市町村は主に「排除エリア」と、「排除エリア」の周辺にはクマの侵入防止等の対策を強化するための「管理強化エリア」を設定する。

集落レベルのゾーニングでは、広域的なゾーニングにおいて確保した「コア生息地」及び「緩衝地帯」の中に存在する集落や農地等を「排除エリア」とし、「排除エリア」の周辺に「管理強化エリア」を設定する。

なお、広域レベルのゾーニングにおける「コア生息地」は、広域協議会で検討した保護管理ユニット単位で確保するクマの生息域であり、自然公園の特別保護地区及び第一種特別地域、鳥獣保護区の特別保護区等の生物多様性の観点から重要な場所や、従来からクマが生息しているクマの生息にとって重要な地域、クマの放獣地として適した場所等を参考に確保する。

9. 個体群管理に関する事項

(1) 個体群管理の考え方

クマの個体群管理は、「問題個体の管理」、「個体数の管理」の2つの目的で行なう。個体数水準1及び2の保護管理ユニットでは、地域個体群の回復が主要な目的であることから、個体数水準ごとに示された数値を基準に捕獲上限割合を定めて、問題個体の管理を中心に捕獲を実施する。

軋轢の低減が主要な目的となる個体数水準3及び4の保護管理ユニットでは、軋轢の発生を軽減するために必要な個体数まで減少させることを管理の目標として、個体群管理を行う。第二種管理計画においては、許可捕獲（第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的、鳥獣による生活環境・農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的等）及び指定管理鳥獣捕獲等事業を組み合わせ、目標とする個体数の達成を目指す。

なお、緊急銃猟は、特定計画の作成の有無や特定計画で定めるゾーニング管理のゾーン区分に影響されず、緊急銃猟で定める人の日常生活圏において緊急的に実施される捕獲である。そのため、個体数の管理のための捕獲には含まれないが、人の日常生活圏内における緊急的に銃猟が必要となった経緯や結果等の緊急銃猟の実施状況について記録しておく必要性について、特定計画で整理しておくことが重要である。

(2) 第二種管理計画における特例

クマの第二種管理計画を作成している場合は、鳥獣保護管理法第14条に基づき、捕獲等に関して以下の措置が可能である。

- ☐ 鳥獣保護管理法第34条第1項の規定により指定した休猟区の全部又は一部について、捕獲等を行うことができる区域を指定することができる。
- ☐ 鳥獣保護管理法第11条第2項で狩猟期間が限定されている場合は、狩猟期間の範囲内で、

限定した狩猟期間を延長することができる。

- 鳥獣保護管理法第12条第1項により規定した狩猟による捕獲等の禁止又は制限の全部又は一部を解除することができる。

(3) 指定管理鳥獣対策事業交付金

2014（平成26）年の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正により指定管理鳥獣捕獲等事業制度が創設された。指定管理鳥獣とは、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして、環境大臣が定めた鳥獣であり、クマは2024（令和6）年にヒグマ及びツキノワグマ地域個体群（四国を除く）が指定管理鳥獣として指定された。クマにおいては、指定管理鳥獣対策事業交付金のうち、以下の事業が対象となる（2026（令和8）年2月現在）。

【指定管理鳥獣対策事業交付金のうちクマ対策に関する事業】

●鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- ①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
- ②指定管理鳥獣管理専門人材の配置（都道府県での専門人材雇用）
- ③緊急銃猟実施対応等実務者の育成（都道府県・市町村での捕獲従事者等の育成）
- ④緊急銃猟実施対応等実務者の配置（都道府県・市町村での捕獲従事者等の雇用）
- ⑤危険鳥獣出没時の体制構築（出没対応訓練等）

●クマ類総合対策事業

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等）
- ③クマ類の捕獲等

※都道府県において事業を実施する場合、クマの特定計画を既に策定している又は策定されることが確実と見込まれることが必要。

※交付金を活用して実施する事業のうち地方公共団体負担分については特別交付税が措置される。また、本交付金の交付対象経費と同様の対策であって地方公共団体の単独事業についても、特別交付税が措置される。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護管理法第7条の2第2項5号では、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、第二種管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に係る事項を記載することが定められている。指定管理鳥獣捕獲等事業は、個体群管理の目標の達成を目的として実施される事業である。そのため、第二種管理計画では、計画目標の達成に向けて指定管理鳥獣捕獲等事業が担う役割を位置づけて、計画的な捕獲等事業を実施することが重要である。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業では、指定管理鳥獣の種類ごとに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めることとなっている。

- 一 指定管理鳥獣の種類
- 二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 三 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

- 四 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 五 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
- 六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- 七 住民の安全を確保し、または指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- 八 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

10. 生息地の保護・整備、被害防除対策、出沒対応に関する事項

本ガイドラインでは、人とクマとの軋轢を解消する方法のひとつとして、クマの個体数を管理する考え方を新たに取り入れた。ただし、生物多様性等の観点から、クマの地域個体群の保全は必須であることから、いずれの個体数水準の保護管理ユニットにおいても、クマ生息地の保護を図るために生息地の整備が重要である。同時に、排除エリアにクマが侵入しないような生息環境管理と被害防除対策を実施するとともに、クマが出沒した場合に向けた体制整備を図ることが重要である。

なお、2025（令和7）2月に鳥獣保護管理法の一部が改正され、鳥獣保護管理法第3条第1項に基づく基本指針及び同法第4条第1項に基づく鳥獣保護管理事業計画の記載事項にそれぞれ追加された。（2027（令和9年）4月施行）趣旨も踏まえる。

（1） 生息地の保護・整備

クマの生息地の保護・整備は、ゾーニング管理における「コア生息地」及びコア生息地に近い「緩衝地帯」が対象となる。生息地の保護・整備では、保護区等の配置の検討、生息地の連続性の確保、生息地となる森林環境の保全等があげられる。なお、生息地の保護・整備は、個体数水準1及び2の保護管理ユニットで特に重要である。生息地の連続性の確保が必要な場合、ゾーン区分をする際にコア生息地を分断しないような設定が必要となる。

（2） 被害防除対策

被害防除対策はゾーニング管理におけるいずれのゾーンにおいても重要である。基本指針においては、被害防除対策として防護柵等による予防、追い払い、誘引物の適切な管理等があげられている。また、クマによる被害では、人身被害の防止が最も重要な対策である。そのため、侵入防止柵等を設置することで、排除エリアへのクマの侵入を防止することも重要である。

（3） 出沒対応に関する事項

クマの出沒対応にあたっては、出沒場所が山林内か市街地等であるかにより大きく対応が異なる。特に、クマが市街地等へ出沒した場合は、人身被害を防止するために、通報から対応に至るまで迅速な情報伝達が不可欠であるとともに、早急かつ適切な対応の実施が必要とされる。市街地等での出沒対応は、市町村が中心となって対応することとなるが、捕獲者や警察などの関係機関と市町村が円滑に情報共有・連携が行えるような体制整備や支援を行うことが重要である。

人の日常生活圏にクマ等の危険鳥獣が出没した場合に銃猟を行なう緊急銃猟では、実施に当たって法令で定める複数の手続きがあることから、必要な手続き等について、関係者間で理解を深め共通認識を持つておく必要がある。そのため、平時から、出没対応に係る関係機関との協議の場を定期的に持つほか、模擬訓練をととして各機関の体制や役割について認識を深めておくなど、出没対応に向けた体制整備を図っておくことが重要である。

1 1. その他保護・管理のために必要な事項

(1) 環境部局・関係機関との連携

都道府県や市町村においては、部局によって担当する獣種が異なることや、捕獲、農地等への被害対策の支援、森林管理、河川管理等の担当部局が異なることから、クマを担当する鳥獣行政部局は関連する部局（農政、森林、河川や土木等）と適切な連携を図り、特定計画に基づいた施策を実行していくことが重要である。

また、クマ市街地等への出没防止のため人とクマのすみ分けを実現するための施策の推進にあたっては、対策パッケージで示された関係省庁が連携した支援をもとに、環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金（クマ類総合対策事業）に加え、農業被害対策については農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金（クマ特別対策等事業）、森林整備については林野庁の森林整備事業の活用が可能である。また、都道府県・市町村の森林環境税等を活用した森林整備を推進していくことが望ましい。

(2) 人材の育成と配置

特定計画に基づくクマの保護管理を適切に進めていくためには、施策を実行する人材と体制づくりを進めることが重要である。必要な人材では、専門的な知見の下に特定計画の作成・実行に係る人材、関係者の調整を担う人材、捕獲等に係る人材等があげられるが、これらの人材を育成・配置する体制づくりが重要である。

1) 特定計画の作成・実行に係る専門人材

都道府県においてクマの保護・管理に関係する担当者は、特定計画の作成、特定計画に基づく事業の実施、評価の方法について十分な知識を有することが重要である。そのため、国や都道府県、研究機関等が実施する研修会、大学が実施するコアカリキュラムなどの体系的な専門教育を受講し、最新の知識と技術の習得と向上を図ることが重要である。加えて、都道府県は研修会の開催や専門家の派遣等により市町村が実施する対策の支援を行うほか、鳥獣の専門職員を配置するように努めること。

2) 地域での対策実施を担う専門人材

特定計画の目標を達成するためには、特定計画に基づき、現場においてきめ細やかな対策を実施する必要がある。そのため、市町村単位や複数の隣接する市町村単位で、適切な対策を実施したり地域住民へ対策の方法を指導・普及したりする人材が不可欠である。都道府県の出先

機関に配置する場合や市町村に配置する場合があるが、都道府県はそのような人材の確保や配置、指導等の支援を行う。

3) 捕獲技術者

クマは他の鳥獣と比較して、捕獲を実施する際の危険が大きいため、クマの捕獲や放獣に関する正しい知識と技術を持った捕獲者を都道府県内に育成することが必要である。特に、市街地等でクマの捕獲を実施する場合は、クマの生態のみならず銃刀法や鳥獣保護管理法等の関係法令に関する正しい知識が必須である。都道府県は、それらの技術を持った捕獲者を育成するために、研修会や技術を確認するための講習会等を定期的に行うことが望ましい。2) と兼任することも可能である。

(3) 普及啓発

クマの適正な保護・管理を進めるためには、関係機関や関係団体、地域住民等の理解や協力が不可欠である。そのためには、クマに関する正しい知識や特定計画に関する理解を深めるための普及啓発を行うように努める。また、出没や被害に関する情報発信をすることで、被害を未然に防ぐように促すことも同様に重要である。

(4) モニタリング

特定計画を順応的に実施していくためには、モニタリングによる評価と見直しを図っていくのが必須である。特定計画におけるモニタリングでは、「5. 現状の分析」で示すデータを基本として収集し、毎年積み重ねたデータ（目撃件数、捕獲数、被害件数・量・内容、施策の実施状況）とクマの生息状況（分布状況、推定個体数）から、計画目標の達成状況の評価を行う。また、モニタリングが適切に継続できるように、収集したデータを蓄積・管理する環境や体制、外部機関を含め蓄積したデータを適切に扱える人材の確保などの体制整備も同時に必要である。

特定計画で定める目標を確実に達成するためには、中間評価を実施し、必要に応じて取り組みを見直すことが効果的である。中間評価は、関係者間で情報共有を図るのに効果的であるほか、その後の取り組みについての合意形成を図るためにも有効である。

(5) 錯誤捕獲対応の実施体制

近年も錯誤捕獲された個体を放獣しようとした際に攻撃を受け、人身被害が発生している事例がみられることから、他の獣種の捕獲等を行う際に、クマが錯誤捕獲されるおそれがある場合には、錯誤捕獲を防止するための対策及び錯誤捕獲された個体に対して安全に対応できる体制（放獣の作業に伴い人身被害が発生するおそれがある場合には緊急的に捕殺することを含む）を整備しておくことが必要である。

特定計画では、錯誤捕獲を防止する措置とともに、錯誤捕獲が発生した場合に、迅速かつ安全に対応できるように、事前の体制の構築等について記載する。なお、人の日常生活圏でクマが錯誤捕獲された場合には、制度上、緊急銃猟の対象となり得る。

(6) 先進技術の活用

他の鳥獣と同様に、近年クマについても、センサーカメラ、ICT、AI、ドローン等の先進技術を活用した調査、出没防止対策、捕獲等が行われるようになってきており、積極的に活用していくことが重要である。なお、センサーや ICT を活用したはこわなによる捕獲については、遠隔でわなの状況や機材が正常に稼働しているかを確認できる場合は、現地における見回りは毎日でなくても構わない。

VI. 事例集

1. クマ保護・管理方針の決定プロセス

ヒグマとの共存を目指した管理方針の決定

－あつれきの少なかった時期を目指す個体数管理－（北海道）

（情報提供：北海道 環境生活部 環境局 野生動物対策課 ヒグマ対策室）

（１）背景

北海道は、2017（平成 29）年度に作成した「北海道ヒグマ管理計画（第 1 期）」に基づき、道内の地域個体群の管理を始めたが、第 1 期計画では、地域個体群の絶滅を防ぐため、個体数の状況について以下の 2 つの水準を定めていた。

☆ 『予防水準』：絶滅のおそれが高まることを予防する水準（400 頭）

☆ 『許容下限水準』：遺伝的多様性の維持及び健全な個体群の存続に必要な水準（200 頭）

第 1 期計画を基本として、2022（令和 4）年度には「北海道ヒグマ管理計画（第 2 期）」に基づく取組を始めたものの、ヒグマによる人身被害の発生は高止まり、2023（令和 5）年度にはヒグマの許可捕獲数が過去最多を更新するなど、人とヒグマとの軋轢が顕在化したことを受けて、2024（令和 6）年 12 月に第 2 期計画の改定（以下「第 2 期計画（改定版）」とする。）を行い、これまでの水準に加え、人とヒグマの軋轢の軽減を図るための『共存水準』を新たに設定した。

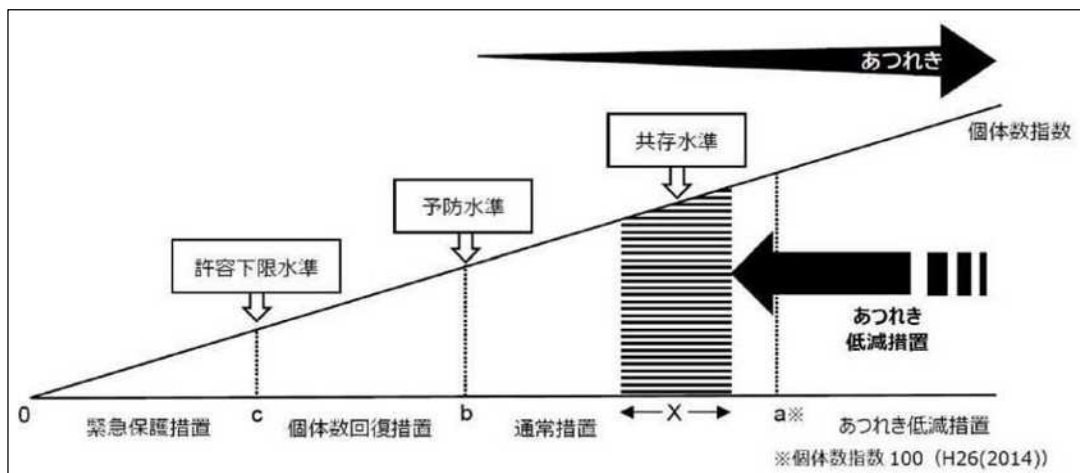
☆ 『共存水準』：人とヒグマのあつれきが社会問題になっていなかった、又は現状よりもあつれきを低下させることが期待できる、過去の一定時期の個体数水準

第 2 期計画（改定版）では、この共存水準を目指して、地域個体群毎の捕獲目標を設定し、各地域個体群の個体数を共存水準の範囲内に収めることを目指した個体数管理に取り組んでいる。

（２）個体数管理の考え方

北海道では、ヒグマの地域個体群毎の個体数を個体数指数で表し、個体数指数の水準に応じで定めている管理措置に基づき個体数管理を行っている。管理措置は、「あつれき軽減措置」「通常措置」「個体数回復措置」「緊急保護措置」の 4 段階が設定され、生息状況に応じて、それぞれの措置で定める管理方針の下、捕獲に対応している。

基準	各地域個体群の 2014(平成 26)年時点の推定個体数を 100(=a)とする(個体数指数 100(=a))
目標	『共存水準』 目標値となる共存水準として各地域個体群毎に個体数指数=X を定める。
管理方法	「あつれき低減措置」 個体数指数が共存水準にあるか、それよりも高い状態のため、捕獲目標を設定して個体数管理を実施する($X \leq$ 個体数指数の状況)
	「通常措置」 個体数指数が共存水準を下回り『予防水準(個体数指数=b)』以上にある場合は、予防水準を下回らない年間捕獲上限数を設定して個体数管理を行う。
	「個体数回復措置」及び「緊急保護措置」 個体数指数が『予防水準(個体数指数=b)』を下回った場合は、個体数回復措置として、個体数の増加が期待できる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制することで個体数の回復を図る。 個体数指数が『許容下限水準(個体数指数=c)』を下回った場合は、緊急保護措置として、地域個体群の絶滅を回避するため、狩猟及び許可捕獲を行わない措置を取ることで、総捕獲数を可能な限り抑制する。



図VI-1 管理措置と管理水準の関係（北海道ヒグマ管理計画（第2期）改定）

(3) 個体数管理の目標・水準の決定プロセス

『許容下限水準』『予防水準』はヒグマ保護管理検討会の委員と検討の上、“各地域個体群を絶滅させないための基準（一定の数値）”として定められた。『共存水準』も同じくヒグマ保護管理検討会において、各地域個体群の推定個体数、出没情報、農業被害額のデータを示した上で、委員の意見を踏まえ地域個体群毎に決定した。

『共存水準』は、札幌が社会問題化していなかった2001（平成13）～2010（平成22）年各年の個体数の中央値（渡島半島、積丹・恵庭、天塩・増毛、日高・夕張地域個体群）と1996（平成8）～2000（平成12）年各年の個体数の中央値（道東・宗谷地域個体群）を目安としている。

『共存水準』を定める際の明確な基準は設けていないが、いずれの地域個体群においても出没情報数や農業被害額が近年よりも少なかった年代を設定している。

ポイント

個体数管理で目指す「共存水準」は、あつれきの状況が許容されるならば、「一定の範囲にある個体数が共存水準にあると判断される」との考えから、幅を持たせた設定となっている。

(4) 捕獲目標の考え方

捕獲目標は「10年間の総捕獲数」として設定している。あつれきの軽減のために、目標達成に向けた捕獲は10年を待たずに前倒しで進め、緩衝地帯での捕獲などに積極的に取り組んでいく。

ポイント

最新のデータにより過去の個体数を推定するため、その都度、捕獲目標が書き換わることや、許可捕獲が主体の捕獲数は、出没や被害の状況に応じ、年により変動することから、単年ではなく複数年の総捕獲数を目標として設定している。

表VI-1 域個体群ごとの捕獲目標

地域個体群	現在	目標		
	個体数指数 (2023年末)	個体数水準の時期	個体数指数	総捕獲目標頭数 (2025～2033年)
渡島半島	112	2001～2010年	85	2,250
積丹・恵庭	133		66	1,030
天塩・増毛	136		64	1,200
道東・宗谷(西部)	83	1996～2000年	74	2,220
道東・宗谷(東部)	95		69	1,390
日高・夕張	119	2001～2010年	82	4,450
全道の合計	—	—	—	12,540

北海道ヒグマ保護管理検討会資料より作成。

(5) 管理計画の目的の達成を評価する指標及び方法について

第2期計画（改定版）では、「ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減」、「ヒグマ地域個体群の存続」を目的とし、以下の目標と目標達成のための評価指標を設定している。

目標	評価指標
①人身被害の発生を可能な限りゼロにする とともに、人里への出没及び農業被害の発生を 現状より減少させる。	①人身被害抑制指標 【指標】全体件数、発生時の状況や原因、発生場所ごとの件数
②各地域個体群の個体数指数を、予防水準以 下には下げない。	②人里への出没、農業被害指標 【指標】市町村等からの出没情報に基づき推定した問題個体 数、被害件数や被害金額など農業被害発生状況など
③各地域個体群の個体数指数が、「共存水準 よりも高い位置にあると評価された場合、捕 獲目標を設定した個体数管理により、個体数 指数を「共存水準」の範囲内に収める。	③地域個体群の存続指標 【指標】総捕獲数、痕跡調査による発見頻度
	④あつれき評価指標 【指標】検討中。地域ごとにあつれきの状況を評価できるよ う、検討を行う。

<各評価指標の活用方法>

①の人身被害件数、②の出没情報及び農業被害額は、直近3年の平均化した値を指標として活用している（図VI-2）。

③地域個体群の存続指標は、通常措置、個体数回復措置及び緊急保護措置の評価指標であることから、あつれき低減措置が取られている第2期計画では用いていない。

④あつれき評価指標は、人身被害件数、農作物被害額、精神被害、対策労力（経費や人工などの負担等）を踏まえた指標をヒグマ保護管理委員会で検討中である。

No	項 目	現 状	
1	人身被害	負傷 1.6人/年 死亡 0.3人/年	人身被害抑制指標
2	出没情報	752件/年	人里への出没指標
3	農業被害	3,749万円/年	農業被害減少指標

※「人身被害」は、R4(2022)～R6(2024)年度の3年間の被害人数を平均したものを現状とした。
 ※「出没情報」は、R4(2022)～R6(2024)年の3年間の件数を平均したものを現状とした。
 ※「農業被害」は、R3(2021)～R5(2023)年度の3年間の被害額を平均したものを現状とした。

図VI-2 評価指標の結果
(北海道ヒグマ保護管理検討会資料（渡島半島地域個体群）)

2. 指定管理鳥獣対策事業における取り組み

指定管理鳥獣対策事業交付金を活用したツキノワグマの管理

ー地域をまたいだ捕獲体制の整備ー（富山県）

（情報提供：富山県 生活環境文化部 自然保護課）

（1）背景

富山県では2023（令和5）年度に、ツキノワグマの出没件数が平常年の年間約200件を大きく上回る641件となり、7件9名の人身被害が発生した。2024（令和6）年度には4～8月の出没件数が前年度の同時期を上回るペースであったことから、2024（令和6）年10月より指定管理鳥獣対策事業交付金クマ類総合対策事業の指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「捕獲等事業」という。）を開始し、2025（令和7）年度にも捕獲等事業を実施している。なお、捕獲等事業のほか、2024（令和6）年度には「クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成」、2025（令和7）年度には加えて「計画策定・調査等事業」「出沒防止対策事業」「出沒時の体制構築事業」を実施している。

（2）実施方法

富山県では、捕獲等事業を「Ⅰ．侵入個体の排除」及び「Ⅱ．問題個体管理」の2つの目的で実施しており、実施区域や捕獲方法等が異なっている（表Ⅵ-2）。

「Ⅰ．侵入個体の排除」については、富山県ツキノワグマ管理計画（第4期）におけるゾーニング区分のうち、主に被害防止地域（ゾーン3、人間活動が活発でツキノワグマが本来生息していない地域）にツキノワグマが出没し、市町村や地元猟友会等だけでの対応が困難となった場合、県から「ツキノワグマ被害防止専門チーム（以下「サポートチーム」という。）」を派遣し、追い払い、追跡、捕獲などの技術的支援を行っている。

「Ⅱ．問題個体管理」については、イノシシ・ニホンジカの指定管理鳥獣捕獲等事業を実施している地域にツキノワグマが出没して捕獲従事者の安全確保が困難となった場合、箱わなを設置して捕獲を行っている。なお、この捕獲を行う際は、ツキノワグマを選択的に捕獲し、他種の錯誤捕獲を避けるため誘引餌にハチミツを用いている。

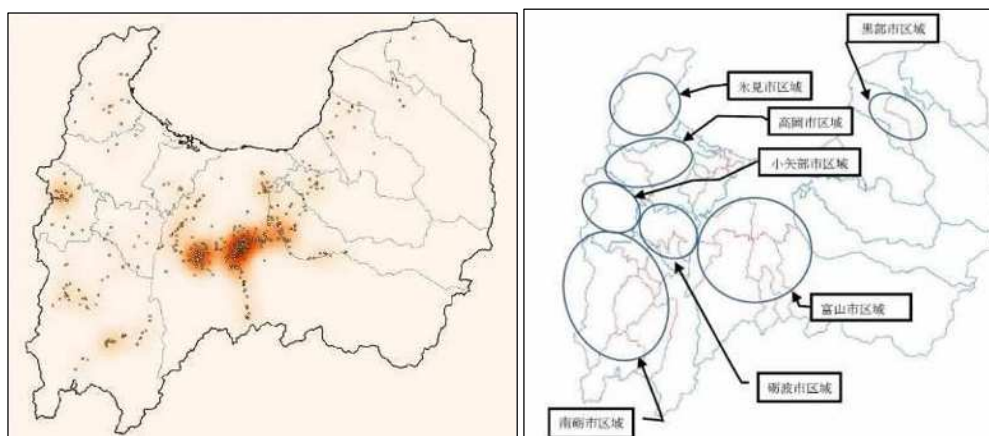
表VI-2 指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲

事業目的	I.侵入個体の排除	II.問題個体の管理
実施区域※1	「ゾーン3」被害防止地域※2 (人間活動が活発でツキノワグマが本来生息していない地域)	イノシシ及びニホンジカの捕獲等事業の実施区域
捕獲作業期間	ゾーン3区域出沒時	2025(令和7)年5月1日～ 11月30日(210日間程度)
捕獲従事者	県から派遣したサポートチーム	イノシシ及びニホンジカの捕獲等事業の捕獲従事者
方法(規模)	・箱わな ・銃猟	・箱わな (1区域1～2基、計10基程度)

※1 捕獲実施地域は図VI-3参照。

※2 富山県ツキノワグマ管理計画(第4期)で定めるゾーン区分。

(令和7年度富山県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ツキノワグマ)を基に作成)



図VI-3 捕獲実施区域

左図: I. 侵入個体の排除(出沒情報ヒートマップの色が濃い地域を設定)

右図: II. 問題個体管理(イノシシ・ニホンジカの捕獲事業の実施地域を設定)

(令和7年度富山県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画より)

(3) サポートチームについて

2023(令和5)年度はツキノワグマが大量に出沒したが、市町村によっては地元猟友会にツキノワグマの捕獲経験がほとんど無く、出沒への対応が課題となっていた。そこで、2024(令和6)年度に開始された指定管理鳥獣対策事業により、県が(一社)富山県猟友会に委託し、ツキノワグマの捕獲経験が豊富な捕獲者4名からなるサポートチームを作り、ツキノワグマが市街地等に出沒した際、市町村の要請に応じて派遣する制度を開始した。派遣されたサポートチームはツキノワグマの追跡、追い払い、捕獲などの技術的支援を行うこととしており、事態の早期収束を図るとともに、ツキノワグマの捕獲経験が少ない地域においては、その地域の捕獲者に捕獲方法を指導するなどして、その地域の対応力向上も図っている。なお、サポートチ

ームを派遣する際は、市町村に対して、地元猟友会等の了解を必ず得てもらうよう留意している。

サポートチームの派遣事例(緊急銃猟への対応)

➤ 2025(令和7)年度に富山市吉岡地区の市街地にツキノワグマが出没した。富山市の要請を受けたサポートチーム2名が現場に派遣され、富山市、富山市猟友会、警察とともに捕獲方法等を検討した。最終的に緊急銃猟による捕獲を実施することとなり、サポートチームは射撃方向等について技術的助言を行った。当該場所が比較的広い範囲であり、捕獲者を多く配置する必要があったことから、緊急銃猟ではサポートチームのメンバーが第2捕獲者(射手)として配置され個体の捕獲に至った。

(4) 2025(令和7)年度捕獲等事業における捕獲目標の設定

捕獲等事業では、表VI-3のように過去の捕獲数等を基に捕獲目標頭数を設定した。なお、現行の富山県ツキノワグマ管理計画では捕獲上限数が定められていることから、その捕獲上限数を超えない範囲内で捕獲目標数を設定するよう留意している。

表VI-3 2025(令和7)年度の捕獲目標		
事業目的	目標頭数	理由
「Ⅰ.侵入個体の排除」	年間10頭	2024(令和6)年度に市街地等にクマが出没し膠着状態や捕獲に至った事例が10件程度あったことから、年間の捕獲目標数を10頭と設定した。
「Ⅱ.問題個体管理」	年間10頭	イノシシ及びシカの指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するチームが県内に10チームあり、両種の捕獲に影響する問題個体を1チームあたり1頭捕獲する必要があるとした。

(5) 2024(令和6)年度における捕獲等事業の評価について

富山県では、捕獲によって出没や被害が減少したかを検証するため、2024(令和6)年度の捕獲等事業については捕獲等事業における「捕獲数」と「出没件数」「人身被害者数」により評価することを試みた。しかしながら、2024(令和6)年度は4～8月の出没件数が多かったものの、9月の捕獲等事業開始以降に出没件数が減少したことなどにより、サポートチームの派遣や捕獲実績はなく、評価することが難しかった。

2025(令和7)年度について、最終的な評価方法は検討中だが、「Ⅱ.問題個体管理」では捕獲目標数を上回る捕獲(計13頭、2025(令和7)年12月18日時点)であった。ツキノワグマの出没件数が多かった年度であったが、捕獲等事業がイノシシ・ニホンジカの捕獲従事者の安心安全な作業の実施につながったと考えられる。また、サポートチームの派遣について、派遣数は2件と想定よりは少なかったものの、いずれの事例も技術的なサポートにより事態の早期収束や個体の捕獲に至っており、ツキノワグマ捕獲者の減少・高齢化が進む現状において、捕獲等事業におけるサポートチームの派遣は有効な手段であると考えている。

一方で、令和6年度に捕獲等の実績が無かったように、その年のツキノワグマの出没状況に

より捕獲数が大きく変動することから、単年の捕獲目標数の達成の有無により捕獲等事業を評価することは困難と考えており、適切な評価を課題として捉えている。

（６）捕獲等事業以外の交付金メニューの活用

富山県では、捕獲等事業のほか、指定管理鳥獣対策事業を活かしてツキノワグマの保護管理に関する人材育成に取り組んでいる。具体的には「クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成」のメニューを活用した、市町村職員、警察、捕獲者を対象とした緊急銃猟の訓練の実施や、「認定鳥獣捕獲等事業者等の育成」を活用した講習の実施を通して捕獲従事者の捕獲技術向上を図っている。

3. ゾーニング管理の導入

市町村が主体となり進めるゾーニング管理

ー県全域でのゾーニング管理導入を目指してー（長野県）

（情報提供：長野県 林務部 森林づくり推進課）

（１）背景

長野県では、2022（令和４）年度に作成した「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第５期ツキノワグマ保護管理）」よりゾーニング管理を取り入れている。計画作成当初は、ゾーニング管理に関するノウハウや知識の蓄積が少なく市町村への導入が進まず苦慮していたことから、環境省の「クマ類の出没に対応する体制構築等事業」（2022（令和４）～2024（令和６）年度）を活用し、山形村・朝日村・小谷村の３村に加え、2024（令和６）年度に指定管理鳥獣対策事業を活用し、箕輪町・根羽村・阿智村・豊丘村・木祖村・白馬村の６町村のゾーニング管理計画を策定した。これら９町村で実施したゾーニング管理の導入方法を踏まえて「ツキノワグマゾーニング管理導入マニュアル（長野県、令和７年３月）」（以下、「マニュアル」）を作成し、ゾーニング管理の導入が１２市町村で行われている（2025（令和７）年度時点）。

（２）市町村におけるゾーニング管理導入の流れ

長野県では、市町村が主体となってゾーニング管理を導入・運用できるよう、必要な技術的助言や調整支援を行いながら、表VI-４の手順でゾーニング管理を導入している。

ステップ１：ゾーン区分を検討するために必要な、ツキノワグマの生息情報や土地利用区分、植生図等を整理する。

ステップ２：ステップ１で整理した情報を基にゾーン区分等の案を作成する。

ステップ３：地域住民、関係機関（猟友会、警察、学校関係者、農林業被害関係者、観光施設関係者等）、クマ対策員¹¹、市町村及び県等が集まり、主にゾーン区分が地域の実態にあった内容であるかの検討を行う。また、ゾーン区分について認識共有が図れた後は、各ゾー

¹¹ 長野県ではクマの生態等に詳しい専門家（大学の研究者、捕獲関係者、麻酔銃関係者、獣医師、野生鳥獣関連業務に携わる専門的な知識や経験を持っている専門家）を「クマ対策員」として計１１名配置している。

ンで実施する環境整備等の対策の実施主体、時期、規模などの具体的な内容について意見交換を行う。

ステップ4：これら意見交換の結果を踏まえて、ゾーニングマップ案や計画の修正を行い、ゾーニング管理実施計画案を作成する。

ステップ5：作成したゾーニング管理実施計画案について、関係者間で合意形成を図り、最終的な合意を取ったのち、ゾーニング管理実施計画案を確定する。市町村で作成したゾーニング管理実施計画案は、県の特定鳥獣保護管理検討委員会ツキノワグマ専門部会で諮った後、市町村で運用が開始される。

表VI-4 ゾーニング管理導入の流れ

ステップ	内容	実施主体
①対象地域の決定と地域の現状把握	対象地域の決定・現状把握 ゾーニング管理の対象地域の決定と地域のクマの状況を把握するための情報を収集する。	市町村
②ゾーニングマップ案の作成	データ整理・マップ案の検討 クマに関する情報を地域区分の案とともに地図に整理し、ゾーニングマップ案を作成する。	市町村
③意見交換会の開催	意見交換会(ワークショップ)の開催 関係機関及び関係者間で集まり、ゾーニングマップ案を確認しながら、地域区分や被害対策の実施主体について意見交換を実施する。	市町村 地域住民 関係機関 専門家(クマ対策員)等
④ゾーニング管理実施計画案の作成	マップ案の修正・被害対策の実施主体の整理 意見交換の結果を基にマップ案の修正等を行い、ゾーニングマップとゾーニング計画を作成する。	市町村
⑤ゾーニング管理実施計画案の確定	ゾーニング管理実施計画案の確定 県・市町村・地域住民などの関係者で集まり、ゾーニング計画案を確定する。	市町村 地域住民 関係機関 専門家(クマ対策員)等

ツキノワグマゾーニング管理導入マニュアルを基に作成。

(3) 市町村におけるゾーニング管理導入の促進

長野県では、マニュアルを活用したゾーニング管理導入に関する説明会を、各市町村の担当者向けだけでなく、市長会・町村会の機会を通じて市町村長に対しても実施し、市町村におけるゾーニング管理導入を後押ししている。ゾーニングには、捕獲許可権限の委譲など市町村長の判断と責任が関係する内容も含まれていることから、導入の目的や必要性について予め市町村長に十分説明し、理解と合意を得ることが不可欠である。市町村長の理解を得ることによりゾーニング管理の円滑かつ着実な導入につなげたいと考えている。

ゾーニング管理により地域ごとの方針が明確化されるため、地域住民への説明などにおいて、対応方針や捕獲の可否を合理的に説明しやすくなり、これにより住民の理解醸成につながって

いる。また、地域区分に応じて対策内容を明確に区分できるため、限られた予算や人員を優先順位に従って配分できる。結果として、効果的かつ効率的な被害防止対策の実施が可能となる。さらには、許可捕獲に係る捕獲権限について、通常は県で許可するものだが、ゾーニング管理を導入している市町村では、排除地域にクマが出没した際、市町村長に捕獲権限を委譲することとしている。排除地域へのツキノワグマの出没後、市町村の判断により速やかに捕獲ができるというメリットを作ることで、市町村のゾーニング管理導入への意欲向上につなげている（表VI-5）。

表VI-5 地域区分ごとの捕獲許可方針

地域区分	捕獲許可方針	
	県許可	市町村許可
主要生息地域	・有害捕獲は原則禁止。 ・個体数調整を目的として、春季捕獲を許可する ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可する。	・原則として捕獲は許可しない。
緩衝地帯	・林産物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する。 ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可する。	
防除地域	・農作物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する。	・人が活動する時間や場所付近に何度も出没、または人や家畜がいる建物や敷地に侵入した場合には捕獲を許可する。
排除地域	—	・現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する。

長野県ツキノワグマゾーニング管理導入マニュアルより作成

（４）市町村のゾーニング管理計画の運用

市町村のゾーニング管理計画は基本的に計画期間を設定していないが、ツキノワグマの出没状況や土地利用状況の変化に応じ、柔軟かつ継続的に対策を実施できるよう、地域の状況に即した取組みを随時進める仕組みとなっている。また、計画は出没記録や環境変化に応じて随時、ゾーン区分を変更できるようにしており、計画の変更や作成にあたっては、県の出先機関である地域振興局（全10局）に配置している鳥獣対策専門員が市町村に対して技術的な助言や指導を行う体制を整えている。

さらに、隣接する市町村がゾーニング管理計画を策定する場合には、市町村界においてゾーン区分の不整合が生じないよう、相互に連携しながら計画作成を進めている。

（５）ゾーニング管理導入の効果について

ゾーニング管理の導入効果を把握する上で、ツキノワグマの目撃件数の変化が1つの指標となると捉えている。一例として、2025（令和7）年6月にゾーニング管理を導入した箕輪町で

は、ツキノワグマの目撃件数が2024（令和6）年度の19件から2025（令和7）年度（12月時点）は9件に減少しており、ゾーニング管理に基づく緩衝帯整備や誘引物の除去などの環境整備の成果がみられている。

また、数値として集計されていないものの、ゾーニング管理を導入したことによって緩衝帯整備面積が増加していることや、誘引木の伐採が進んでいること、さらには住民の意識が変化していることもゾーニング管理導入の効果として捉えている。

（6）課題と今後の展望

ゾーニング管理実施計画の策定時の対策意識を継続的に持続することが重要であり、計画に基づく誘引物管理、環境整備、電気柵の設置等の対策を、安定的かつ十分な財源のもとで、継続して実施していくことが課題となっている。

誘引物管理や環境整備など、捕獲以外の対策は、鳥獣対策を担う森林づくり推進課のみならず、他部局との連携が不可欠である。このため長野県では2025（令和7）年11月にツキノワグマ対策本部を設置し、農政部、建設部、環境部等が連携した横断的な管理体制を構築している。ゾーニング管理に関する課題への対応についても、これら関係部局と協働しながら対応を進めることで、より実効性の高い対策を目指している。

また、ゾーニング管理をまだ導入していない市町村に対しては、今後も継続して導入支援を行い、県内全域でのゾーニング管理の普及を図ることとしている。県内各地域で、ゾーニング管理が確実に実施されることで、人とクマの安全な共存に向けた基盤づくりを一層推進していく。

VII. 参考文献・資料

- 環境省. クマに関する各種情報・取組「出没情報・人身被害件数・捕獲数（速報値）」.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>
- 環境省. クマ被害対策施策パッケージ.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-counterplan.pdf>
- 環境省. 2016. 住居集合地域等における麻酔銃の取扱いについて.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5/masuijyu.pdf>
- 環境省. 2020. レッドリスト 2020. 哺乳類.
- 環境省. 2021. クマ類の出没対応マニュアル改定版－
https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/pdfs/manual_full.pdf
- 環境省. 2025. クマ類の出没対応体制構築事業の成果報告集－クマ類の出没と防止の円滑な対応に向けて－.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/seika.pdf>
- 環境省自然環境局. 2025. 令和6年度クマ類の出没に対応する体制構築及びクマ緊急出没対応業務報告書.
- 環境省自然環境局生物多様性センター. 2004. 第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 哺乳類分布調査.
- 環境省自然環境局生物多様性センター. 2019. 中大型哺乳類分布調査報告書.
- 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室. 2025. 緊急銃猟ガイドライン（令和7年7月）.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/doc/guideline.pdf>
- 環境庁. 1981. 第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（哺乳類）全国版.
- 近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会. 2021. 近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護指針.
- クマ類保護及び管理に関する検討会. 2024. クマ類による被害防止に向けた対策方針～クマとの軋轢の低減に向けた、人とクマのすみ分けの推進～.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-prevention-all.pdf>
- ツキノワグマ四国地域個体群の保全に係る広域協議会. 2020. ツキノワグマ四国地域広域保護指針.
- 農林水産省. 農作物被害状況「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」.
https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/index.html

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和８年度版
検討に関わった専門家一覧
（50 音順）

大井 徹	（石川県立大学 生物資源環境学部）
小池 伸介	（東京農工大学大学院農学研究院）
近藤 麻実	（秋田県生活環境部自然保護課）
佐藤 喜和	（酪農学園大学 農食環境学群環境共生学類）
澤田 誠吾	（島根県中山間地域研究センター農林技術部鳥獣対策科）
山崎 晃司	（東京農業大学 地域環境科学部）
横山 真弓	（兵庫県立大学自然・環境科学研究所）

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和 8 年度版

2026（令和 8）年 4 月

発 行 者 環境省 自然環境局 野生生物課鳥獣保護管理室

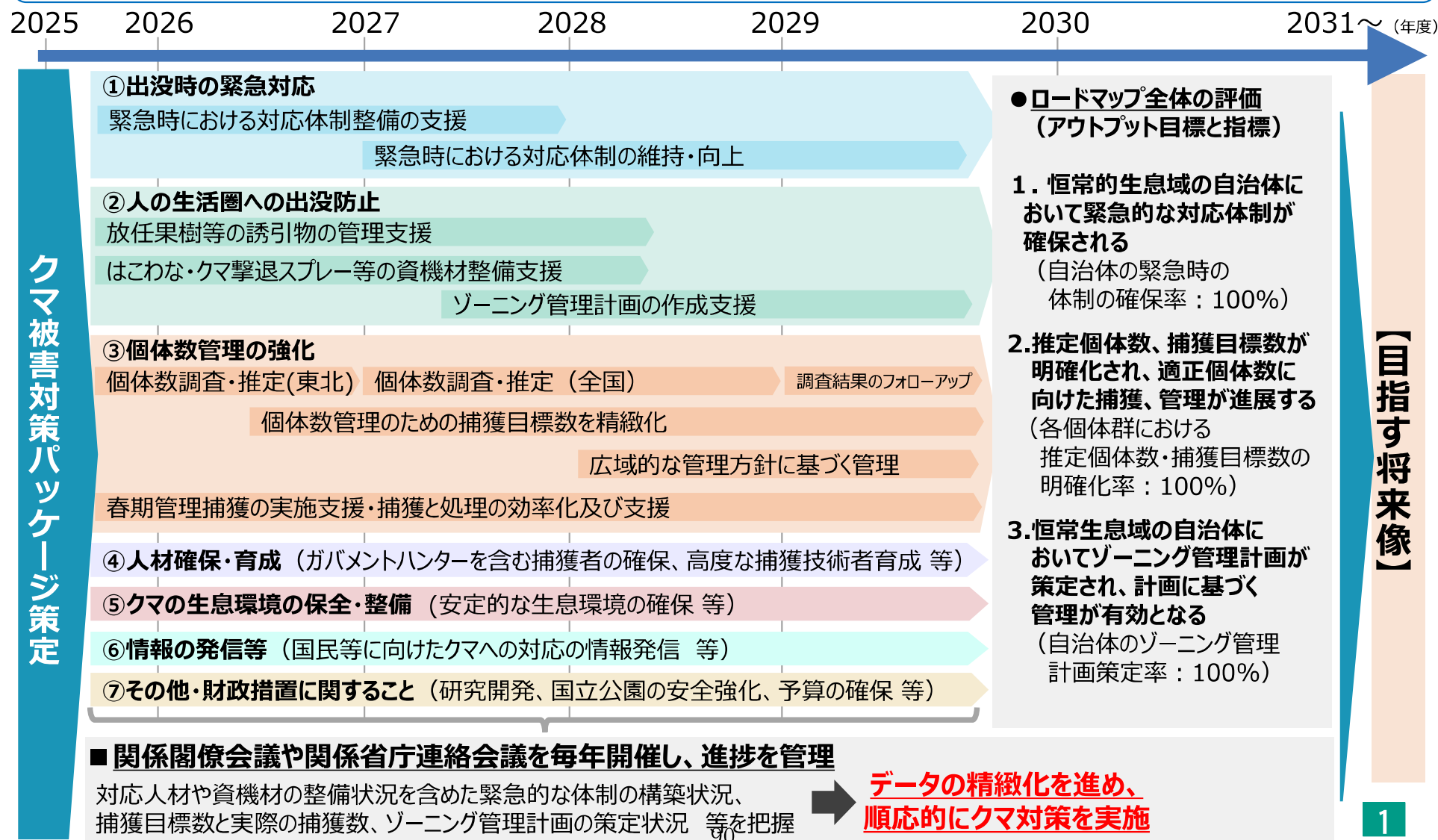
業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター

クマ被害対策ロードマップ

令和8年3月27日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

【目的】：2030年度まで、都道府県や市町村等と連携しつつ、関係省庁が一体となって政策資源を総動員し、
「クマ被害対策パッケージ」に含まれる施策を体系的に実施することで、クマ被害対策の継続的かつ効果的な推進を図る

【目指す将来像】：クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみわけを実現し、国民の命と暮らしを守る



進捗管理と目標

● 2026年度～2030年度：

■ 関係閣僚会議や関係省庁会議を毎年開催し、進捗を管理

○ 進捗管理の指標により、毎年の取組進捗を把握

【指標】 対応人材や資機材の整備状況を含めた緊急的な体制の構築状況、捕獲目標数と実際の捕獲数
ゾーニング管理計画の策定状況 等

○ 数値による進捗管理が困難な対策は定性的に状況を把握

データの精緻化を進め、順応的にクマ対策を実施

● 2030年度：ロードマップ全体の評価（アウトプット目標と指標）

1. 恒常的生息域※の自治体において緊急的な対応体制が確保される※※

→ 自治体の緊急時における対応体制の確保率：100%

2. 推定個体数、捕獲目標数が明確化され、適正個体数に向けた捕獲、管理が進展する

→ 各個体群における推定個体数・捕獲目標数の明確化率：100%

3. 恒常生息域※の自治体においてゾーニング管理計画が策定され、計画に基づく管理が有効となる

→ 自治体のゾーニング管理計画策定率：100%

● 2031年度以降：目指す将来像（アウトカム目標と指標）

クマ出沒時の対応体制が確立され、人とクマのすみ分けを実現し、国民の命と暮らしを守る

→ 人の生活圏からクマを排除（クマの生息メッシュ数を指標として評価）

※クマが複数年に渡って確認（目撃・痕跡が発見・捕獲等）されている地域

※※クマの追い払いや捕獲を実施する人材が確保された上で、クマ出沒に備えた対応訓練を実施済みである、
または、クマ出沒時のマニュアル等を整備済みである状態を「対応体制が確保されている」と判断する

暫定的な捕獲目標数

- 捕獲目標数の考え方：人の生活圏とその周辺における捕獲の強化により、クマの出没を抑制
 - 北海道：12,540頭（2025年～2034年の総捕獲目標数：北海道ヒグマ管理計画（第2期））
 - 東北、関東、中部：自然増加率（14.5%）に5%程度を上乗せした約20%を現在の推定個体数に乗じた値を捕獲目標数として暫定的に設定し、増えすぎたクマの個体数を削減
 - 近畿、中国：令和7年度の被害状況等を踏まえ、現在の推定個体数に自然増加率（14.5%）を乗じた値を捕獲目標数として暫定的に設定し、個体数を増やさないよう管理
- ※大量出没が起こった場合は暫定的な捕獲目標数に捉われず捕獲を実施

ブロック	現在の推定個体数 〔各都道府県の最新の推定中央値の合計〕	令和8年度の 暫定的な捕獲目標数	2030年度の 暫定的な 目標生息個体数
北海道	11,600	12,540 〔※2025年～2034年の 総捕獲目標数〕	8,200 〔※2034年の目標個体数〕
東北(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	19,237	3,800	12,000
関東(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川)	2,983	600	2,000
中部(新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知)	17,553	3,500	11,000
近畿・中国(三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口)	6,420	900	6,400

※北海道のヒグマの自然増加率は9.2%、本州のツキノワグマの自然増加率は14.5%と設定

※茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府は推定個体数に関するデータがない

※茨城県、千葉県、大阪府はクマの恒常的な生息地域ではない

令和8年度以降、環境省において、順次個体数調査・推定を実施して推定個体数を精緻化し、それを踏まえ、各都道府県において、適切な捕獲目標数を設定する。

自治体職員と資機材の目標

- クマの捕獲作業等に従事する自治体職員数:2,500名（現在の約3倍）
 - 資機材
 - はこわな : 10,000基（現在の約2倍）
 - クマ撃退スプレー : 20,000本（現在の約3倍）
- ※目標年度はいずれも2030年度

	配置・整備の目標	算出方法
クマの捕獲作業等※に従事する自治体職員数	2,500 名	現在の人員・資機材の状況や今後のニーズについて自治体にヒアリングを行い、その結果を踏まえて算出
はこわな数	10,000 基	
クマ撃退スプレー数	20,000 本	

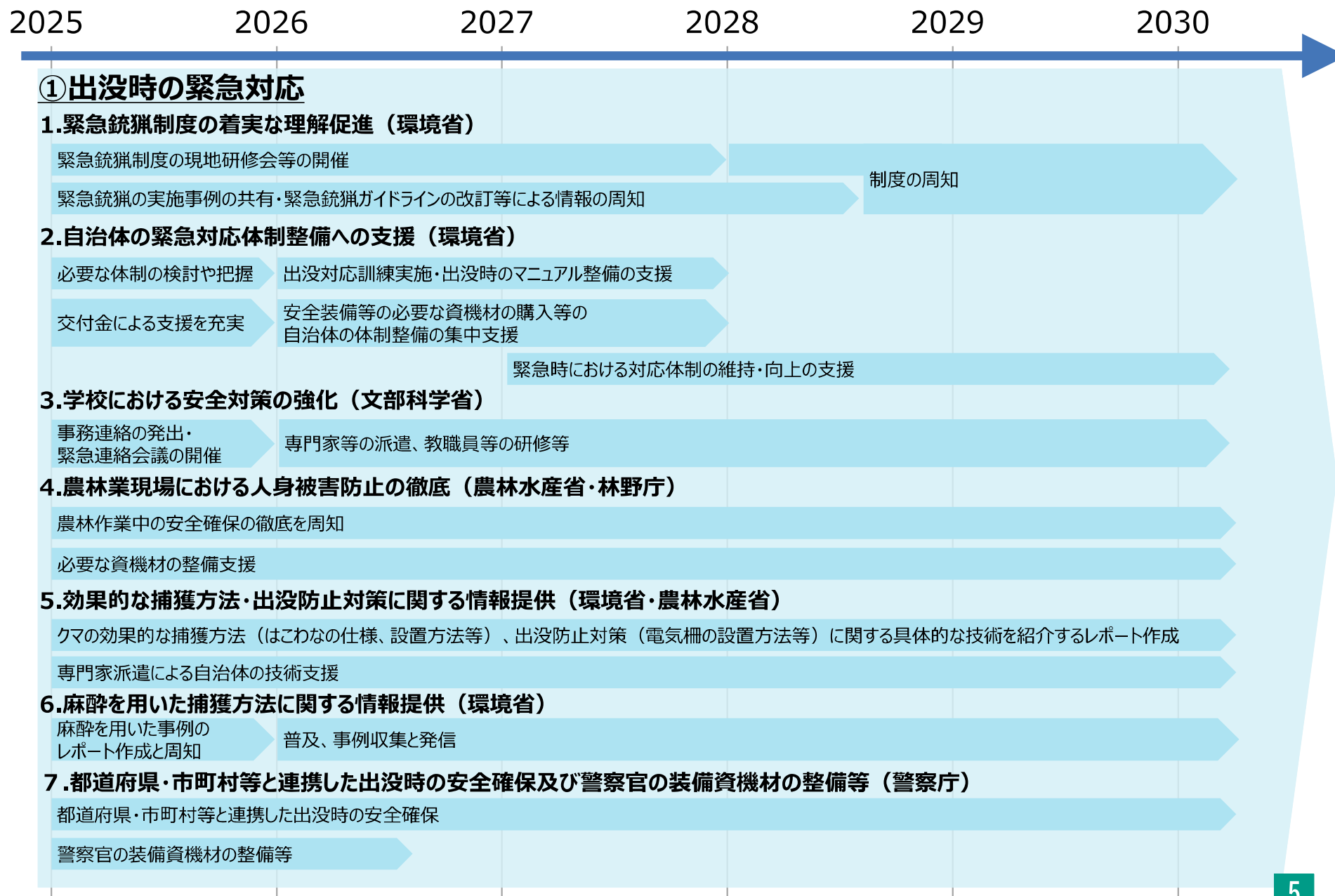
※クマの捕獲作業等は、自治体職員に限らず、猟友会や認定鳥獣捕獲等事業者等の協力を含め、地域の実情に応じた体制を構築することが重要

■（参考）令和8年3月の自治体職員や資機材の整備状況※

クマが生息する市町村数	クマの捕獲作業に従事する自治体職員数	はこわな数	クマ撃退スプレー数
849	784	5,527	7,093

※クマが生息する37都道府県に対し、令和8年2～3月に照会した結果を集計

① 出没時の緊急対応



②人の生活圏への出没防止

2025 2026 2027 2028 2029 2030

②人の生活圏への出没防止

1. 出没防止対策にかかる専門家派遣（環境省）

自治体向け専門家派遣の実施・技術支援

2. 人の生活圏への出没防止対策への支援（環境省・農林水産省・林野庁）

はこわなやクマ撃退スプレー等の整備の支援

放任果樹等の誘引物の管理支援

出没防止対策が遅延している
自治体の支援強化

自治体等が行う出没防止対策（緩衝帯の整備や侵入防止柵の設置、ICT機器の活用等）の支援

3. 人の生活圏周辺におけるクマの捕獲強化（環境省）

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」改定

「クマ類の出没対応マニュアル」を改定

普及啓発

クマの特定鳥獣管理計画の改訂や新規作成の支援

4. 自治体のゾーニング管理計画作成支援（環境省）

ゾーニング管理計画の優良事例・モデル提示や作成支援ツール開発

自治体のゾーニング管理計画の作成支援

計画策定遅延自治体を集中支援

5. 堅果類の豊凶の把握・情報発信（環境省・林野庁）

堅果類の開花・結実状況の調査結果を取りまとめ、早期の情報発信を実施

クマの餌資源に関係した出没要因の解明と出没防止対策の研究

研究結果の周知及び普及啓発

6. 効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省・農林水産省）〔再掲〕

クマの効果的な捕獲方法（はこわなの仕様、設置方法等）、出没防止対策（電気柵の設置方法等）に関する具体的な技術を紹介するレポート作成

専門家派遣による自治体の技術支援

7. 河川におけるクマ出没防止対策の促進（国土交通省）

河川における樹木伐採や草木の踏み倒し等の促進

河川におけるクマ対策等に係る設置物許可手続きの円滑な実施

8. 国立公園等におけるクマへの安全対策強化（環境省）

各公園におけるクマ出没時の対応体制構築・マニュアル策定、キャンプ場における電気柵・フードロッカー整備等を集中実施

安全対策（直轄・自治体支援）の強化・継続

③ 個体数の管理強化



④人材育成・確保 ⑤クマの生息環境の保全・整備

2025 2026 2027 2028 2029 2030

④人材育成・確保

1.地方環境事務所等の体制強化（環境省）

クマ対策専門官・広域鳥獣対策専門官の配置・強化

クマ対策専門官・広域鳥獣対策専門官による自治体の支援（広域管理に向けた協議会における検討等）

2.鳥獣保護管理に関する基本指針に人材育成、確保の方針を明確化（環境省）

基本指針を改定し、自治体における人材の配置や育成の方針を明確化

人材の配置や育成に関する優良事例整理や情報共有

基本指針を踏まえ、都道府県が鳥獣保護管理事業計画を改正

3.自治体の専門的な人材の育成・確保の推進（環境省・農林水産省）

自治体のクマ対策を担う人材（専門家・コーディネーター・ガバメントハンター等）の雇用や育成を支援

遅延自治体を集中支援

4.高度な捕獲技術をもった専門的な事業者の育成（環境省）

認定鳥獣捕獲等事業者など高度な捕獲技術を持った専門的な事業者の育成を推進

5.捕獲技術者の育成支援（環境省・農林水産省）

ガバメントハンターを含む自治体の専門的な人材及び民間で捕獲等を担う専門的な事業者の育成に向けた研修会実施等への支援

大学と連携し、野生動物管理教育コア・カリキュラムによる人材育成

農林大学校における狩猟免許取得に向けた研修の実施への支援

6.自衛隊OB、警察OB等への鳥獣保護管理への協力要請（環境省・防衛省・警察庁）

関係省庁で協力し、自衛隊・警察OB等への協力要請を実施

自衛隊・警察のOB等向けの研修等の開催

⑤クマの生息環境の保全・整備

1.クマの安定的な生息環境の確保（環境省）

鳥獣保護区等の適切な設置・管理

2.針広混交林や広葉樹林への誘導等への支援（林野庁）

抜き伐りや植栽による針広混交林や広葉樹林への誘導等、病虫害被害の防除を実施

3.絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）

生息状況の把握、生息環境の保全、人とクマとの軋轢の防止の支援

⑥情報の発信等 ⑦その他・財政措置に関すること

2025 2026 2027 2028 2029 2030

⑥情報の発信等

1.インバウンドを含めた登山客等への多言語による情報発信（環境省・観光庁）

地域におけるクマの出没情報の収集体制構築、
情報発信媒体の作成

出没情報や注意喚起の発信等の実施・強化

2.森林の巡視によるクマ目撃情報の提供（林野庁）

巡視とクマの目撃情報の提供を継続

3.国民等に向けたクマへの対応の情報発信（環境省）

適切なクマ撃退スプレーの選択に関する情報やクマの行動特性や遭遇時の対応に関する信頼性のある情報を発信

人身被害の状況分析、情報収集体制の構築と維持

クマ対策の実施について理解の醸成・過度な意見に対する自治体の適切な対応への支援

⑦その他・財政措置に関すること

1.クマ被害対策技術等に関する研究開発の推進（環境省）

ICTやドローン等を活用した被害対策や効果的な捕獲方法の技術開発支援

環境研究総合推進費等による、効率・効果的な個体数推定手法や出没リスクの評価等に関する研究や技術開発の推進

2.国立公園等におけるクマへの安全対策強化（環境省）〔再掲〕

各公園におけるクマ出没時の対応体制構築・
マニュアル策定、キャンプ場における電気柵・
フードロッカー整備等を集中実施

安全対策（直轄・自治体支援）の強化・継続

3.交付金による速やかな支援・交付金の対象経費等の周知（各省庁）

クマ対策予算の増額
（直轄予算・交付金）

クマ対策に必要な予算の確保・自治体支援等

4.クマの捕獲等に要する経費について特別交付税措置（総務省）

地方自治体負担分に対する特
別交付税措置を創設・拡充

地方自治体負担分（補助裏・地方単独）に対し、特別交付税措置

クマの保護・管理の基本的な考え方

目的：ゾーニング管理による人とクマのすみ分け強化、
個体数・分布域の適正な管理（減少）

（クマの地域個体群の安定的な存続と、人とクマの軋轢の低減が前提）

広域管理（保護管理ユニット）と個体数水準

ゾーニング管理

人とクマのすみ分けを強化

基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）
＋ 出沒対応、普及啓発、モニタリング

地域個体群の存続（＝絶滅させない）

個体数・分布域の適正な管理

人との軋轢の低減

鳥獣保護管理法における「管理」とは、
生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の
健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減
少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう

広域管理 クマの保護管理ユニット



- クマは行動圏が広く、行政界を超えて行動する
- 行政界、交通網、河川、山塊等を考慮して、広域的な保護・管理を行うための行政単位を「保護管理ユニット」を設定
- ヒグマで5、ツキノワグマで18のユニットを設定

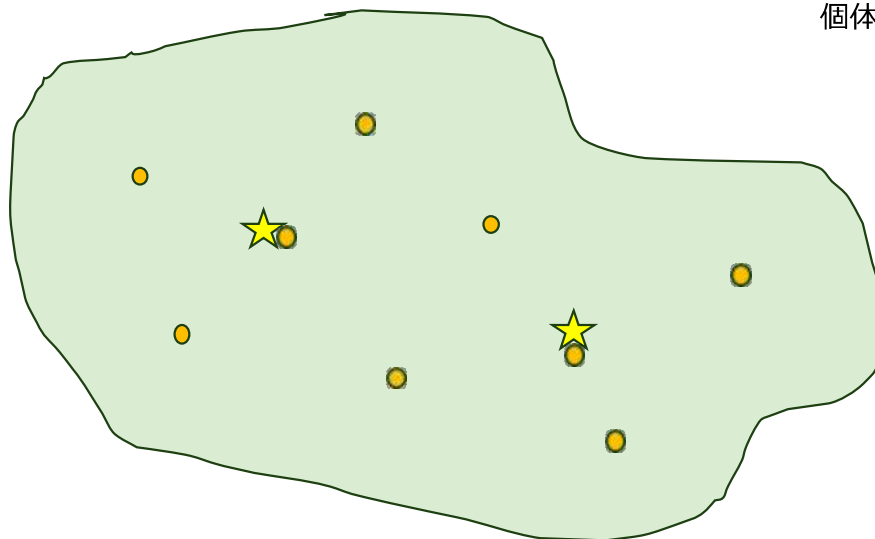
クマの個体数推定について

各ユニットの代表値での生息密度（絶対密度）を算出するSECR調査と、広域的にクマの撮影頻度から密度勾配（相対密度）を推定するRAI調査を並行して実施して、個体数を推定。
東北地方から令和8年度個体数調査を開始

※SECR調査（空間明示標識再捕獲法）

捕獲した個体に標識を付けて再度捕獲することで、全体の個体数を推定する方法。クマの調査では、調査地内から一部の地域を選定し、その地域の個体密度を明らかにする際に用いられる

クマでは、カメラトラップ法、ヘアトラップ法が一般的



調査イメージ

カメラトラップ法

自動撮影カメラで撮影されたクマの生体標識（月環紋など）で個体を識別し個体数を推定



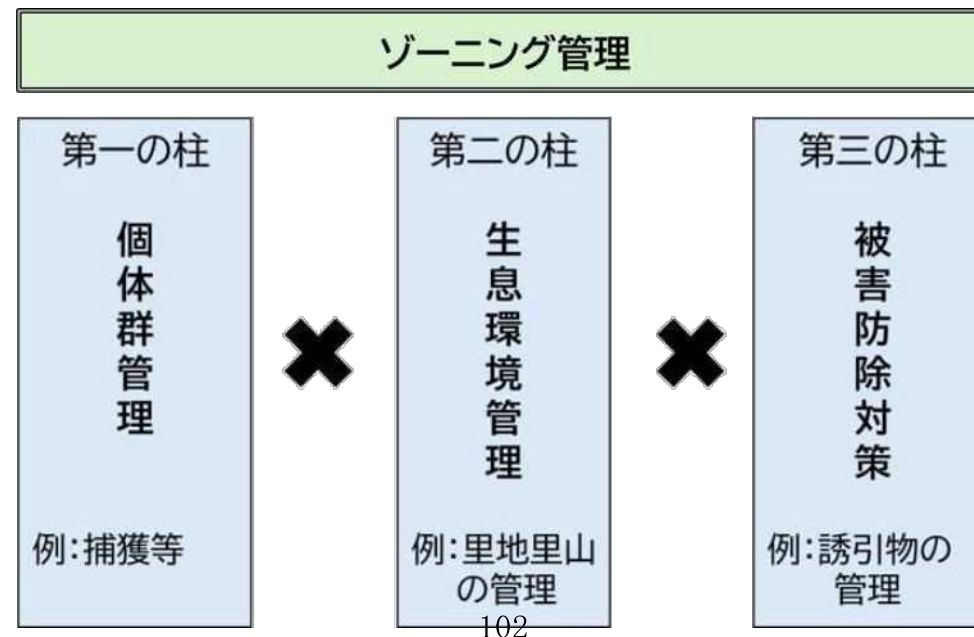
ヘアトラップ法

有刺鉄線の囲いのトラップを設置し、体毛を採取。DNA分析から個体を識別し個体数を推定



- ★ SECR調査地
同一の都道府県で生息密度が異なると考えられる場所を最低2ブロック選定
- RAI(相対個体数指数)調査地
ユニット内で大きな空白域が生じないように広域に配置

- 広域管理、ゾーニング管理の考えのもと、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策の各施策を組み合わせる
- 個体群管理、河川敷の刈り払いや林相転換を目指す生息環境管理、集落や農地などを中心に実施される被害防除対策は、鳥獣行政、河川行政、農林行政など複数の部局が関係。関係機関・部局が十分に連携して進めていくことが重要
- 個体群管理、生息環境管理、被害防除対策のいずれかのみを実施する場合や、一部の柱が十分に実施されない場合は、適切なゾーニング管理は実施できない



クマの特定計画に係るガイドラインの改定について

1 クマの特定計画に係るガイドライン※

※特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)令和7年度版

- 特定計画は、都道府県が鳥獣保護管理法に基づき、特に保護又は管理が必要な鳥獣の中長期的な目標や対策を取りまとめるもの(クマについては26道府県で作成済み・3県で作成中)
管理：鳥獣保護管理法においては、生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること
- 環境省は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して、技術的な支援としてガイドラインを作成(概ね5年おきに改定。旧ガイドラインは令和3年度策定)

2 クマのガイドライン改定のポイント

クマの保護・管理の目的

旧:人との軋轢の軽減を図ること → 新: **ゾーニング管理による人とクマのすみ分け強化
個体数・分布域の適正な管理(減少)**

※クマの個体群を存続させることに変更はない

① 個体数の管理方針の見直し(維持・増加 → 維持・減少)

- 成獣個体数が**400頭以上**の個体群は、**軋轢防止につながる目標個体数を設定**して管理する(旧:捕獲上限を個体数の15%以下で設定。
成獣個体数が800頭以下の個体群は8%以下)
- 成獣個体数が**100~400頭**の個体群は、**人との軋轢が恒常的に発生**している場合等は、**自然増加率以下の捕獲上限割合**で管理ができる(旧:捕獲上限を個体数の5%以下で設定) ※自然増加率は、ツキノワグマで14.5%
- 個体数調査は、**国が主導**して都道府県と連携して実施。**広域協議会を設立**し、**個体群単位で保護管理**する(旧:都道府県ごとに調査・保護管理)

② ゾーニングの区分の見直し(個体数管理を強化)

- **市街地等(旧排除地域)**と**農地等(旧防除地域)**を合わせて**排除エリア**とし、出没しているクマは問題個体として捕殺することが適当とした(旧:市街地等は捕獲、農地等は軋轢が生じている場合は捕獲)
- 排除エリアの周辺に**管理強化エリア**を新設し、クマの**定着防止及び排除エリアへのクマの侵入防止**のため捕獲する(旧:管理強化エリアの区分無し)

③ 問題個体の定義・取扱いの見直し

- 問題個体の定義を以下とした
 - ① **排除エリア(市街地等+農地等)に出没している個体**
 - ② **人へ危害を与えた個体**、農作物等に執着するなど**農林水産被害を発生させた個体**で、現時点では排除エリアにいない個体(旧:農作物やゴミ等の味を覚え、人間活動域周辺に出没又は人間を攻撃する個体※)
※市街地等に出没しても農作物やゴミに執着してなければ問題個体ではない
- 問題個体は、**捕殺することが適当**(旧:捕獲等。放獣も含む)

④ 麻酔による捕獲の考え方

- 安全かつ確実に**麻酔銃猟・吹き矢による麻酔による捕獲**が可能と判断される場合は**実施し得る**(旧:吹き矢の記載なし)
- **緊急銃猟制度**は、鳥獣保護管理法に基づく都道府県知事の許可を受けずに**捕獲可能**(旧:緊急銃猟制度無し)
- 麻酔による捕獲に関する、**関係法令**を追記(旧:関係法令の記載なし)